

机上配布資料(事案1)

2018年11月27日

原子力規制委員会 御中

審査請求書のご送付

前略

先の日本原電（株）の東海第二原子力発電所の適合性審査について疑問を持ち、審査請求書を送付します。

ご査収及び早急の審査をお願い申し上げます。

草々

記

- ・ 審査請求書（東海第二原発）
- ・ 申請請求申立人一覧（個人2ページ、団体1ページ）

計22ページ

計3ページ

以上

請求申立人 総代



(連絡窓口)

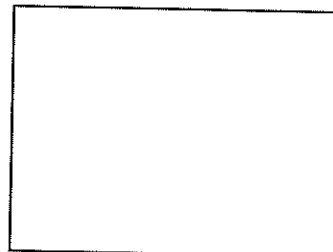


審査請求書

2018年(平成30年)11月27日

原子力規制委員会 御中

請求申立人 総代



行政不服審査法第2条の規定に基づき、次のとおり審査請求を行う。

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

別紙参照

二 審査請求に係る処分の内容

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更(発電用原子炉施設の変更)の許可処分(平成30年9月26日、原規規発第1809264号)

および

東海第二原子力発電所の工事の計画の認可処分(平成30年10月18日、原規規発第1810181号)

三 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

設置変更許可処分 2018年(平成30年)9月26日

工事計画認可処分 2018年(平成30年)10月18日

四 審査請求の趣旨及び理由

「二記載の設置変更許可処分を取り消す」との決定を求める。

「二記載の工事計画認可処分を取り消す」との決定を求める。

理由1 東海第二原発の危険性と原子力規制委員会の審査

私たち申立人が審査請求をする適格性を持っている。チェルノブイリ原発事故や東電福島第一原発事故を思い起こせば分かるように、ひとたび原子力発電所事故が起こればその影響範囲が少なくとも百kmから数百kmに及ぶことが実証されている。そればかりか、2つの原発事故による放射

能汚染は地球上の広範な地域に及び、両原発の収束・廃炉への道も全く見えていない状況から事故の影響が末代にまで及ぶことが分かる。従って、茨城県東海村にある東海第二原発の適合性審査に対する審査請求の資格は、地球上の総ての人にあり、とりわけ地元・周辺・首都圏・日本国内に住む人々が請求の資格を持っている。

11月7日、日本で最も古い沸騰水型軽水炉であり、東日本大震災で被災した茨城県東海村の日本原電（以下原電）東海第二原発（以下東海第二）の再稼働と20年の運転延長が認可された。原子力規制委員会は、ただでさえ老朽化し、燃えやすいケーブルを使っているなど、現在の法令では許可されないうえ、震災で揺さぶられ、津波に被災した原発さえも運転してよいとの結論を出した。

東海第二は11月27日で運転開始40年。この日までに認可を受けなければ廃炉になるはずだった。原発の安全性よりも原電という会社の都合を優先し、周囲30キロ圏内の住民96万人（昼間人口や観光客を考えると避難人口は100万人を超える。30キロ圏内のひたちなか海浜公園では一日あたり7万人を超える観客が集まるイベントが開催される。）、東京から100キロあまりの人口密集地帯にある原発を認可した。その責任は極めて重大だ。

原子力規制委員会設置法は第一条の「目的」の項で、一つの行政組織が原子力の推進と規制の機能を持つことの問題を解消するために規制委員会を設置したと規定した。国民の生命、健康及び財産の保護を目的とする、とも書かれている。

ところが現状は、原子力規制委員会は再稼働を押し進める役割を果たす機関となっている。

私たちは、原子力規制委員会の適合性審査（設置変更許可、工事計画認可）にも運転期間延長審査にも、とても容認できない原子力規制委員会の「再稼働推進」処分を見出している。

その中で、設置変更許可と工事計画に絞って、かつその一部に絞って、審査請求の理由を以下に申立てる。

なお、設置変更許可に対するパブリックコメントへの回答（考え方）では、耐震設計において「...については、工事計画の審査において確認します」が約20件あり、また火災による損傷の防止については百件以上の回答で「引き続き工事計画認可申請に係る審査において、...確認します」と記載している。即ち、工事計画が不当性であればすなわち設置変更許可も不当である。それにも拘らず、工事計画の認可については、後述のように情報公開が全く出鱈目であるばかりか、パブリックコメントにかけることもしていない。不当である。

理由2 スタビライザー耐震不合格～耐震性評価の欠落

以下に示すように、設置変更許可、工事計画認可において、耐震性評価に重大な欠陥がある。

(1)東海第二の欠陥

東海第二は新規制基準適合審査で再稼働が認められたうち、美浜3号、高浜1、2号に続き4基目の20年運転延長原発だが、基準地震動程度の地震に遭遇しただけで、重大な損傷を受ける可能性がある。言い換えると基準地震動程度の地震を二度受けるか、約20%程度大きな地震に遭遇しただけで原子炉圧力容器を支えきれなくなる重大な欠陥を有しているのである。

圧力容器の位置が地震の際に正常な場所に留まることは、安全上極めて重要なポイントである。

東海第二は、設計時点で270ガルの「設計用地震動」で建設された。その後この値は、1978年の基準地震動（設計用限界地震S2）制定時も同じ値だった。1995年に発生した阪神

淡路大震災を受けて380ガルに引き上げられ、2006年には耐震設計審査指針が見直され600ガルとされた。2006年の耐震バックチェックも600ガルで実施されている。

3. 11に地震と津波に被災して運転を停止した後、2014年に再稼働を申請したが、その際に基準地震動は901ガルになった。その後の2016年、地震想定の変更に伴い1009ガルに引き上げられ、現在に至っている。設計時点から実に4倍ちかくに引き上げられたことになる。

原電がストレステストの評価書で最も厳しいところとしたのは格納容器スタビライザで「クリフエッジ1038ガルに対して、600ガルの基準地震動であれば1.73倍の耐震裕度がある」と評価していた。

その後スタビライザの構造等には何ら変更がないまま、基準地震動だけが引き上げられてきたため、耐震裕度は食い潰されてきた。しかし詳細は明らかではなかった。

8月9日に公表された東海第二の工事認可申請書で重大な欠陥が明らかになった。この装置、裕度があるどころか、装置の評価基準値393メガパスカルに対して、地震による発生応力が「982メガパスカル」（1平方センチあたり約10トン）と、驚くべき数値が記載されていた。

簡単に言えば、この材料の評価基準値の約2.5倍の力がかかり、変形してしまうことを意味している。評価基準値は二つあり、一つは弾性範囲という、変位しても塑性変形しない段階（許容応力状態IIIAS）だが、ここで問題となっている基準値は塑性変形してしまうが破断はしない範

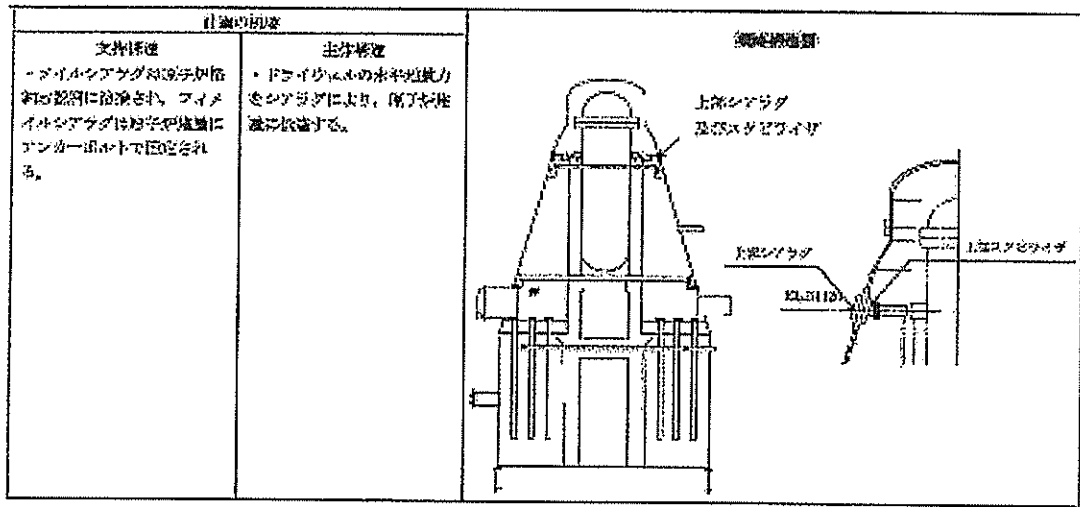
表5-4(1) 許容応力状態IIIASに対する耐力評価結果(0.5121 MPa)

評価項目	σ_{yk} (MPa)	K_{yk}	σ_{yk} (MPa)	σ_{yk} (MPa)	σ_{yk} (MPa)	σ_{yk} (MPa)	σ_{yk} (MPa)	許容範囲係数 K_{yk}/K_{yk}	備考
1.1	392	2.28	1562	1728	1912	98	40	0.834	

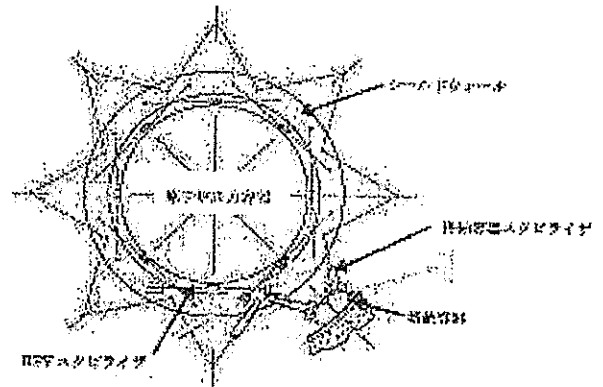
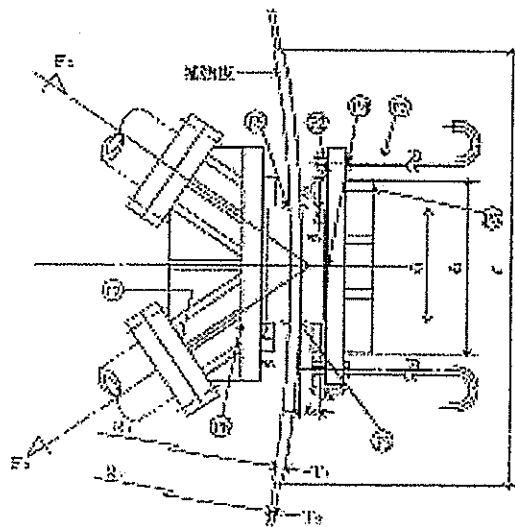
- K_{yk} : 耐震性評価に用いる繰返しビーク応力耐力の修正係数
- σ_{yk} : 地震動のみにおける一次元二次元ビーク応力の応力増倍率
- σ_{yk} : 繰返しビーク応力耐力
- σ_{yk} : 修正繰返しビーク応力耐力
- N_{yk} : 許容繰返し回数
- N_{yk} : 繰返し回数に対する繰返し回数
- E_{yk} : 縦弾性係数
- R_{yk} : 繰返し繰返しの脆性係数

注記 *1: $\sigma_{yk} = E_{yk} \cdot \epsilon_{yk}$ と算出した値である
 $E_{yk} = 2.07 \times 10^5 \text{ MPa}$ 、 $E_{yk} = 1.55 \times 10^5 \text{ MPa}$

囲の基準値（許容応力状態IVAS）である。



これでは本当は「失格」だが、原電は「許容値を満足しない場合は建設設計規格に基づき疲労評価を行う」とする規定に基づいた評価を行い「1未満である」ことをもって耐震性があるとして、それを規制庁も認めてしまった。



しかし「疲労評価」は「0.834」で、1にとっても近い。言い換えるならば「2割増し程度の大きさの力が掛かる」か「基準地震動程度の地震が二度襲えば」このスタビライザは破損することを示している。本来必要な強度余裕「1.5倍」にすら達していない。

基準地震動程度の揺れが二度、あるいは揺れの強さが2割増しになるなどは、想定外どころ

か、当たり前であり得ることである。事実、これまで基準地震動を超える揺れに遭遇した原発は五例、さらに二度襲われたケースも福島第一が東日本太平洋沖地震で起きている。

熊本地震でも、震度7が二度襲うなど、同程度の地震が連続的に起きることなど自然界では当たり前になると考えるべきは、最近の地震研究で明らかにされた現実である。

表1 疲労評価結果

疲労評価番号	疲労評価
F1	メインシヤラダ
F2	ファイバースタッド
F3	アンカーボルト
F4	ベースプレート
F5	シヤブトート
F6	上部スタビライザリブ
F7	フランジとウェブの溶接部
F8	上部シヤラダと耐震梁との溶接部

規制委員会はそういった自然に起きることまでも「基準地震動は二度起きない（10月25日市民とのヒアリングの場における回答）」などと非科学的なことを主張し、この原発の危険性を一切認めようとしていない。これは重大な事実誤認であり、東海第二の規

制基準適合性、及び工事認可手続きの瑕疵を明白にしている。

(2)「スタビライザ」とは

核燃料を入れている圧力容器は、運転している時（摂氏273度）とそうでない時（常温）では大きな温度差があり、鋼鉄製の容器は膨張と収縮を繰り返すので、その上下をがっちり固定することが出来ない。圧力容器の下は120本の基礎ボルトで土台のコンクリートと接続しているが、中間部と上部は固定できない。そのため地震で揺さぶられると激しく振動する恐れがある。これを支えるために「スタビライザ」（水平方向支持板）という装置が取り付けられている。

「原子炉圧力容器（RPV）スタビライザ」は、原子炉上部の径方向と軸方向への熱膨張を逃がす役割と共に、地震動による動きや配管破断、損傷などで生ずる冷却材喪失事故時の「ジェット反力」（噴出する冷却材の反対方向に生ずる圧力）により力が加わった際の、水平方向の変位を一定範囲に押さえるよう、約1m以上の厚さのコンクリート製原子炉遮へい壁（シールドウォール、生体遮へいとも言う）と圧力容器を接続している。あらかじめ引張荷重をかけて原子炉圧力容器と遮へい壁上部でつなぎ、原子炉が転倒することを防いでいる。

原子炉圧力容器には8つのスタビライザブラケットが設置され、それぞれ二本の柱で支えている。

それぞれのスタビライザは遮へい壁上部にあるガセット板、ピンでスタビライザブラケットに接続されたクレビス（U字型の固定金具）、スプリングカップリングロッドからなる。

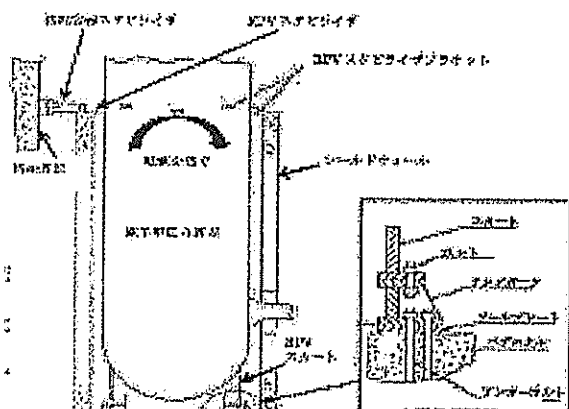
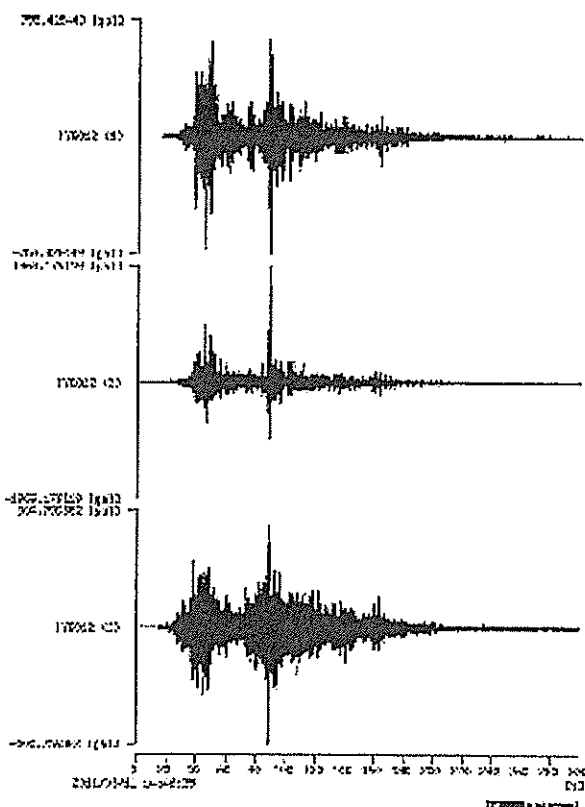


図1 原子炉圧力容器とシールドウォールの接続構造



さらにその遮へい壁を格納容器スタビライザが支え、格納容器の壁を介して、原子炉建屋に力を伝達できるようになっている。つまり、原子炉圧力容器の上部は、原子炉圧力容器スタビライザで遮へい壁に支えられ、遮へい壁は、格納容器スタビライザで格納容器につながり、格納容器の外部を「シアラグ」と呼ばれる金具で原子炉建屋につながっている。（東海第二運転差止等請求事件準備書面より）

(3)スタビライザが破損した場合の重大な影響

原子炉圧力容器は、下部を「RPVスカート」と呼ばれる下部構造材を介してコンクリートに基礎ボルトで固定されている。「原子炉圧力容器スタビライザ」が機能を失うと上部の水平方向の支えを失う。結果として地震動により「RPVスカート」及びそれを支える「基礎ボルト」に極めて大きな繰り返し荷重がかかる。その力が許容限界を超えると破損する。

「原子炉格納容器スタビライザ」が機能を失うと圧力容器は「シールドウォール」ごと変位し、格納容器に倒れ掛かり、圧力容器に接続されていた複数の配管が瞬時に引きちぎられて破損する恐れがある。これでは、設計で想定している配管破断よりも遙かに多くの損傷を受けることとなり、大規模な冷却材喪失事故に至る。

いずれの場合でも原子炉圧力容器の垂直が

維持されなければ、制御棒挿入動作も阻害され、核分裂反応を停止させる重要な機能を失う。いわゆる「ATWS（制御棒挿入失敗事故）を引き起こすことになり、きわめて深刻な「原子炉停止失敗」「原子炉冷却材喪失」の複合事故を引き起こす。

原子炉冷却材喪失事故（LOCA）は最大規模の配管一本（再循環系）がギロチン破断する想定であり、ECCS（緊急炉心冷却装置）による再冠水で収束するとされるが、それを超える条件下ではもはや冷却の継続はできないため、緊急炉心冷却装置の能力も追いつかないことになる

表 東北地方太平洋沖地震において福島第一・福島第二原子力発電所で取得された観測記録と基準地震動 S_e に対する応答値との比較

観測点 (原子炉建屋基礎直上)	観測記録			基準地震動 S_e に対する			
	最大加速度値 (ガル)			最大応答加速度値 (ガル)			
	NS方向	EW方向	UD方向	NS方向	EW方向	UD方向	
福島第一	1号機	420*	447*	255*	487	469	412
	2号機	346*	557*	302*	441	458	420
	3号機	332*	507*	231*	442	441	429
	4号機	231*	313*	200*	447	445	422
	5号機	311*	545*	355*	452	452	427
	6号機	226*	444*	244	445	448	415
福島第二	1号機	254	230*	305	424	424	512
	2号機	243	165*	232*	423	429	504
	3号機	277*	210*	206*	423	490	504
	4号機	210*	205*	288*	415	415	504

*記録開始から10～150秒程度で記録が中断している。

こうなると、格納容器の設計条件（格納容器の耐圧設計も1本の配管破断を前提にしている）も越えてしまい、やがて破損する可能性が否定できない。

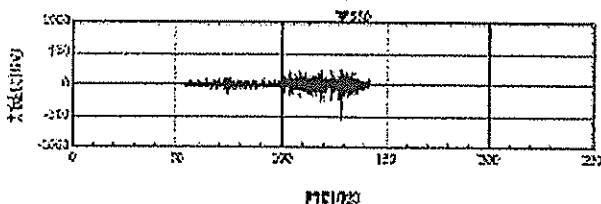


図 3-2 福島第一 2号機原子炉建屋基礎直上の加速度時刻歴波形 (EW方向)

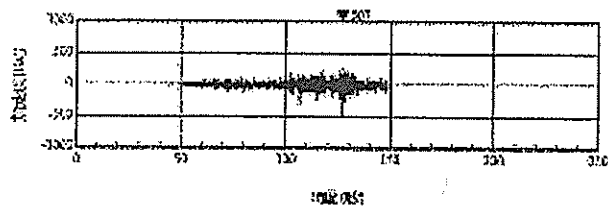


図 3-3 福島第一 3号機原子炉建屋基礎直上の加速度時刻歴波形 (EW方向)

結果として大量の放射性物質が環境に拡散し、周辺住民の生命が重大な危機にさらされることになる。福島第一原発事故とも異なり、原子炉本体が傾き、一次冷却系配管が複数破損し、制御棒すら挿入できない事態は、設計条件をはるかに超えているだけでなく、現在行われている重大事故対処設備程度でも制御できない最悪の事態のひとつである。

(4)「基準地震動」を超える地震は繰り返し襲う

東日本太平洋沖地震は記録した場所により、地震動のピークが二つ以上ある地震だった。例えば防災科学技術研究所の強震観測網K-NE Tの塩竈の強震計記録データは特に顕著である。

ここは震源から163kmもあるが、最大加速度2018.9ガルを記録している。

波形には大きなピークが二つ記録されており

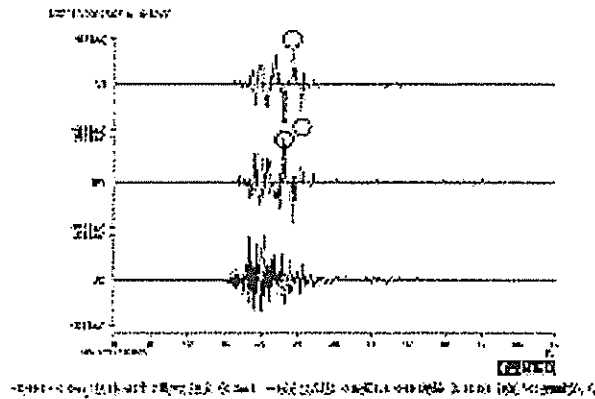
、非常に大きな揺れが十数秒の静穏期を隔てて発生したことが分かる。

その波形には大きなピークが二つあり、非常に大きな揺れが十数秒の静穏期を隔てて発生したことが分かる。

これと似た波形は福島第一原発の記録でも見ることが出来る。

福島第一原発には各号機及び敷地内各所に53箇所の地震計があったが、うち最後まで記録を続けたのは29箇所だけだった。その揺れは基準地震動を超える程度の大きな値であった。この記録が途切れた7箇所の地震記録で、福島第一でも二度以上のピークを記録した地震であることが分かっている。

E-110101 (M10) 観測点の強弱記録形



記録の中断について東京電力は次のように説明している。

「しかし、当該収録装置では、記録の終了を判定するソフトウェアのロジックに不具合があり、一旦起動レベルを下回る揺れを感知すると、その時点で記録の終了を判定し、その後の揺れが再度起動レベルを超えているにも関わらず、一定時間経過後、記録を終了することが判明した。

このため、今回の地震のように記録を開始した後大きな揺れが非常に長い間続くような場合には、主要動の途中で一旦起動レベルを下回る揺れを感知してしまうと、その後再度起動レベ

ルを超える揺れを感知していても、一定時間経過後に記録を終了（中断）したものと考えられる。」（福島第一原子力発電所における平成23年東北地方太平洋沖地震時に取得された地震観測記録の分析に係わる報告・平成23年5月16日）

7箇所の記録は、地震発生から130～150秒程度で止まった。起動レベルを下回る地震動に低下したことを意味する。その後再び地震動のピークがあったことは、他の記録計で分かっている。そこから、この地震は二つ以上のピークがあり、記録が停止している号機でも、二度あるいはそれ以上の基準地震動を超える揺れに遭遇していたことに疑問の余地はない。

海溝沿いのプレート間地震だけではない。活断層が動いた地震でも同じような記録を見つけることは出来る。2007年7月の中越沖地震では三つの地震動のピークが観測されているし、2016年4月の熊本地震では最大震度7の地震が約28時間を経てほぼ同じ地域で発生している。後者は双子地震であった可能性がある。

複数大きな地震動が時間差を持って生ずることはかなり頻繁に起こり得る事だが、規制庁は「基準地震動規模またはそれを超える地震が二つ以上起きる可能性はない」として、このスタビライザの耐震評価を通してしまった。これは科学を無視する暴挙ではないか。

格納容器スタビライザは地震動の変位を支えきれない。そのため、基準地震動を僅かに超える地震さえスタビライザは損傷し圧力容器が変位したり、格納容器そのものが破損し、密封性を保てなくなる危険性が極めて高いのである。

基準地震動は、累次の変遷で1009ガルとされているが、それでも過小評価である。これを上回る地震動に襲われる可能性は高い。東海第二を再稼働してはならない大きな理由の一つだ。

(5)規則に反する結論

スタビライザの疲労評価については、基準地震動に対してさえ破壊されるまでに僅か「1.2倍」程度しか余力は残されていない。疲労評価値「0.834」とは、そういう値である。

一方、原電が基準地震動600ガルの時代に得意げに書いていた「評価基準値の1.73倍の余裕がある」としたのは「東海第二発電所の安全性に関する総合評価（ストレステスト）の結果について」（2011年8月31日）である。「設計上で想定している地震（基準地震動600ガル）の1.73倍大きい地震（約1,038ガル相当）に耐えられることを確認」「安全対策の強化前と変わらず、耐えられる地震の大きさは「原子炉圧力容器スタビライザ」が損傷するまでの地震の大きさであり、想定1.73倍です。」とはっきり書いている。

工事計画書の上では、圧力容器スタビライザは今も評価基準内に収まっていることになっている。ところが「格納容器スタビライザ」は、発生応力が評価基準値の2.5倍に達し、その結果

行われた「繰り返し疲労評価」でようやく規定値以下の値になった。これに対し規制庁は「原子力発電所耐震設計技術指針（J E A G 4 6 0 1）等に基づき耐震評価を実施し、規制庁は、当該評価結果が許容値を満足していることを確認した。」「なお、疲労評価で使用する設計疲労曲線は十分な余裕を有しており、疲労評価値が1を超える力がはたらいた場合でも、直ちに当該部位が損傷するわけではありません。」と回答している。（11月6日付大河原まさこ議員への規制庁からの文書回答より）

1を超えても壊れないとの回答は、工学的安全性の要求を放棄することだ。1を超えては破損するとして使用を禁止する規定だと回答しなければならない。これでは評価になっていない。では終局応力はいくつなのか。明確にしてもらうほかはない。

ところが11月7日に規制委が決定した「保安規定変更認可申請に関する審査結果」では「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」に基づく「高経年化技術評価」で「低サイクル疲労」の発生頻度を次のように規定している。

「評価実施日から運転開始後60年時点の過渡回数は、申請者が運転を行うとしている平成32年9月から運転開始後60年時点の期間において、運転開始から評価実施日までの過渡回数の発生頻度の1.5倍以上の値を設定していること」

通常運転時に発生する低サイクル疲労では、1.5倍以上の余力を残せと規定しているのに、地震動評価では1.2倍しか残っていないのに合格させた。同じ低サイクル疲労評価で二重基準になっているのは不合理であり、耐震性評価についても少なくとも1.5倍以上を要求するのが「整合の取れた」基準である。（もともと、1.5倍でも少なすぎだ。少なくとも3.0倍は必要である。）

1.5倍とは、繰り返し評価値に直すと「0.667」であり、これ以上の値を取る場合は失格とすべきことが、「高経年化技術評価」では明記されているのである。

多数の問題を抱える原発だが、この点一つとっても違法構造物であり、審査を経て不合格とすべきであることは明白だと考える。

（6）マスキング問題

東海第二に限らないが、規制庁から公開される文書は「白抜き黒枠」すなわちマスキングされている箇所が異様に多く、書かれている内容がほとんど理解できない文書ばかりだ。

これ自体も情報公開とは逆行する重大問題であるが、今回は加えて、あまりにずさんで恣意的なマスキングの実態が明らかになった。

特定の箇所の工事認可申請は、補正を繰り返していくつかのバージョン（リビジョン）が存在する場合がある。

そのリビジョンによってマスキングされていたりいなかったりと、バラバラな状態になっている。

また、一つの項目について全ての箇所がマスキングされているため、内容が完全に分からないものさえ存在する。

隠す理由については、以前から規制庁は、事業者が行う行為であり、その理由は「核物質防護」「商業秘密」であると主張している。ところが安全上重要な部位に関する準地震等に対する応力比については、書かれていたりマスキングされたりと、一貫性は全くない。同一部材についてすらそうである。さらに計算により求める共振比については結果のみを示しているため試算は全く出来ないうえ、計算根拠の検証さえ不可能である。これでは公開したとは言えない。

このことについて10月25日の規制庁ヒアリングでも驚く説明が成された。「マスキングは情報の速やかな公表のためホームページに掲載を急いだから」だという。また、バラバラなマスキングの実態については事実上デタラメであることは認めている。これも「規制庁から事業者に対して、その妥当性について可能な限り指摘を行っています」と答えているが指摘をしていて実態がこれかと呆れるほかはない。

国民の安全と商業上の利益を比較したらどちらが重いかは改めて述べるまでもないことだ。直ちに全情報を開示することを求める。

理由3 情報公開の拒否～原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性

原子力規制委員会設置法（以下「設置法」とする）第二十五条は「原子力規制委員会は、国民の知る権利の保障に資するため、その保有する情報の公開を徹底することにより、その運営の透明性を確保しなければならない」と規定している。しかし、原子力規制委員会は本件処分に係る非常に多くの重要資料を非公開としており違法である。

この設置法に関する国会決議は「原子力規制行政は、推進側の論理に影響されることなく、国民の安全の確保を第一として行うこと」を求めている。実態は、「商業機密あるいは防護上の観点から」といった理由で、日本原電からの提出資料の多くの重要な箇所「黒枠白抜き」マスキングをして非公開にしており、法律と同様の重みがある国会決議を無視している。

また、原子力規制委員会は透明性を強調する中で、事業者のと非公開ヒアリングを減じて公開審査の頻度を上げようとしていることは評価するが、それならば「黒枠・白抜き」透明公開を止めるべきだ。

また、院内ヒアリング集会で耐震・津波担当が「マスキングが出鱈目」になっていることを認め、さらに「速やかに公開する為にマスキングが多いまま公開した」と話した。ところが、その後の追加質問への文書回答は「事業者から提示される資料においてマスキング箇所がある場合には、規制庁から事業者に対して、その妥当性について可能な限り指摘を行っています」で、口頭回答と正反対の文書回答である。

このやりとりからも大嘘が明らかである。

大量のマスキングは実は不合格を隠蔽するためではないか。

情報公開を徹底する為にも、「速やかに公開する為」にも、そして何よりも多くの「国民」と専門家が審査の妥当性を検証するためにも、総ての補正書の公開を徹底するべきだ。

本来、本件処分の前に工事計画の認可に関する全資料を公開した上で、パブリックコメントの実施と公聴会の開催、及び東海第二原発の再稼働に批判的な専門家を含めた審議が必要である。にも拘らず、「新規制基準」に照らして審査が妥当に行われたか、「新規制基準」に適合しているかどうかを誰にも全く判断できない情報公開は、不当で違法である。

例えば、日本原電の工事計画補正書の中には、201ページ中「黒枠・白抜き」だけのページが146ページもある資料（10月5日資料1-81補正340-18）があり、またほとんど全ページが「黒枠・白抜き」だけのページの補正書（10月12日工事補正書20/39、39/39など）がある。

例えば、図は多数ある「黒枠・白抜き」マスキングの一例であるが、多くの固有周期の計算結果が「0.05<」としか示されず本当に計算したのか疑わしい。これでは共振が起こらない、耐震評価OKの証明になっていないのではないか？

実際、1989年1月に福島第二原子力発電3号機の原子炉再循環ポンプ内部のインペラー（回転翼）の溶接部が壊れ、炉心に多量の金属片等が流出、長期にわたって発電所を停止に追い込んだ事故が発生した。この事故で再循環ポンプが激しい振動を起こして破壊された根本的要因は共振現象にあった。

同じ沸騰水型軽水炉の事故であり、東海第二でも同様の事故が起こるのではないかと心配であるが、「再循環系ポンプ遮断機の耐震性」についての計算結果では、重要な寸法が図と同様に「黒枠・白抜き」で隠されていて、固有周期が「0.05以下」と記載されてはいるが計算値が示されていないので、本当に再循環系ポンプが共振しないことを証明したことはなっていない。

該当箇所の「黒枠・白抜き」を除いた補正書を示すべきだ。

4.5 設計用地震力

「基準地震動 S_B 」による地震力は、添付書類「V-2-1-7 設計用床応答曲線の作成方針」に基づき設定する。また、減衰定数は添付書類「V-2-1-6 地震応答解析の基本方針」に記載の減衰定数を用いる。

評価に用いる設計用地震力を表4-7に示す。

表4-7 設計用地震力 (重大事故等対処設備)

掘付場所 及び 床面高さ (m)	固有周期 (s)		弾性設計用地震動 S_E 又は静的震度		基準地震動 S_B		減衰定数 (%)	
	水平 方向	鉛直 方向	水平方向 設計震度	鉛直方向 設計震度	水平方向 設計震度	鉛直方向 設計震度	水平 方向	鉛直 方向
EL. 46.50*1		0.05 以下*2			$C_H =$ 1.74 又は*3	$C_V =$ 1.52	1.0*4	

注記 *1: 基準床レベルを示す。

*2: 固有値解析より 0.05 秒以下であり剛であることを確認した。

*3: 基準地震動 S_B に基づく設計用床応答曲線より得られる値。

*4: 溶接構造物に適用される減衰定数の値。

【本図は水防堰取水口の耐震性について示す図表である】

1. 重大事故等対処設備

1.1 設計条件

掘付場所	設計条件	掘付場所及び 床面高さ (m)	固有周期 (s)		弾性設計用地震動 S_E 又は静的震度		基準地震動 S_B		減衰定数 (%)
			水平方向	鉛直方向	水平方向 設計震度	鉛直方向 設計震度	水平方向 設計震度	鉛直方向 設計震度	
取水口の耐震性	免震設計/防振 装置/設備	EL. 46.50*	0.05以下				$C_H = 0.71$	$C_V = 0.71$	

注記 *1: 基準床レベルを示す。

1.2 基礎条件

1.2.1 基礎形式/耐震設計条件

部 材	埋 (Dp)	h (mm)	b (mm)	L (mm)	D (mm)	A_{st} (mm ²)	n	n_{eq}	S_{ps} (MPa)	S_{pt} (MPa)	F ₁ * (kN)	応答方向	
												弾性設計用地震動 S_E 又は静的震度	基準地震動 S_B
基礎コンクリート (1-1)									205	200	216		
支柱コンクリート (1-2)									205	200	216		

1.3 耐震仕様

1.3.1 ボルトに使用する力

部 材	T_{ps}		T_{pt}	
	弾性設計用地震動 S_E 又は静的震度	基準地震動 S_B	弾性設計用地震動 S_E 又は静的震度	基準地震動 S_B
基礎ボルト G12				
支柱ボルト G12				

さらに、基準地震動についての質問に対して原子力規制庁は次の回答をした。
「地震は自然現象であり、基準地震動についても、今後それを超えるような地震が起こる可能性について、完全に否定することはできません。新規制基準では、基準地震動による地震力に対して十分な余裕を有して設計するよう求めている」

基準地震動を越える地震が起こりうると考えているのであるからこそ、耐震に関する評価情報をあきらかにするべきであるのに、補正書をマスキングして計算過程も結果も隠すばかりか、40

年前の基準地震動を4倍弱上げた結果、どれだけ裕度が減ったかも全く明らかにしていない。

誰が考えても、「営業秘密」よりも「国民」の安全が大切だ。総ての「黒枠・白抜き」マスキングを無くさない限り、処分は不当である。

理由4 ケーブル・火災問題

(1)可燃性ケーブルが火災を拡大

2016年10月12日東京電力（東電）新座変電所で、地中に埋設されていた送電線が経年劣化により出火、58万件にも達する大規模停電が発生した。東電の発表では火元は洞道（地下トンネル）に敷設されていた「OFケーブル」で、設置から35年が経過していた。このケーブルは絶縁材に油を使っているため、損傷し発火すると極めて危険だ。

東海第二にもOFケーブルは使われている。電源設備の一部で、安全系とは一緒に敷設されていないとするが、そういう問題ではない。外部電源系統に使用しているのならば、火災が発生した場合、電源喪失に至るのだから極めて重大な事態になり得る。少なくとも危険と分かっている種類のケーブルをそのまま使い続ける理由などない。火災が発生したら、このケーブルが火災の燃焼源となり伝播してしまう危険性を有している。つまり導火線を抱えた原発である。

下の図でも明らかだが東海第二と同時期に建設されていた沸騰水型軽水炉は全て廃炉になった。1970年代に設計し建設された原発の内、沸騰水型軽水炉で20年延長運転申請をしているものはない。また、ケーブルが可燃性のままで敷設され、そのまま大半が交換されない原発もまた、存在しない。唯一、東海第二だけである。

設置許可取得プラント数	原安委		電気協会		原安委		電気協会		原安委		電気協会		原安委		電気協会		
	安全設計 (指針5) (1977)	火災防護 審査指針 (1980)	JEAG4607 火災防護 指針 (初版) (1984)	安全設計 (指針5) (1980)	JEAG4607 火災防護 指針 (改訂版) (1989)	技術基準に JEAG4607 エンターズ (2006)	火災防護 審査指針 (改訂) (2007)	JEAG4026 火災防護 規格 (2008)	技術基準に JEAG4826 エンターズ (2011)	原安委	電気協会	原安委	電気協会	原安委	電気協会	原安委	電気協会
66 熱電1 福島1-1 美浜1 68 熱電2 福島2 69 熱電3 高浜1 70 熱電3-高浜2 志保1、女川1 71 熱電5 72 熱電4-志保2 大飯1,2,2-1 73 熱電5 74 熱電2 76 志保2 77 伊方2-抽油機 78 高浜2 79 熱電2	70 熱電3-高浜2 志保1、女川1 71 熱電5 72 熱電4-志保2 大飯1,2,2-1 73 熱電5 74 熱電2 76 志保2 77 伊方2-抽油機 78 高浜2 79 熱電2	80 高浜2 81 女川1 82 高浜2 83 抽油機2 84 高浜2 85 高浜2 86 高浜2 87 高浜2 88 高浜2 89 高浜2 90 高浜2 91 高浜2 92 高浜2 93 高浜2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	90 高浜2 91 女川1 92 高浜2 93 抽油機2 94 高浜2 95 高浜2 96 高浜2 97 高浜2 98 高浜2 99 高浜2 100 高浜2	
	計7	計18	計14	計8	計6	計4	計4	計4	計4	計4	計4	計4	計4	計4	計4	計4	計4

☆火災ハザード解析については現状上の位置づけなし。

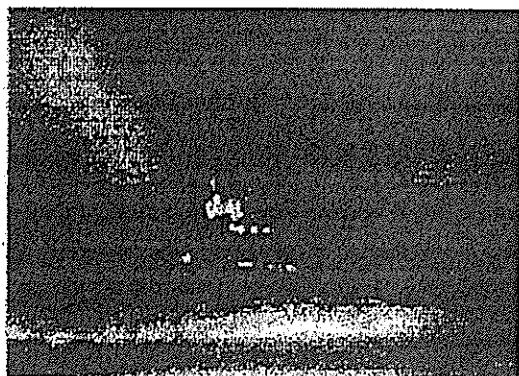
【第12回原子力防災小委員会火災防護ワーキンググループ資料2212-5を基に事務局にて作成】

22

原子力規制委員会 資料 柏崎刈羽原子力発電所安全対策に関する資料(2) 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所安全対策に関する資料(2) 東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所安全対策に関する資料(2)

(2)難燃性ケーブルが火災を消す

2018年11月1日午前6時28分頃、柏崎刈羽原発の荒浜側立坑内において発煙が確認され午前6時31分頃に東電が119番通報を行った。だが現場（荒浜側立坑入口から南側に約70m地点）では炎は確認されず、消火活動等は行っていない。柏崎市消防による現場確認の結果、午前8時45分に「鎮火」と確認、午前9時00分に「火災」と判断された。この火災によるプラントへの影響はなかったという。



柏崎刈羽原発のトンネル内で焼けたケーブル＝1日午前、新潟県柏崎市（東京電力提供）

柏崎市長に宛てた「東京電力ホールディングス株式会社 執行役員 柏崎刈羽原子力発電所長 設楽親」名義の文書から主要な部分を引用すると。

6900V以上の高圧ケーブルの接続部は、発電所構内で合計95箇所あるという。

そのうちの「荒浜側緊急用高圧電源盤から7号機へ電気を送るケーブルは3本あり、そのうち1本のケーブル

の接続部が損傷し、さらに通電による損傷部の過熱などにより、隣接しているケーブルも損傷したことから、最終的にケーブルの損傷部同士がショートし、火災に至ったもの」と推定している。

使用されていた難燃性ケーブルは、「一度着火しても自己消火する特性を有しており、また周辺の火災からの延焼もしにくい特性を有しています。」「また、過電流により保護回路が動作し、遮断器を開放し事故電流が遮断されることで、ケーブル事故箇所の加熱を停止することができます。そのため、事故電流を検出し、遮断することにより、延焼し火災が広がっていくということはないと考えています。」と、難燃性ケーブルであったことで火災の延焼は防止されたことを強調している。

鎮火した理由については「過電流により保護回路が動作、遮断器を開放し、ケーブル事故箇所の加熱を停止した結果、自己消火しています。」と説明しているが、ケーブルが可燃性であったならば、電源を遮断しても火災は消えなかった可能性が高い。東電も、ケーブルが「難燃性であるから、必ずしも火災が発生しない」というわけではないとわざわざ注釈をしている。

同じ東電内で発生した二つの火災はケーブルの性質が火災の規模を決めることを示した。

東海第二が、これを教訓化していない（出来ない）ことは確かだ。それでも規制委は再稼働を認めるのか。

東海第二の対策は「質巻きのケーブル」

燃えないケーブルを使えないからと、東海第二は可燃性ケーブルを防火シートでくるんでしまった。これは対策をした結果、もっと悪い事態を招きかねない愚策である。

時系列
午後2時42分地震発生
午後2時57分1号機火災報知器動作
午後3時30分発煙確認
午後5時15分現場確認のためスポット排煙装置設置
午後7時43分タービン建屋地下1階高圧電源盤が火災発生箇所と特定
午後8時23分粉末消火器による消火
午後10時55分消火確認

(3)高エネルギーアーク損傷

高エネルギーアーク損傷火災ではケーブルが導火線になる

東日本大震災時に女川原発で「高エネルギー・アーク損傷火災」が発生していた。

(図参照)

2011年3月11日の震災時に発生した女川原発の高エネルギーアーク損傷火災事故は、女川原発においてのみ生じる現象ではなく、およそどこにでも発生しうる事故である。その際にケーブルが導火線のように火災を広げる危険性は、米国ブラウンズ・フェリー原発事故において実際に発生している。

地震の揺れにより開閉器が振動し、その際に発生したアーク放電により端子などが溶断、溶けた金属が高温の液体となり飛び散ったため電源盤が炎上し、ケーブルにも延焼した。この火災では地震発生直後に発火したことは火災報知機の発報でわかったが火災現場の特定に五時間を要し、消火活動はさらに40分後、それでも消火作業はまともにできないまま、実に発火から8時間以上ものちになり消火が確認されたという。事実上手に負えない状態に陥っていた。結局燃え尽きるまで燃え続けた。

実際にケーブル火災が発生した場合、消火できない場所であったり他の災害で近づくことも困難などで燃え尽きるまで放置せざるを得ない事態に陥ると覚悟しなければならない。

そのような意味でも電源装置やケーブルは絶対発火させてはならないのである。

高エネルギーアーク損傷(以下HEAF)に関する問題が原子力規制委員会の「第3回新規制要件に関する事業者意見の聴取に係る会合」において明らかにされた。このような火災は、どこの原発のあらゆる電気盤においてもあり得るもので、発生すれば大規模なケーブル及び設備火災につながる可能性がある。HEAFが発生することを前提都市、その拡大を防止する対策が必要であると考える。

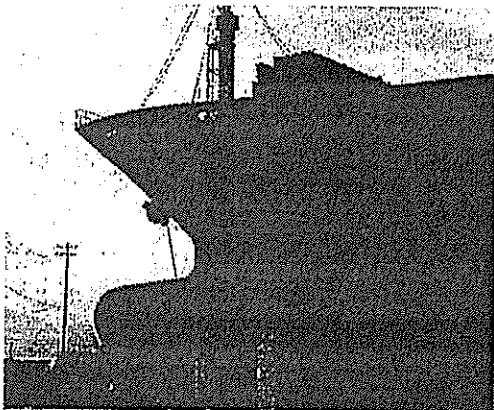
その典型的な方法は、難燃性ケーブルを使うことであり、これは全てのケーブルを難燃性としなければ効果は期待できない。一部でも可燃性ケーブルが存在すれば、火災防止上は欠陥があることになるのは当然である。安全系の電源盤か否かに関わらず、火災が発生すれば全体に燃え広がる可能性が大きい。よって特定のケーブルや機器のみに対策をしても防火対策上は問題が非常に大きい。

「原子力発電所における高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する分析」(原子力規制委員会/平成28年3月)では、地震に伴い遮断装置の振動とそれに伴う端子損傷が容易に配電盤火災につながる実証され、さらに不燃化していないケーブルが火災を拡大している様子が明らかになった。HEAFは様々な要因で発生し、発生直後に系統遮断を実施しても数十秒ほど放電現象が続く場合もある。ケーブルの不燃化とHEAF対策は不可分のものであり、ケーブル対策が十分でなければHEAF発生時の大火災を結局は防止できない。規制庁は実証試験まで行っておきながら、結論を間違った。認可を取り消すべき十分な理由となる。

台風24号の影響により各地で多発している塩害からの放電火災の事例や、火山噴火による火砕降下物(火山灰)が原因の絶縁破壊による構内火災の発生など他にもHEAFの原因はいくらでも存在する。その結果、何ヶ月も設備が使用不能となり、安全上重要な機器類や情報を得るための計測装置類も使用できなくなる。ところが、そのような想定はどこにもない。

電気設備にこのような付着物等の影響でHEAFが発生する想定はそもそも、工事認可手続きではなく設計基準事故として規制基準適合性審査において見ておくべきものではないのか。規制委員会の審査は、原発の安全性よりも企業の存続のために行われたと言わざるを得ないのである。

理由5 津波による漂流物の問題



東日本大震災の際に、船首が岸壁を壊して乗り上げていた全長約100mの大型貨物船アジアシンフォニー(4,724トン)(岩手県釜石港)の写真は、津波の威力を如実に物語っている。

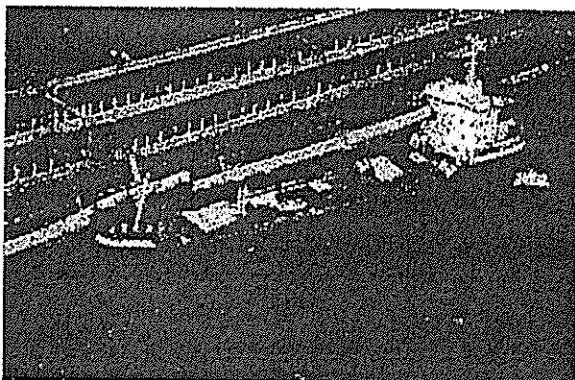
東海第二原発の北に約2kmの地点に茨城港日立港区、南に約3の地点に茨城港常陸那珂港という2つの中核国際港湾が存在している。

もし、津波で操縦不能となった大型船舶などが流され、防潮壁、取水口、排水口、建屋等の損壊原因となり得るし、その可能性は決して低いとは言えない。取水口、

排水口の場合は、一定の防護措置がとられていたとしても、漂流物が口を塞いでしまう可能性も考えられる。

一方、2018年9月4日に台風21号が四国から近畿を通過、兵庫県に上陸して大きな被害を残した。関西国際空港では最大瞬間風速58.1m/sを記録し、タンカー『宝運丸』が連絡橋に衝突した。この強風と高潮は大阪湾に大きな被害をもたらし、特にタンカー9隻が漂流し、その一つが関西空港の連絡橋に衝突した。

一方、規制委は船舶の漂流について「本発電所敷地内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船につい



関空連絡橋に衝突したタンカー＝4日後、朝日新聞 ④
社ヘリから、筋野健太撮影

ては、津波警報等の発令時に緊急待避することが基本です。基準津波に対しては到達までに時間的余裕があることから、荷役等を中止した上で緊急待避することが可能であるため漂流物とはならないことを確認しています。」としているが、現実には進路予想も襲来時刻もほぼ特定できている台風被害でさえ船舶の退避が出来ない場合があることを、今回の台風被害が実証している。

また、津波が予想された場合の緊急退避が無理であることを、福島原発事故時の船舶の衝突が明らかにしている。更に、基準津波以上の津波が来たり、大規模台風が来たり、予想しえない自然現象が起こったりを考えると、漂流物が遡上して東海第二原子力発電所に衝突することが無いことは証明できない。

おまけに、原子力規制庁は基準津波についてコンピュータシミュレーションで得た流向・流速から船舶の衝突や上陸は無いことを日本原電が示したとしているが、それを示すはずの補正書（資料1-09、4.2.2 敷地に遡上する津波における漂流物の影響評価について）にも重要な平面図など沢山の「黒枠・白抜き」マスキングがあって評価の妥当性を私たちには確認できない。

理由6 炉心安定性と原子炉停止問題

東海第二には炉心安定性の欠如と核暴走の危険性がある。

軽水炉は原子炉内部の核分裂反応と炉心燃料の冷却共に「軽水」（通常の水）を使う。その中でも沸騰水型軽水炉は水が常に沸騰しているので運転時に密度が大きく変化する。アワが多い炉心上部は減速材密度が小さく、アワが少ない炉心下部は減速材密度が大きい。核分裂反応は原子炉下部がより盛んになる。

これを平均化するために中性子を吸収する「ガドリニウム」（Gd）をガドリニア（Gd₂O₃）の形で下部により多く添加したり制御棒操作により燃焼を平均化する作業を行う。

沸騰水型軽水炉のうち「BWRタイプ5」と呼ばれる東海第二、柏崎刈羽原発1～5号機などは、大型の再循環ポンプを二台使い、再循環系出口配管から圧力容器の水を抜いてポンプで加圧して戻している。この際ラップのような形をした「ジェットポンプ」と呼ばれる装置を使い周辺の水を巻き込んでさらに流量を増やして炉心下部に噴出させ炉内での水の循環を行い、電気出力110万キロワットを作り出している。

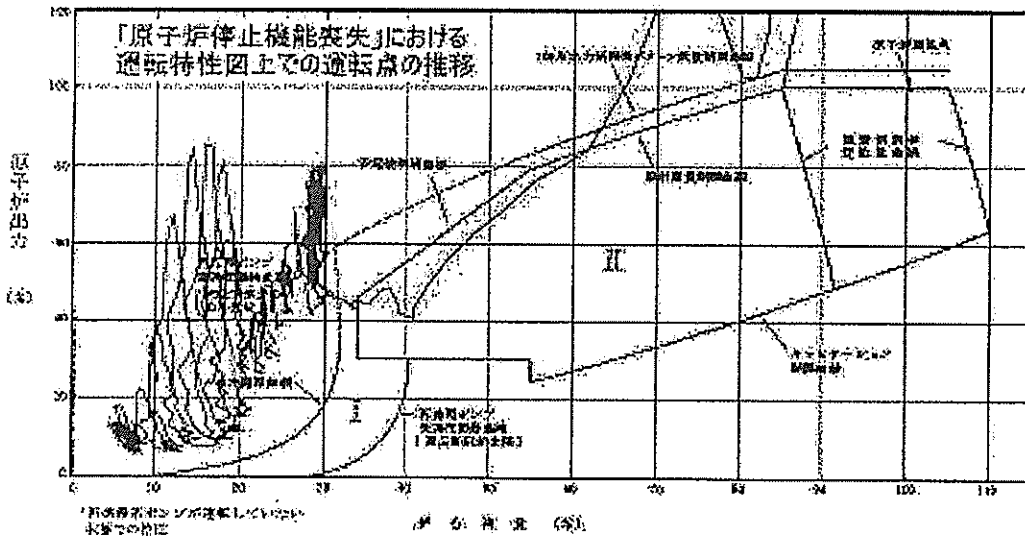
再循環ポンプにより原子炉内に強制循環の流れを作ること、アワを効率よく上部に押し流すことで燃料の周囲に存在するアワの密度を整えている。

この流れを炉心流量というが、再循環ポンプが全部止まると原子炉出力は効率的な中性子の減速が出来なくなるため、40%程度にまで急降下する。また、炉内の水が減ると水位が低下し、相対的に冷却能力も低下するためアワの密度が増えて出力が急降下する。

これらは「ボイド（アワ）反応度係数が負」という性質を説明したもので、原子力の専門家からは「固有の安全性」などとも言われている。しかし裏返せば急激な圧力の上昇や冷たい水の投入はアワを消す方向に働くので、ボイド反応度係数が負であるために炉心出力が急激に増加する。

特に運転中に再循環ポンプが止まったり動いたりを繰り返せば、それだけで炉内出力は極めて不安定になるし、冷水投入は原子炉冷却材喪失事故でECCS（緊急炉心冷却装置）炉心スプレイ系を作動させれば自動的に炉内温度より低い水を送り込むことになるので炉心の不安定化について容易に条件を満たすこととなる。

炉心の減速材密度すなわちアワと水の比率は、再循環ポンプが停止すると不規則に変動し始めるが、これに伴い原子炉出力も変動する。そのことを説明した図が「東海第二発電所 重大事故等対策の有効性評価 補足説明資料」の13ページ「補足6-2」の第1図 有効性評価「原子炉停止機能喪失」における運転特性図上での運転点の推移だ。ギザギザに乱高下しているグラフは炉心流量（横軸）と出力（縦軸）の関係を表している。矩形で引かれたラインは原子炉起動から通常運転時における制限範囲を表しており、この外に逸脱することは禁じられている。



炉心流量は再循環ポンプで、出力は制御棒でコントロールされており、再循環ポンプが停止した場合、その状態に応じて制御棒を挿入し、出力を大きく下げている。これを「選択（または代替）制御棒挿入操作」という。

しかし今回の重大事故等対策では制御棒は全挿入失敗、再循環ポンプは全台停止する前提で、制御はできなくなる。

いかなる方法で炉を止めるのか、それには中性子を吸収するホウ素（ボロン）を投入する。「ほう酸注入系統」がそのために設置されている。このような設備を「後備停止系」という。

では、この系統が機能しない事態を招いたらどうするのか。例えば地震である。

制御棒駆動機構 185本が全部破損し、制御棒が入らない事態になっているということは、ほう酸注入系統の配管などが破損して注水不能となっている事態も考えられる。重大事故等対策とはそういった「あり得ない」ほどのことも想定しなければならない。

(1) ほう酸注入系統は地震に耐えられるのか

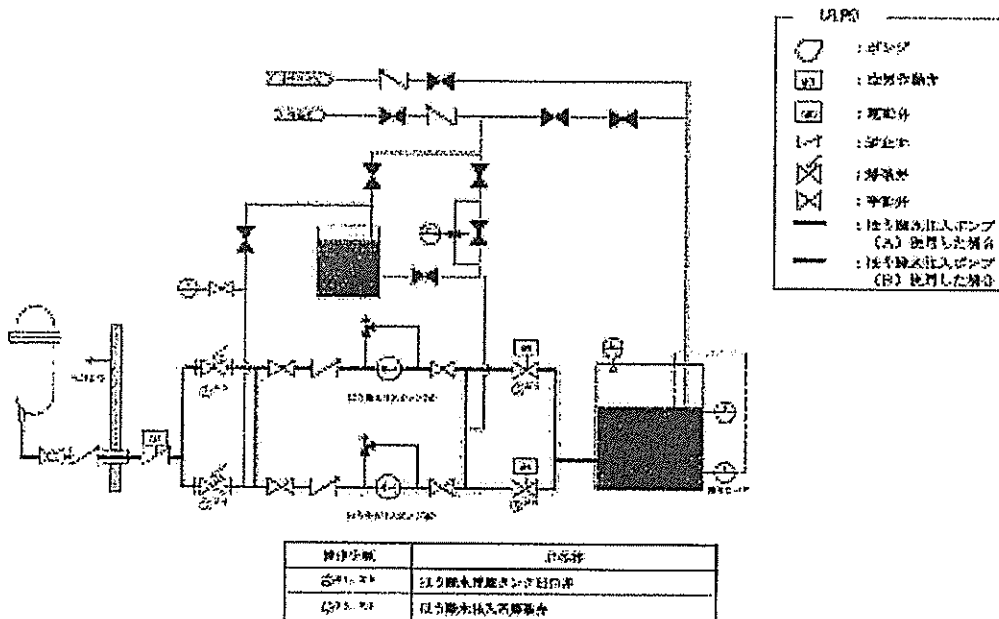


図 1.8-27 ほう酸注入系統による原子炉圧力容器へのほう酸注入 概略図

原子炉を停止出来なくなった場合のために存在するほう酸注入系統、ポンプとタンクが備えられているのは原子炉建屋の5階で、38メートルあまりの高さに設置されている。床にボルトで固定されているので、ポンプは基準地震動の地震でも稼働するとされているが、問題はタンクと配管である。

「東海第二のほう酸水注入系配管（五ほう酸ナトリウム水部）は、配管（直管、エルボ、T継手等）及びオイルスナッパ等で構成されており、配管にステンレス鋼が使用されている。また、各配管はフランジ継手又は溶接継手により他の配管、機器に接続されている。」（2018年8月10日ほう酸水注入ポンプの耐震性についての計算書）

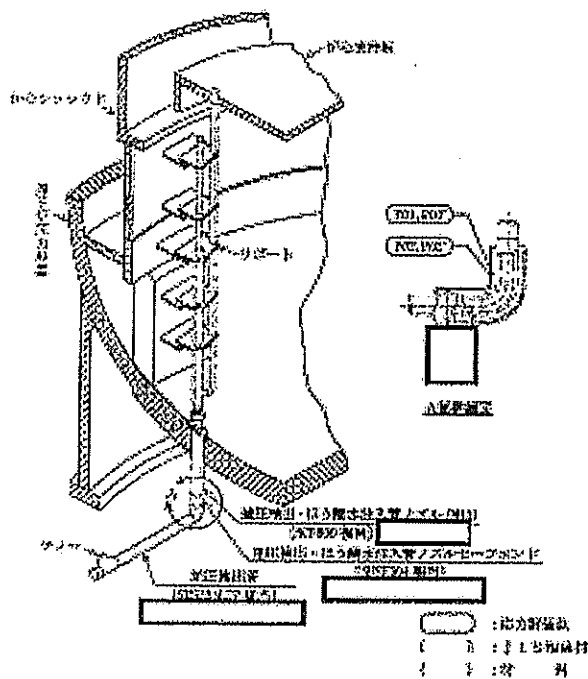


図1-1 形状・寸法・材料・出力調整弁 (単位:mm)

とされるが、系統配管図や詳細な耐震計算書類は明らかにされていない。

タンクの耐震性は、大きな揺れに基礎ボルトなどが耐えられるかどうか大きな問題であるが、詳細な計算結果は工事認可申請書にも記述されていないため不明である。

5階から地下を通って原子炉下部に取り付けられる長大な長さのほう酸注入系統の配管については、評価基準値に対して発生応力が下回っているとされるが、压力容器スタビライザも格納容器スタビライザも損傷していない前提であり、もし損傷した場合には、压力容器を通るノズル部に応力が集中し、破損するであろう。（図は差圧検出・ほう酸水注入管（ティーよりN10ノズルまでの外管）の耐震性についての計算書

より）

制御棒駆動機構が地震により重大な損傷を受けることをも含めて、ATWS対策を重大事故対処設備として考慮するのであれば、ほう酸注入系統の配管破損をも考慮するべきである。

その手段を「多重化」で行うことは可能である。

例えば「冷却材注入」については、通常の高圧注入系統が使用できなくなった場合、このほう酸注入系統の配管を通じて冷却材を送ることが可能なように設計されている。

「原子炉隔離時冷却系及び高圧炉心スプレイ系が機能喪失した場合において、高圧代替注水系により原子炉水位低（レベル3）設定点以上に維持できない場合、重大事故等の進展抑制のため、ほう酸水注入系により原子炉注水を行う。」（緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための手順等より）

このような規定があるのだから、ほう酸注入用にも、別の系統からの注水の際に五ほう酸ナトリウム水を送るようにすべきだ。

例えば制御棒駆動水、再循環ポンプ軸封水、高圧注入系統などが想定出来るであろう。これらからもほう酸注入系統の代替を行うことを、何故しなかったのか。規制庁とのヒアリングでは、要旨「ほう酸注入系統と制御棒駆動機構は独立した仕様で作られており、同時に機能喪失することを考慮する必要がないので、ほう酸の注入の多重化をする必要もない」ということだった。しかし「原電が自主設備として行うことは妨げない。そういう設備を設けるならば、それが他の設備の阻害要因にならないことを審査で見るとも答えている。それであれば原電に多重化について指摘をし、設備を設けるように指示をすれば良いのである。

福島第一原発事故では、ほう酸注入系統の機能停止で、逆洗弁ピットから海水を消防用水ポン

プで送り出す時に、海水にほう酸を投入して送っていた。これなど、濃度管理も温度管理も出来ない。3月の冷たい海水で、いったいどれだけほう酸を送ることが出来たのだろうか。その分析さえ見当たらない有様である。

これを教訓化していない東海第二のほう酸注入系統は、同様に欠陥であると考える。

(2)ほう酸の注入失敗がもたらすもの

ほう酸水で停止出来なくなった場合、唯一の残された手段は、中性子減速材である水を減らすことである。給水システムをコントロールし、原子炉内の水位をギリギリまで下げていく。その「ギリギリ点」はレベル1近傍。有効炉心頂部からわずかに40センチ上のレベル1の、50から150センチ上を目指すという。

最早綱渡り運転である。念のために言えば、この段階で原子炉は完全に停止してはいない。10%か20%か、出力は残っている。崩壊熱だけの冷却にすら失敗しメルトダウンを来した福島第一原発事故の教訓は感じられない。

この炉心安定性の欠如にはもう一つ大きな問題がある。出力が不安定化し、乱高下している状態でも冷却は続ける必要がある。方法は二つ。水を入れるか熱を抜くかだ。水を入れるのはECSなどの注入系ポンプの駆動。しかしこれは水が入るため炉心の不安定さをますます酷くする。もう一つは圧力逃がし弁からサプレッション・プールに熱を捨てる方法。一定の時間は使えるが冷却能力を超えてプール水の温度が高くなると止まる。

不安定な状態が続くと出力は激しく上昇し、最悪の場合は暴走状態となり爆発的に反応する。チェルノブイリ原発事故のように。

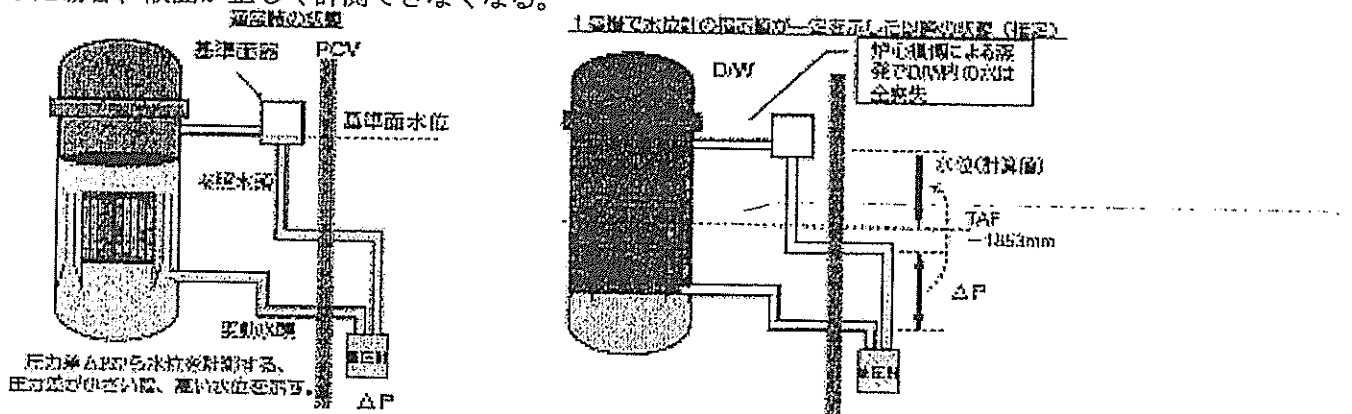
福島第一原発事故はいわばTMI型であったが、次に東海第二で起きるときはチェルノブイリ原発事故のような性質かも知れない。その場合、福島第一原発事故のような放射能拡散予測と、それに対する避難の準備は全く実情に合わなくなる大問題が発生する。

(3)欠陥水位計への対策をしていない東海第二

原発は、原子炉水位さえ見えなくなる欠陥を持っている。

そのうち沸騰水型軽水炉の炉心水位計は压力容器の下部と上部から管を引き出す構造になっている。上部には基準面器（凝集槽）と呼ばれるタンク構造で、管が真下に伸び、その先は压力容器下部から引き出された管につながり、間に差圧計を付けている。

原子炉内部の気水混合状態に対し、凝集槽につながる配管は水で満たされており、压力容器内部の水面を外に出すことで水位を計測している。通常は水位測定に問題は生じないが、容器内の冷却材が減少し、基準面器の水面が失われた後に下部の配管からも水が抜け、再度冷却材を投入した場合、液面が正しく計測できなくなる。



福島第一原発事故の後に起きた水位計測のミスはこれが原因だった。

実際には压力容器内が空炊き（有効燃料下部を下回っていた）状態でも水位は燃料の中央付近にあると指示していた。このため冷却はできていると考え、その後の対応に失敗しメルトダウンを引き起こした。

この水位計の欠陥はおよそ沸騰水型軽水炉であればBWRの全てのタイプにおいて起こりえる。

東海第二は水位計を増設し、従来は一つしかなかったものを3箇所に取り付け、仮に誤差が生じた場合は多数決で決定するとした。一見対策になっているようで実際には意味がない。

福島第一原発事故のようなケースでは三つの水位計総てが同じエラーを出すだろう。仮にバラバラに出ていたとして、多数決で正しい水位を取ることなど出来る確率は低い。

対策を取るのであれば、計測原理の異なる水位計を複数取り付ける必要がある。例えば中性子の減速能を考慮し、炉心から出る中性子線を圧力容器外部で測定し、減速能の変化から水位を読み取ることが出来る。また、炉心下部に取り付けられている中性子計測計配管のノズルなどを利用し、差圧計を多数取り付ければ、単純な重力計測だけでその上部にある水の体積をつかむことは難しくない。これら原理の異なる複数の測定装置を組み合わせ、炉心の冷却材が大幅に減少しても計測できる体制を取ることくらいは出来るはずである。

そのような対策を取っていない東海第二は、福島第一原発事故の教訓を学んでいない。

沸騰水型軽水炉の持つ欠陥をそのままにして再稼働することは認めることは出来ない。

理由7 深層防護第5層の責任

原子力規制委員会は原子力防災計画を審査対象としていない。IAEA深層防護の第5層を「新規基準」は対象外としている。原子力規制委員会の初仕事は原子力災害対策指針の策定であったにも拘らず、これを審査対象とするとどこの原発も動かせなくなるからであろう。

例えば、上岡直見さん（「原発避難計画の検証」合同出版）は東海第二について次のように指摘している。

- ・ 30km圏避難時間は少なくとも約52時間、現実的な時間内での避難は困難
- ・ 道路網は比較的あるが避難対象人口が多く、避難は非現実的
- ・ 県庁所在地（水戸市）まで30km圏内、避難しようにも行き先がない

一方、米国では、実効性のある避難計画が策定できずに廃炉になったり運転終了を決定した原発がある。

実際、原子力防災についての設置変更許可パブコメ意見が55件以上も出されているのに、これらに対する回答は「原子力防災については、原子力災害対策特別措置法に基づき、対策が講じられています。」の一言だけ。

この問題について、原子力規制庁の院内ヒアリング集会の回答は次のとおり。

○IAEAも第5層の評価を規制当局がやるべきとは言っていない

○地域の防災計画に関しては、地域の実情を熟知する公共団体が中心となって作成することが災害法で定められており、政府としてもこの取り組みを全面的に支援しており、地域ごとに地域防災協議会を設置している。ここで、内閣府原子力防災が中心となり、関係省庁がかかわって政府全体で取り組んでいる。

○最後に総理が出る原子力防災会議で地域防災計画が報告され、規制委員長も参加して、地域防災計画を了承する。

ところが、最終的にこの地域防災計画が妥当であるとハンコを押すことはしていない。すなわち、最終的に深層防護第5層について誰も安全性・有効性を確認していない。

世界の原子力推進機関であるIAEAでさえ定めている深層防護第5層を確認せずに、東海第二原発を適合とすることは許されない。

理由8 東海第二原発の再稼働と日本原子力発電への資金支援

日本原子力発電（以下原電）に「経理的基礎」がなければ東海第二原発（以下東海第二）は再稼働できない。

安全対策費用が1740億円かかるとの見通しになり、規制委員会は再稼働の条件として原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分）に関する、資金調達の手続きを取ってくるよう異例の指示をした。

東日本大震災とその後の原発の全停止（最後に稼働していた敦賀原発2号機は2011年5月7日に定期点検として運転を停止したまま）に伴い、電力料金収入を得る手段が消滅した。

原電は長期借入ができず関西電力などの電力会社が債務保証をして1000億円あまりの短期借入（返済期間は一年）を繰り返しているのが実情である。（短期借入金は2016年度までで2017年度は長期借入金に付け替えているが、これは工事認可手続きに伴う債務保証がされる以前であることから、前払金を長期借入金に計上しただけと考えられ、実情は何ら変わっていない。）

そこで原電は東電と東北電力に対して債務保証を求めた。これに対し東電は「資金支援」を、東北電力は「債務保証」をそれぞれ行う趣旨の回答を文書で通知、規制委はこれを根拠に「経理的基礎がある」として再稼働への認可手続きを進めた。

具体的には、原電は6月19日付で「東海第二発電所の発電用原子炉設置変更（発電用原子炉施設の変更）に係る原子炉等規制法第43条の3の6第1項第2号（経理的基礎に係る部分に限る）基準への適合について」との文書を提出し、その中で「東海第二発電所新規制基準対応工事を実施するため弊社が資金調達を行う際、電気料金前払、債務保証等によって弊社に資金支援する意向を有している旨、書面をもって表明することを依頼した。」と記述。

その結果、東電、東北電から「発生電力の受電比率相当分を上限に、資金支援を行う意向がある」との回答を得たことから「債務保証を付した取引銀行からの長期借入金、受電会社からの電気料金前払により確保できる目途が立った」とした。

たったそれだけで規制委員会は9月16日の新規制基準適合審査会合で審査書を決定し、それに「経理的基礎を確認した」趣旨の文書を付けている。

しかし東電は自らが国の資金で被災者への賠償を行っている立場で、事実上の経営破綻状態。自力で運営できる会社ではない。東電の債務保証では金融機関が貸し付けを行う可能性はない。

では、東電は何を約束したのか。

10月10日、東電は「現段階では、電源を調達する手段としての資金支援（資金的協力）の意向を表明したものであり、お客さまに経済的に遜色なく安定的かつCO₂の少ない電気をお届けする条件に合致するか等、引き続き、総合的に検討し判断していきたいと考えています。資金支援（資金的協力）を行う場合の実施方法については、具体的に決定したものではありません。」と、市民団体の質問に対して文書回答した。

資金支援の方法については、そもそも回答には「債務保証」と一言も書かれていないので、それ以外の方法であると思われる。

何時の段階で資金支援を行うのか。回答では「当社としては、お客さまに経済的に遜色なくCO₂の少ない電気をお届けすることが大切と考えております。」

「東海第二発電所が電源の調達先として有望であることから、工事計画認可取得後に資金支援を行う意向を表明したものであり、資金支援を行う場合の実施方法を判断できる段階にはありません。」

直接的ではないが、少なくとも工事認可手続きが終わり、原発が発電できる状態にならなければ資金支援は行わないと読める。動きもしない原発のために出資はしないと。

このことから時系列上、工事認可手続きから実際の運転状態に至るまでの「どこか」で資金支援を行うとの読み取りになるが、そうなると少なくとも今後3年程度は資金支援はできないはずである。

原電の立場から見ても地元合意は極めて困難である。茨城方式と呼ばれる立地及び周辺6市村（東海村、水戸市、日立市、那珂市、ひたちなか市、常陸太田市）の合意が必要で、一つでも反対すれば動かさない。ハードルは極めて高い。

加えて、その他の茨城県内自治体による再稼働反対意見書や決議等は全県の66%に達し、さらに千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県等にも広がりつつある。茨城県も現状は同意は困難と感じていると思われる。

東電はこれについて「原電の取り組みを静観」との立場だ。東電が再稼働に「理解を得るため」の説明などを行う計画はないとしている。

では、東海第二と東電の関係はどんな位置づけになるのか。

東電は原電株の筆頭株主で、発行済株式総数1200万株のうち28.23%を保有している。また取締役（非常勤）として小早川智明東電社長の名がある。

当然、経営上の応分の責任がある。それは事故を起こした場合の賠償についても同様である。例えば度重なる警告を無視して運転を強行した結果、事故を起こして住民に甚大な被害を与え場合の賠償責任を取締役に負わせる場合もあり得る。

東海第二の事故が発生すれば30キロ圏内96万人（夜間人口）が影響を受け、原子力災害対策特別措置法第15条の「原子力緊急事態」が発令されれば、5キロ圏内のPAZ（予防的防護措置区域）全域が自動的に避難対象となり8.8万人もの人々が県内外への退避を開始しなければならない。

さらに実際に放射性物質の拡散が起きれば、その状況に応じて30キロ圏内のUPZ（緊急防護準備区域）に拡大した広域防災体制が始動しなければならない。その体制構築の責任は自治体に負わされている。

およそ現実的には不可能であることは誰が見ても明らかである。

つまり災害が発生した場合の責任の一旦は、東電にある。資金支援による再稼働だから紛れもない事実である。

では、債務保証が出来ない東電は、再稼働が確実ではない段階で原電に資金支援を行わないのか。

この点について規制庁は次のような発言をしている。

「東電は債務保証が出来なくても「前払い金などの方法で」資金支援可能」。

資金支援の方法は限定されているわけではないから、例えば原発の維持管理に要する費用として契約上記載されている資金以外にも、前払い金を支払うことも出来るという趣旨である。

将来受け取ることが可能な電気の料金を前もって支払うことに加え、原発の維持管理として予め契約上明記されている（であろう）支払金を将来の分にわたり支払うという趣旨だ。

表だって資金支援や債務保証を行えば、東電に対して株主代表訴訟を起こされる可能性があるから、既に結んでいる契約に従って資金を供給する。原発が仮に稼働しなくても支払いそのものには法的問題が生じないと考えている。

原電の有価証券報告書では、27年度に42,004百万円、28年度に43,044百万円と、いずれも400億円を超える支払いが明記されている。将来の3年分前を前倒しにしたら、この名目だけで1200億円の支払いが可能となる。

このような手段を行使しても再稼働をしたい原電と、させたい東電の合作で、危険な原発が東京から僅か100キロあまりのところで動き出すなど、許されない。

なお、東海第二について東電は「自社電源と同等の」あつかいとしている。原電は「東電などと共同開発した電源」との立場であるという。契約上も何らかの取り決めがあるとみられ、詳細については東海第二差止訴訟で「求釈明」がされている。しかし未だに原電は回答していない。東電もまた「契約上のことは回答拒否」を続けているため、実態は不明である。

経理的基礎があったとした規制委員会の判断に、どのような東電と原電の関係が説明されているのか。経理的基礎を巡るヒアリングについては、やりとりそのものは非公開であるため、分からない。

極めて重大なことであり、規制委が判断するに至った全やりとりを公開することを求める。

理由9 東海第二原発の安全性にとって東海再処理工場など周辺施設の同時被災の影響を考慮することは必須課題

実用発電用原子炉等「設置許可規則」6条3項は「安全施設は、工場内又はその周辺において想定される発電用原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの（故意によるものを除く）に対して安全機能を損なわないものでなければならない」と定められ、さらに原子力規制委員会はその「解釈」として、「発電用原子炉施設の安全性を損なわせるおそれがある事象であって、安全施設が安全機能を損なわないために必要な安全施設以外の施設又は設備等への措置を含む」とし、原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれのある事象であって、人為によるものとは「敷地及び敷地周辺の状況をもとに選択されるものであり、飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は電磁的障害等をいう」としている。

以上の「規則」「解釈」によれば、東海再処理工場の状況は東海第二原発にとっての「敷地周辺の状況」に他ならない。したがって、飛来物、爆発、火災、有毒ガスの発生を想定して安全機能が損なわれないことを確認しなければ設置基準は満たされないと考える。

東海再処理工場の「爆発」事故によって大気中に拡散された放射能は、約2.7kmの隣接地にある東海第二原発を襲う。中央制御室を始め運転・管理要員は東海第二原発敷地から脱出せざるを得なくなり、結果として原発運転は支障をきたして事故につながることは必然である。

炉規法に基づき総ての原発の審査は施設ごとに独立で行っていて、東海再処理工場は廃止措置中だからその影響は考慮していない。2018年9月26日に「近接の原子力施設からの影響に係る審査について」がまとめられたが、実際には再処理工場の影響を考慮していない。「工学的に判断」したそうだが、2施設が同時に被災した場合のことを考慮するべきだ。

またJRR-3についても出力が小さいから考慮していないと説明しているが、その判断根拠

・基準が明確でない。

これでは東海第二が再処理工場やJRR-3や膨大な廃液などとの同時被災が起こった場合の対策は無いに等しい。

五 処分庁の教示の有無及びその内容

原子力規制庁法規部門の担当に、行政不服審査法の改定内容など審査手続きについて教示を得た。

六 審査請求の年月日

2018年11月27日

七 口頭意見陳述会の開催

行政不服審査法第31条の規定に基づいて、口頭意見陳述を求める。

この口頭意見陳述の実施において、本来原子力規制委員会が開催すべきであった公聴会に近づけるため、異議申立人以外にも公開し取材を許可することを求める。

八 執行停止の申立て

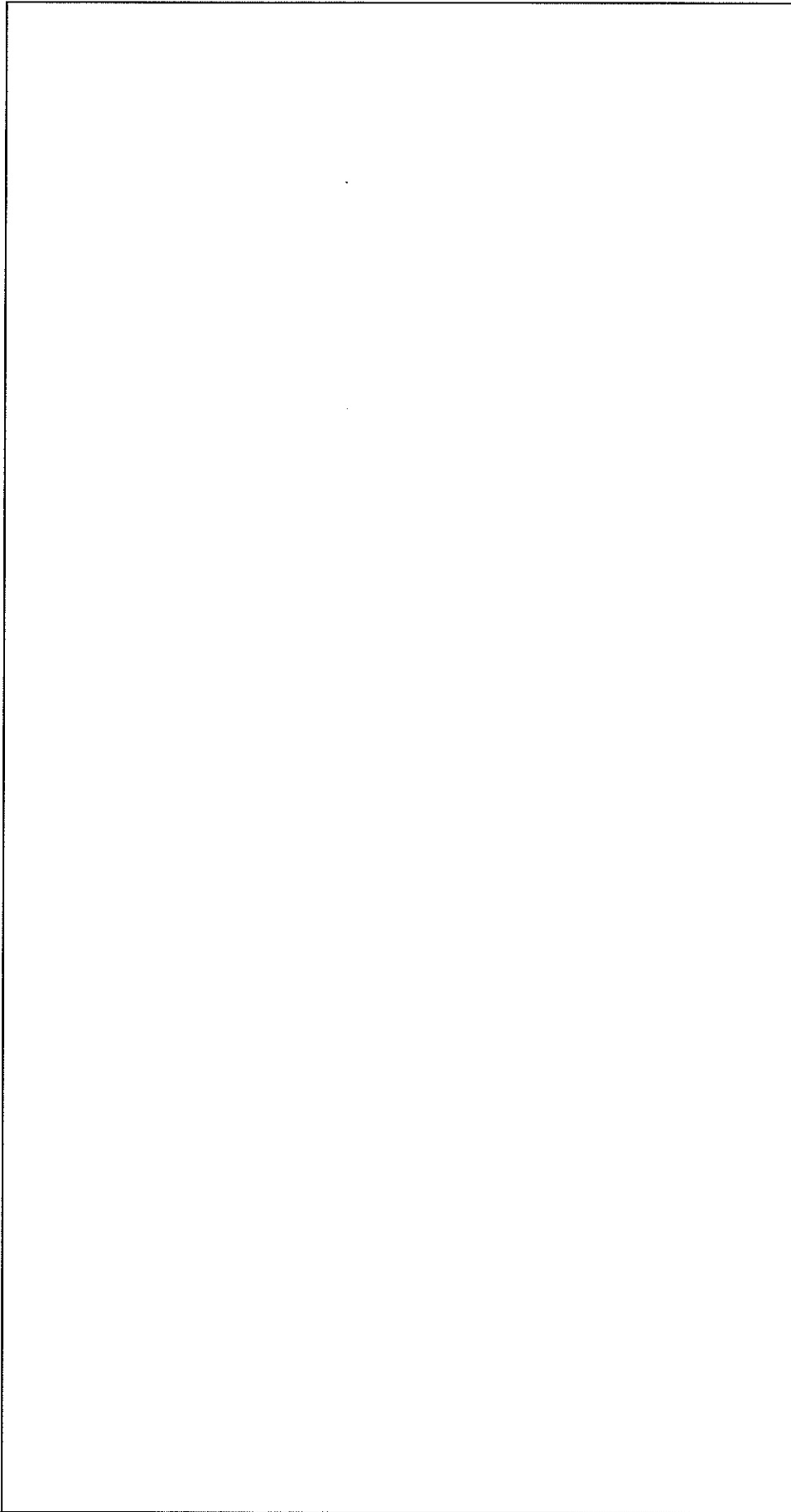
本件処分は上述のとおり不当な行政処分であるため、本件審査請求とともに、行政不服審査法第25条の規定により、本件処分（設置変更許可、工事計画認可）の執行停止を申し立てる。

本件においては、早急に審理し、審理が終わるまでは東海第二原子力発電所の再稼働・運転延長の為の工事をしないように強く求める。

なお、「国民」でも「私人」でもない防衛省が行政不服審査法に基づいて沖縄県の埋立承認撤回の執行停止を申し立てた折には、国交相がわずか5日間で執行停止を決定した。本申立は当該処分庁と審査庁とが同一であるから、数日で審査・決定できると考える。早急（遅くとも2018年中）に決定することを強く要請する。

以上

--



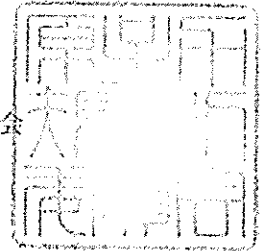
--

原規規発第 1812141 号

平成30年12月14日

審査請求人

原子力規制委員会



審査請求書の補正について

平成30年11月27日付けで貴殿から提出のあった審査請求は、下記の事項について不備があり、不適法であるため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第23条の規定により、平成31年1月14日までに補正するよう命じます。

なお、上記期限までに補正しないときは、行政不服審査法第24条第1項の規定により、貴殿の審査請求を却下することがあるので、御承知おきください。

記

- 1 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所
審査請求書の別紙に記載の住所の一部について、末尾が記載されていない。
- 2 代表者等の資格の証明等
「審査請求申立団体一覧（団体）」に記載の各団体について、社団又は財団の代表者又は管理人の資格を証する書面が添付されていない。
総代の資格を証する書面が添付されていない。

補正書

2019年（平成31年）1月11日

（審査庁）原子力規制委員会 御中

請求申立人 総代



平成30年12月14日付け（原規規発第1812141号）をもって補正を命ぜられた事項について、下記のとおり補正します。

記

1 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

設置変更許可処分 2018年（平成30年）9月26日

工事計画認可処分 2018年（平成30年）10月18日

2 審査請求の趣旨

「東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分 および 東海第二原子力発電所の工事の計画の認可処分 に関する処分を取り消す」との裁決を求める。

3 補正提出物

（1）審査請求申立人一覧 ページ1～3

審査請求人の氏名又は名称及び住所または居所（既提出の変更、教人の増減）

審査請求団体の団体名称、代表者氏名及び住所（既提出の変更）

（2）総代互選書

各審査請求人の記名・押印

但し一部はメールによる総代互選連名申込み

審査請求団体の記名・押印

（3）代表者資格証明書

団体規約など

4 審査請求人及び審査請求団体についての補足説明

総代互選書 または 団体代表者資格書面 について、

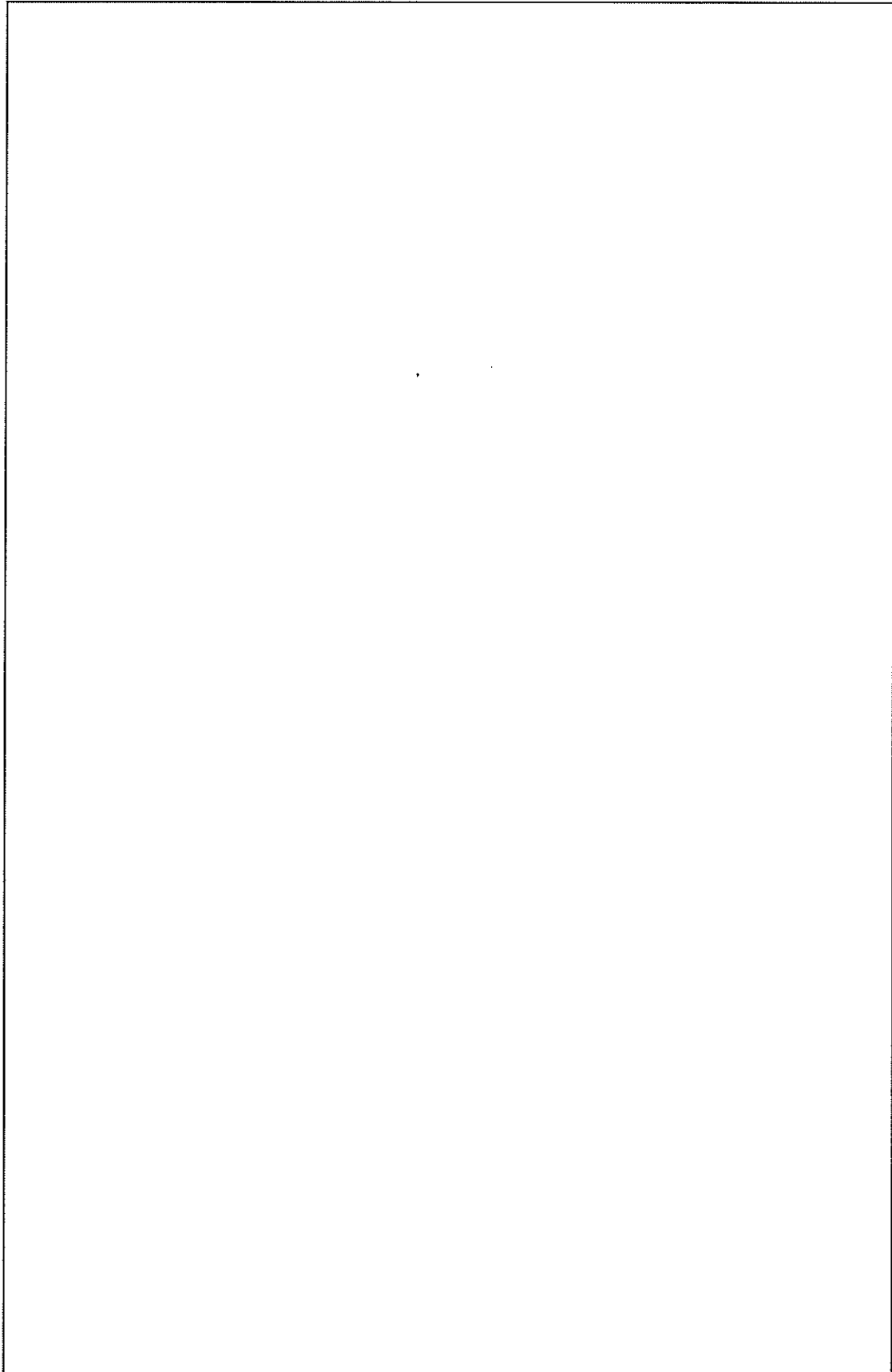
審査部門の指導を受けて資料提出するが、

万一特定の個人・団体についての資料が不十分と判断される場合には、

該当する個人・団体を除いて審査請求する。

以上

--



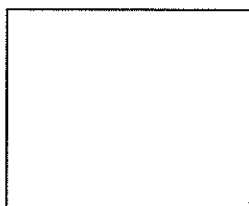
審査請求申立団体一覧

--

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日

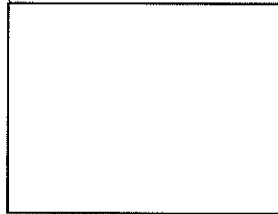
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

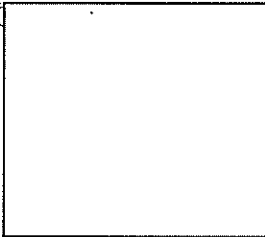
2018年（平成30年）12月27日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代 

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

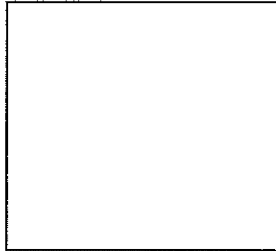
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

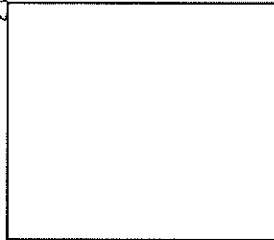
2018年（平成30年）12月27日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

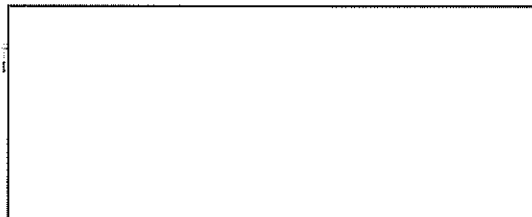
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年） | 月 2 日

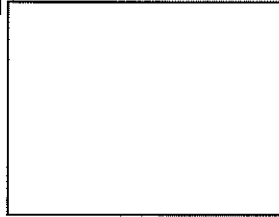
審査



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

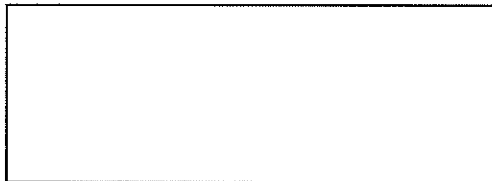
2018年(平成30年)9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更(発電用原子炉施設の変更)に対して行った許可処分

および

2018年(平成30年)10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

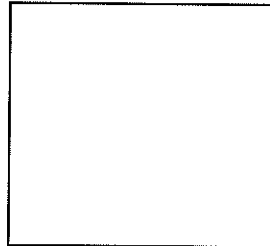
2018年(平成30年)12月28日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

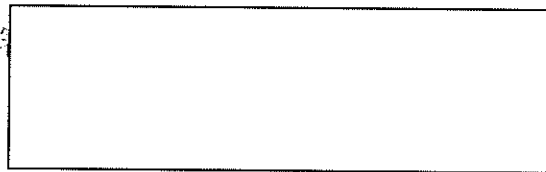
2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年） 1 月 7 日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

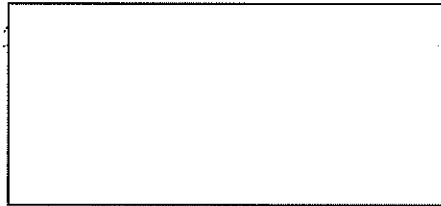
2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

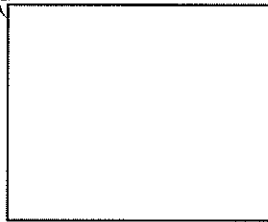
2018年（平成30年）12月27日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

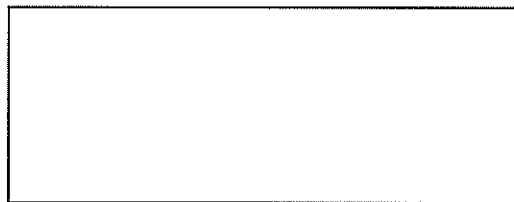
2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

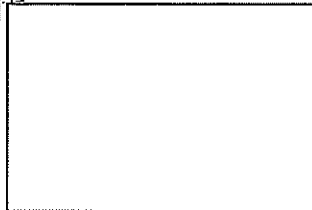


総代互選書

原子力規制委員会 御中



総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

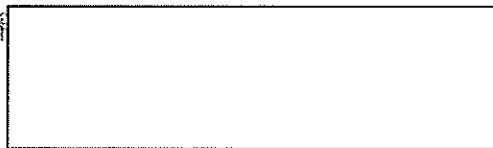
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日

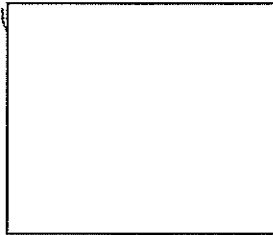
審



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

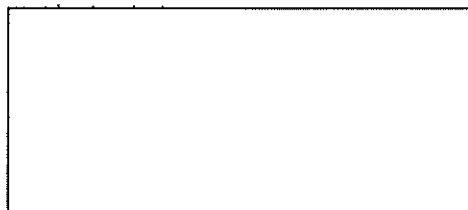
2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

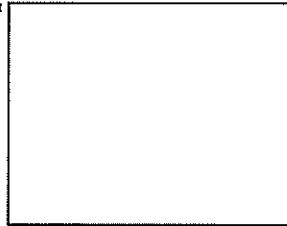
2018年（平成30年）12月28日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

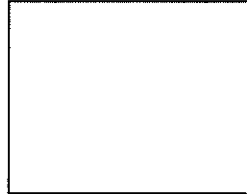
2019年（平成31年） / 月 6 日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

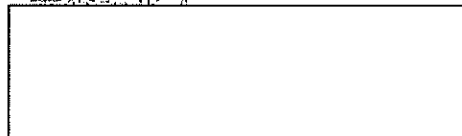
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

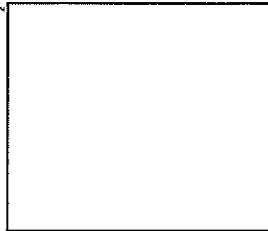
筆本記す人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

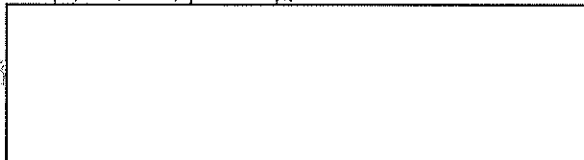
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

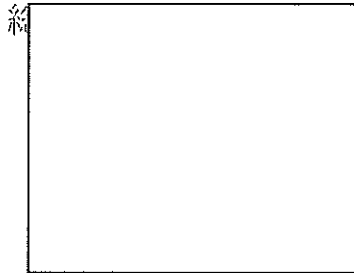
2018年（平成30年）12月28日

簡



総代互選書

原子力規制委員会 御中



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

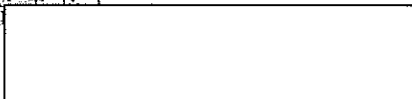
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月31日

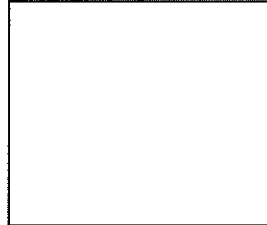
審査請求人

A rectangular box with a black border, used to redact the name of the applicant. The characters '審査請求人' are visible to the left of the box.

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

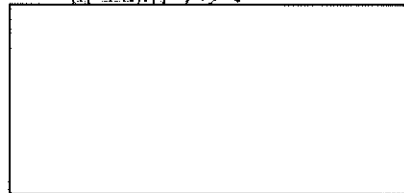
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

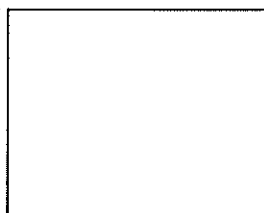
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日

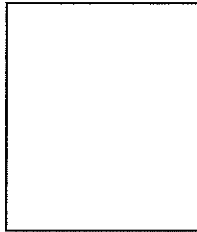
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

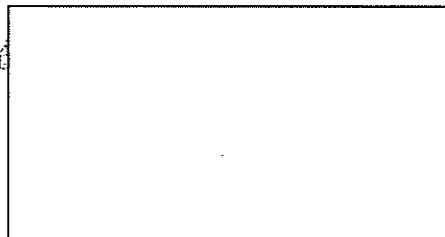
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日

審査



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

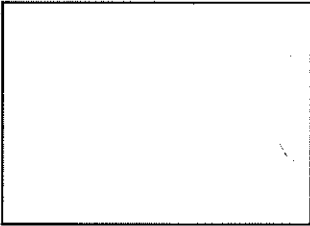
2019年（平成31年） / 月 / 日

審査請求人

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分


および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月30日

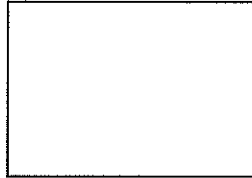
審査請求



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

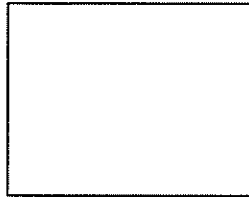
2019年（平成31年） / 月 / 日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

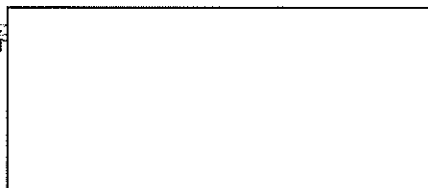
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（~~平成~~年）12月27日

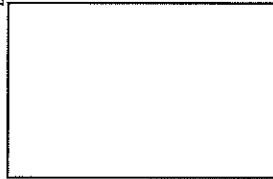
審



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

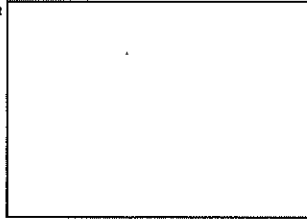
2019年（平成31年） / 月 7 日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

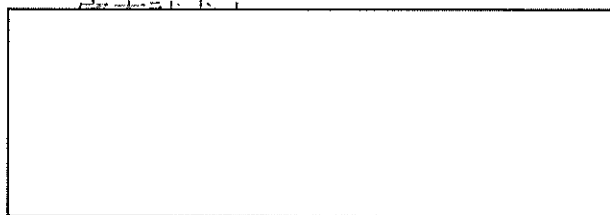
2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

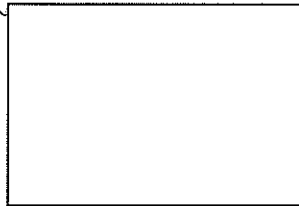
2019年（平成31年） / 月 又日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

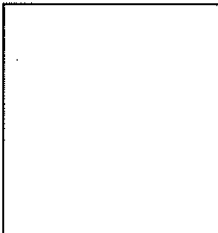
につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月8日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代 

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

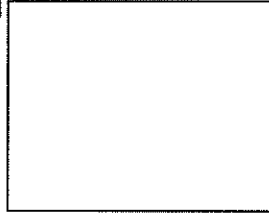
2019年（平成31年） / 月 / 日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

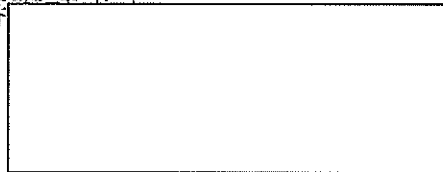
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年） / 月 5日

審



26

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月3日

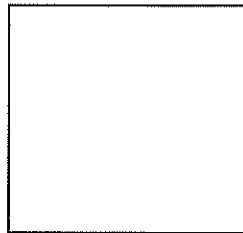
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

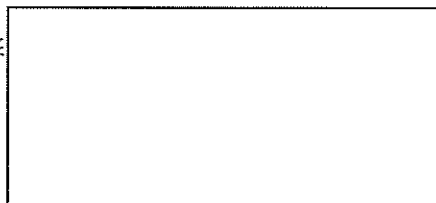
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日

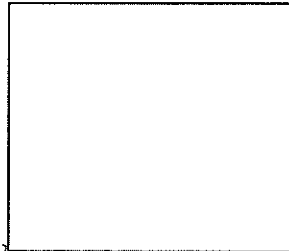
審



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

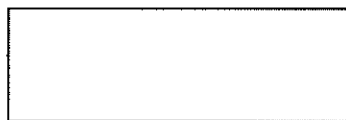
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

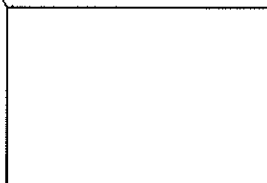
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

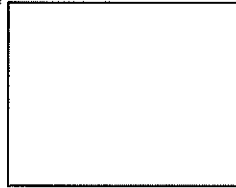
2018年（平成30年）12月28日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

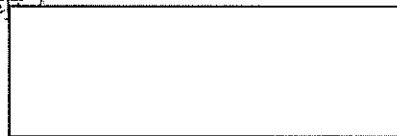
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月17日

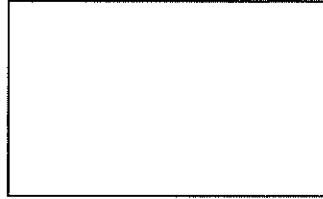
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

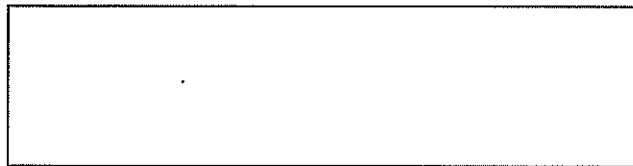
2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

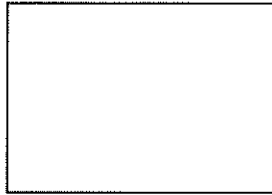
2018年（平成30年）12月30日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

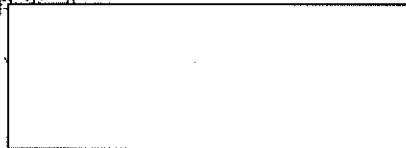
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

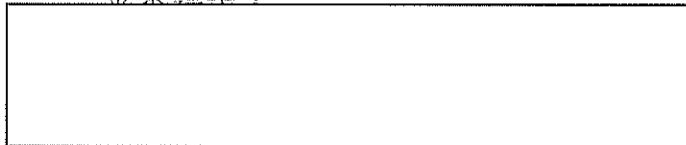
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

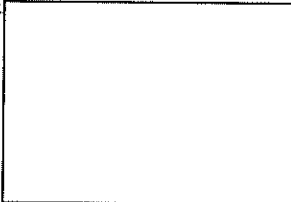
2018年（平成30年） 月 日

署名欄



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代 

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

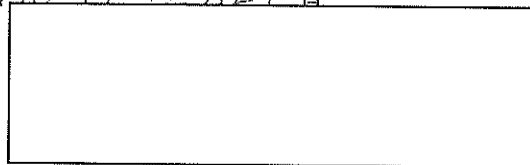
2018年(平成30年)9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更(発電用原子炉施設の変更)に対して行った許可処分

および

2018年(平成30年)10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

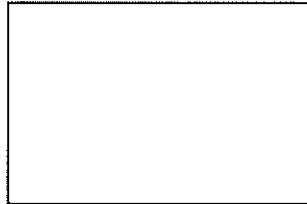
2018年(平成30年)12月27日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月29日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月29日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年(平成30年)9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更(発電用原子炉施設の変更)に対して行った許可処分

および

2018年(平成30年)10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年(平成 年)12月29日

署



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

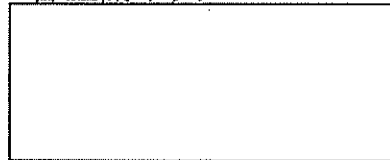
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

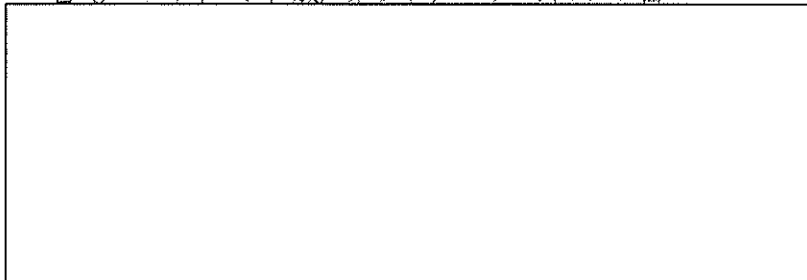
2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

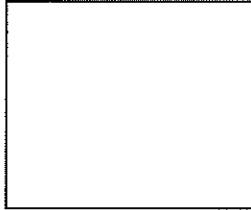
2018年（平成30年）12月28日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

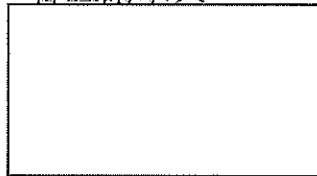
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

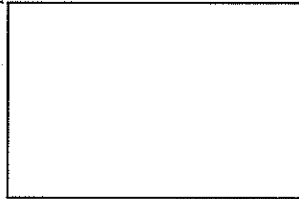
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月3日

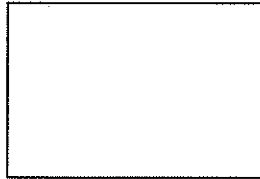
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

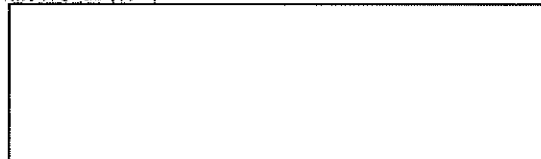
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月31日

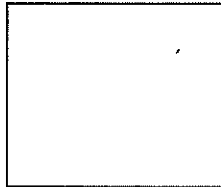
密本封書



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

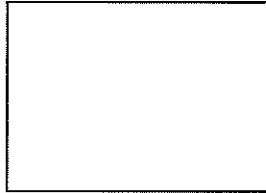
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

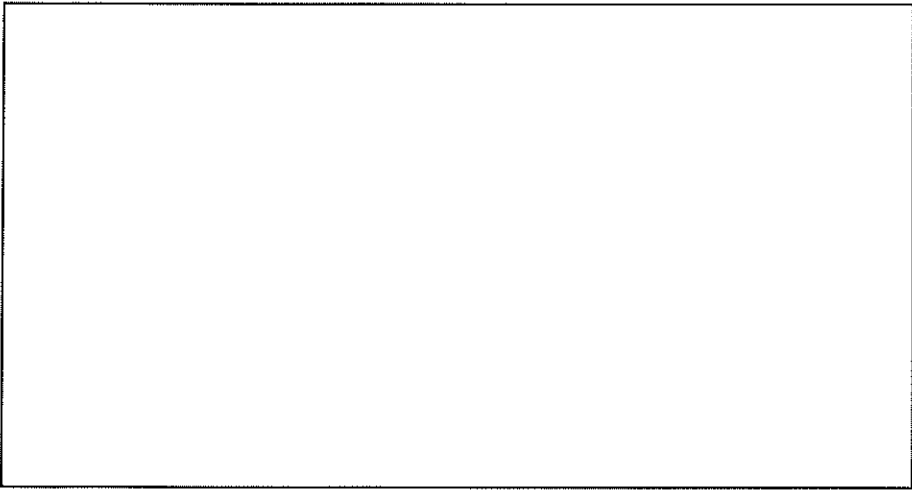
2019年（平成31年）1月11日

審査請求人



不着

4.5



65

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

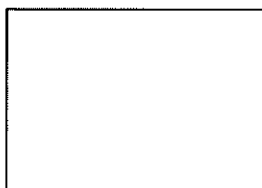
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日

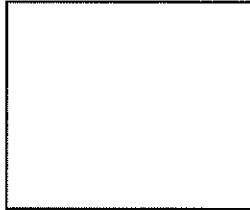
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

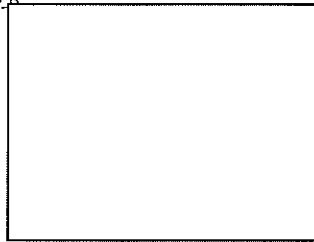
2018年（平成30年）12月27日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

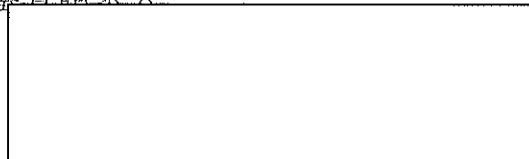
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月8日

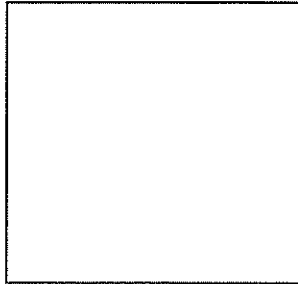
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

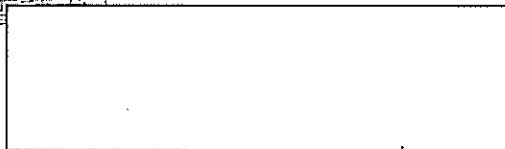
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

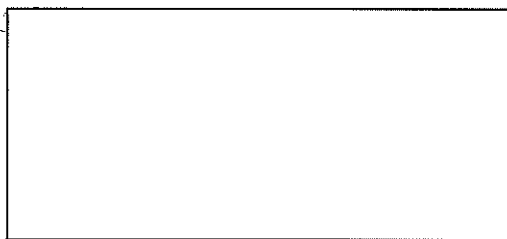
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月

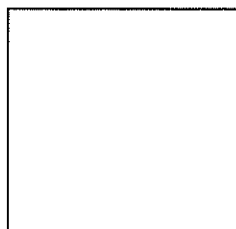
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年） / 月 3 日

定本誌式人



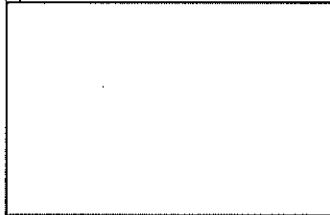
53

61

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

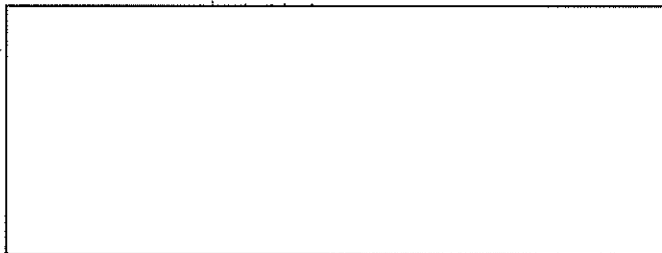
2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日

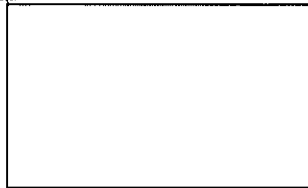


1/1

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月31日

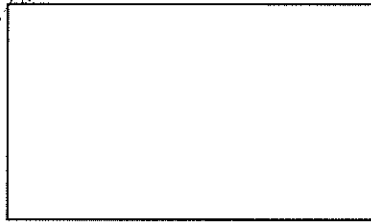
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

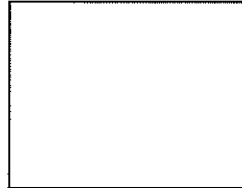
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

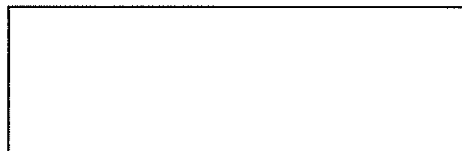
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

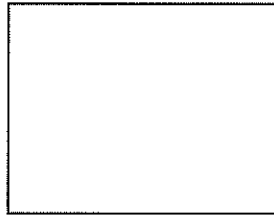
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

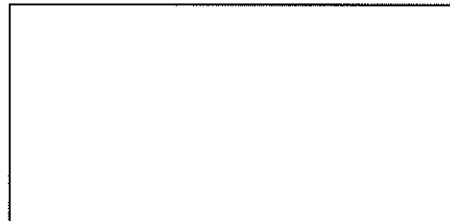
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成 年）12月28日

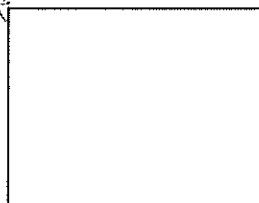
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年） / 月 3 日

審査請求人



控

53
00

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

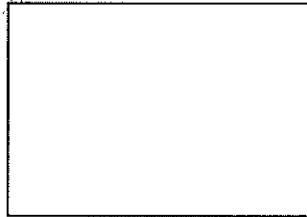
原子力規制委員会
審



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月29日

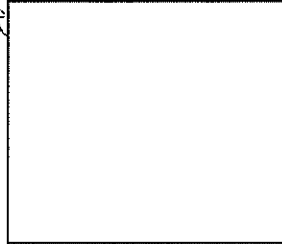
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

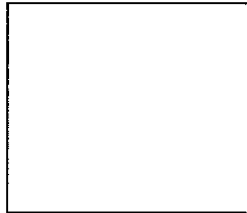
2018年（平成30年）12月27日

審査請求人

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

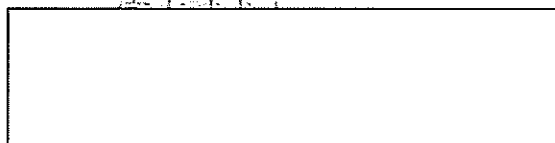
2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

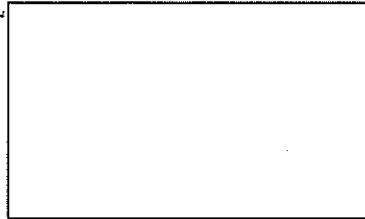
2019年（平成31年） / 月 9 日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日

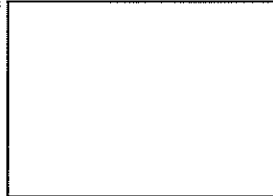
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

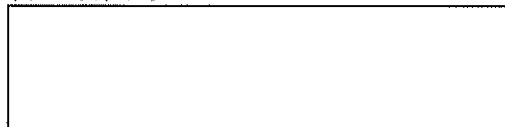
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

審査請求人

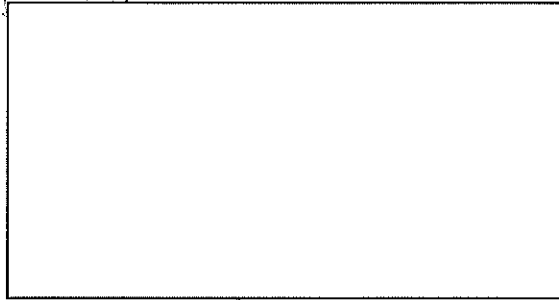


102

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるために、上記の者を総代に選任しました。

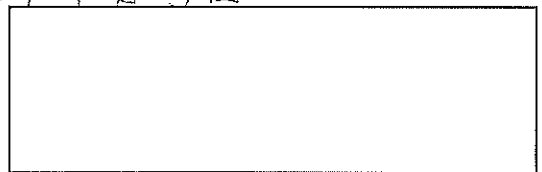
記

2018年(平成30年)9月26日に、原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更(発電用原子炉施設の変更)に対して行った許可処分および

2018年(平成30年)10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年(平成31年)1月3日

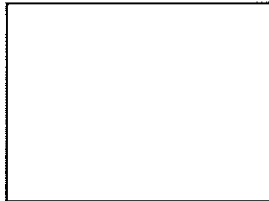
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

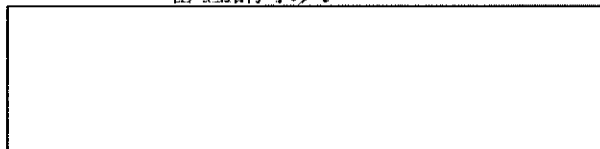
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年） 1月 8日

審査請求人

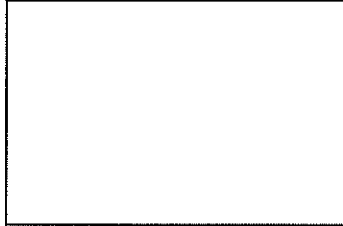


5/0

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

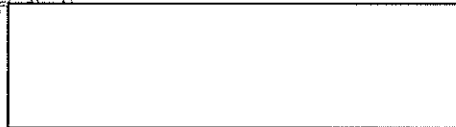
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

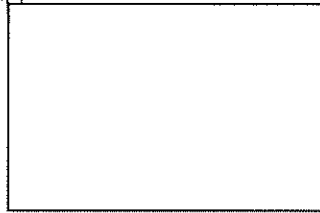
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

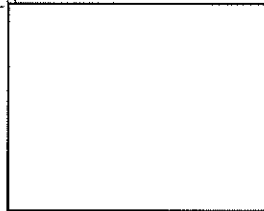
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月17日

審査

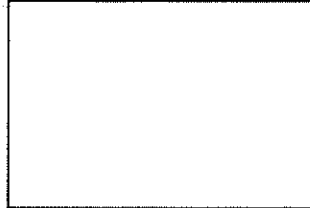


5/9

総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成 年） / 月 日

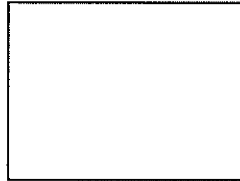
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

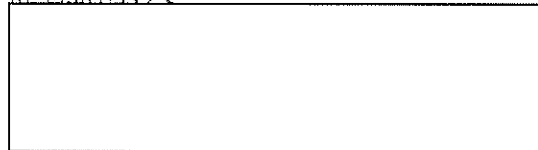
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

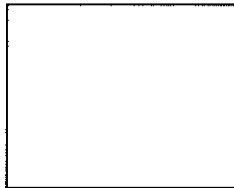
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

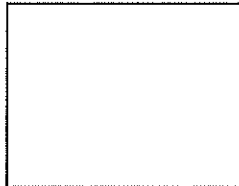
2018年（平成30年）12月28日



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月11日

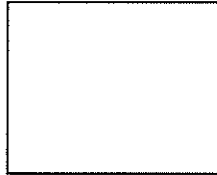
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

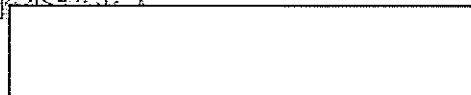
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月28日

審本課長



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

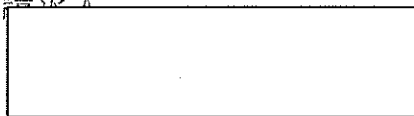
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2018年（平成30年）12月27日

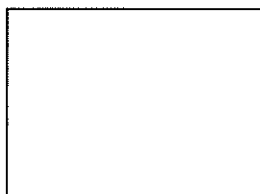
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

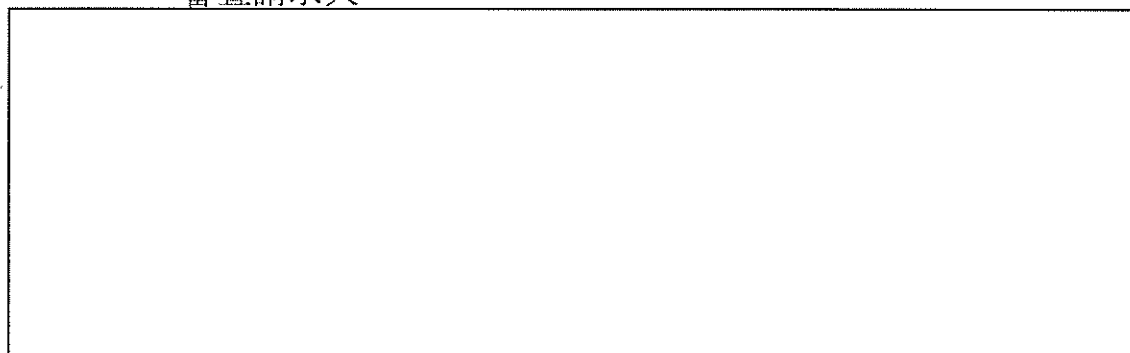
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

20 年（平成 年） 月 日

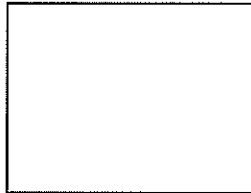
審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代



私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

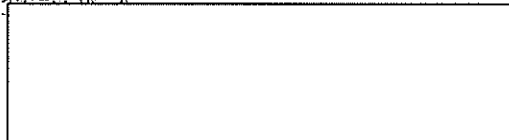
および

2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

20 年（平成 年） 月 日

審査請求人



総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代

A rectangular box with a black border, used to redact information, likely the name of the representative.

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

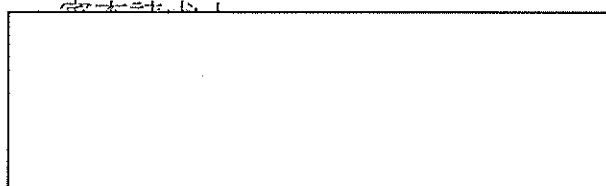
および

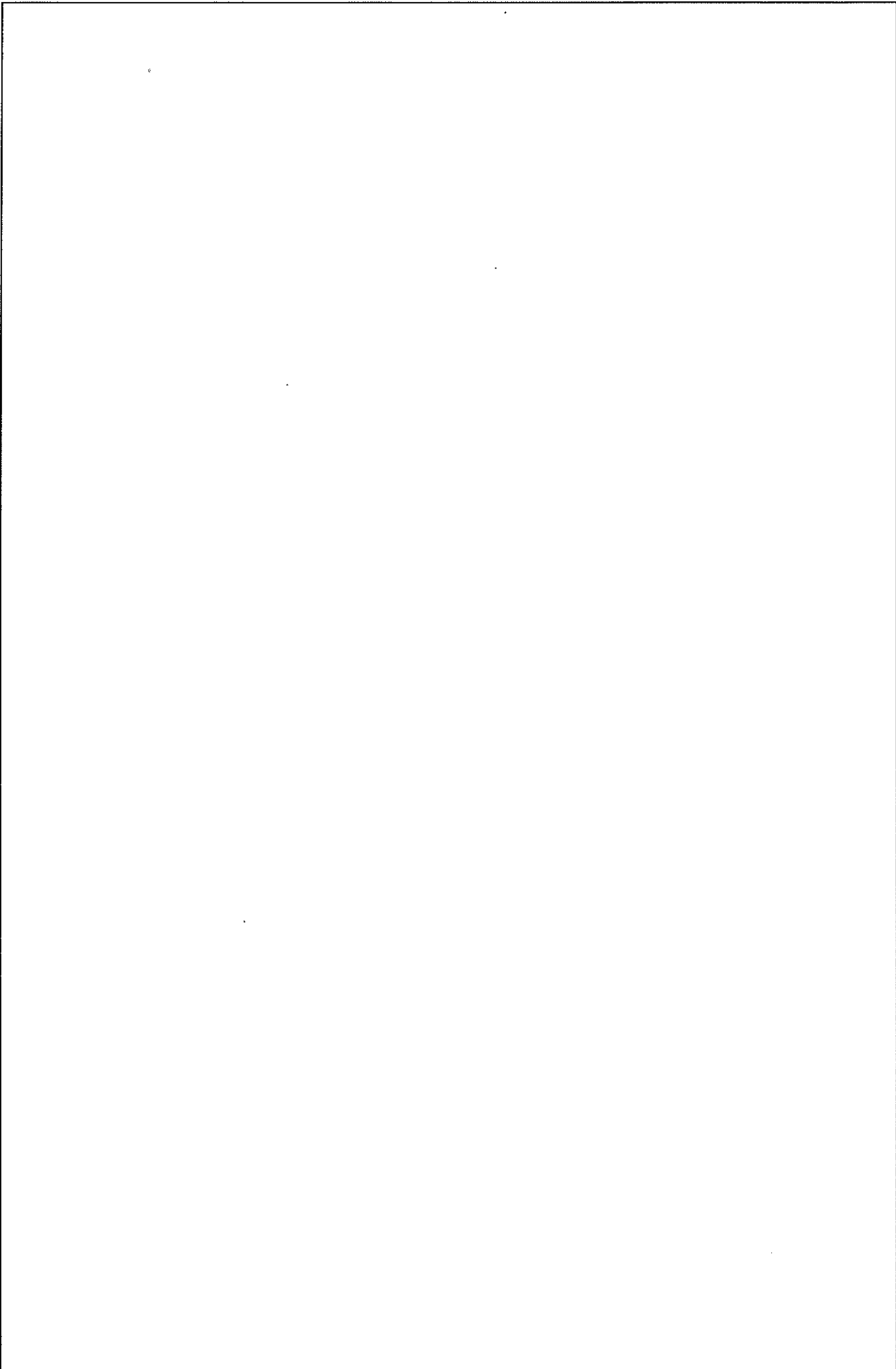
2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

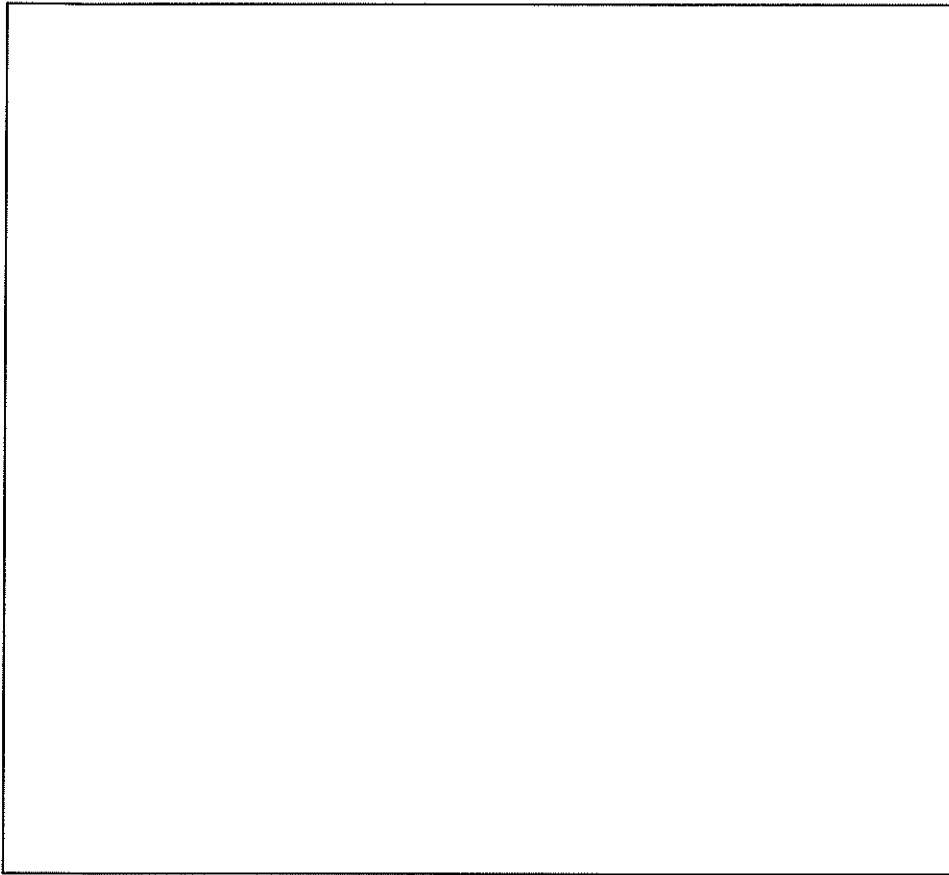
につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

2019年（平成31年）1月9日

署名欄

A rectangular box with a black border, used to redact the signature of the representative.





総代互選書

原子力規制委員会 御中

総代

私たちは、下記の事項を行わせるため、上記の者を総代に選任しました。

記

2018年（平成30年）9月26日に原子力規制委員会が東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）に対して行った許可処分

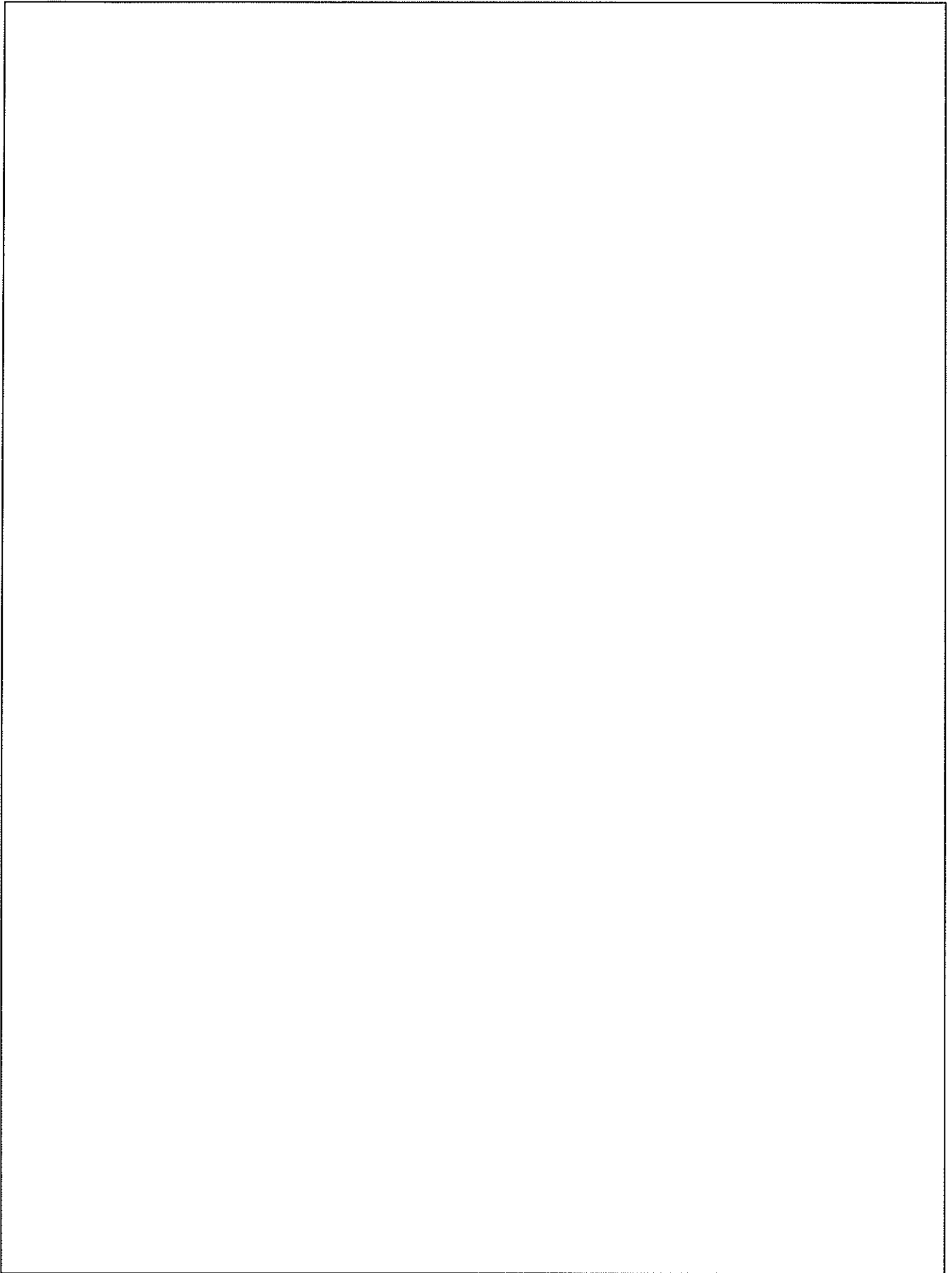
および

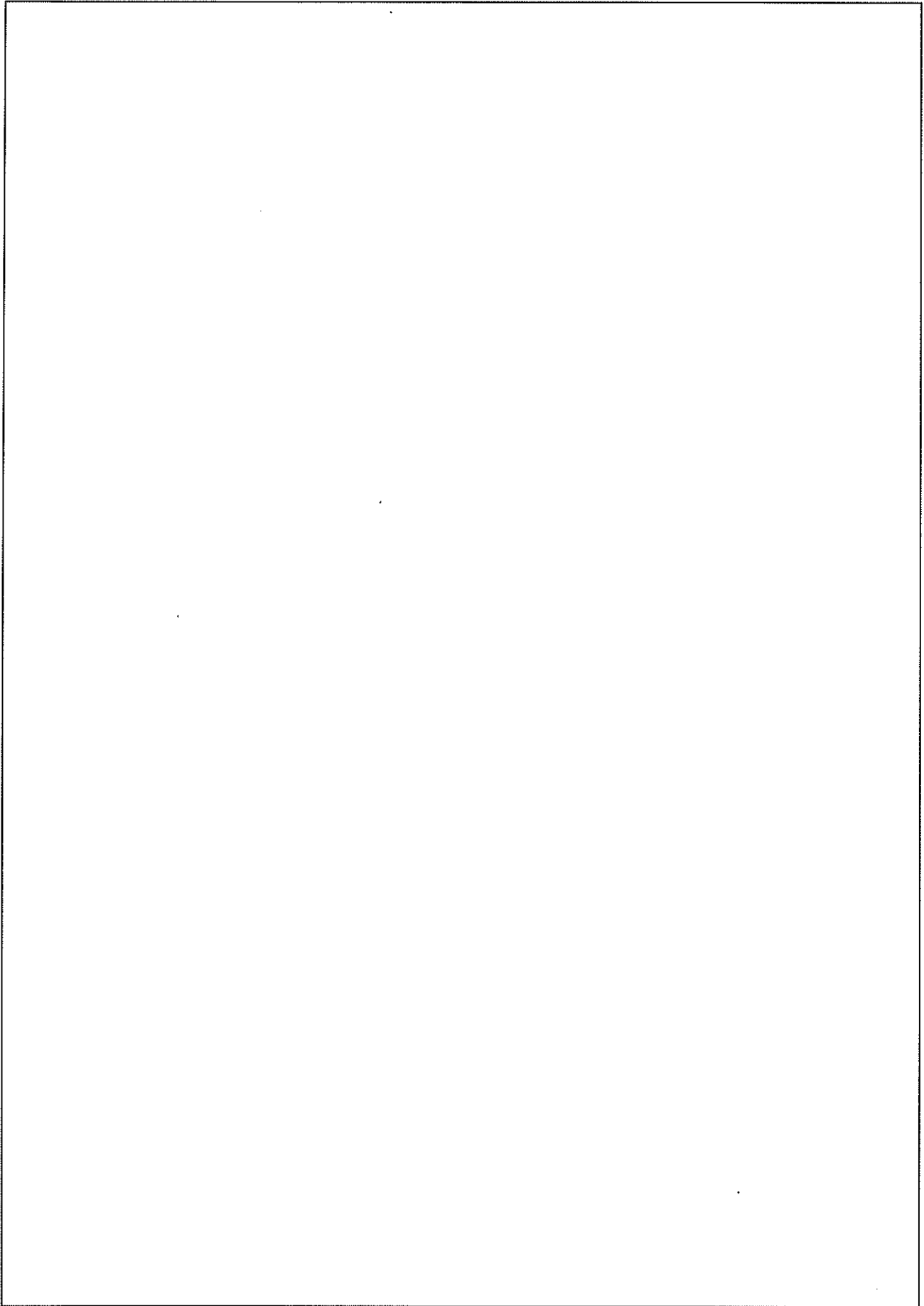
2018年（平成30年）10月18日に原子力規制委員会が東海第二原子力発電所の工事の計画に対して行った認可処分

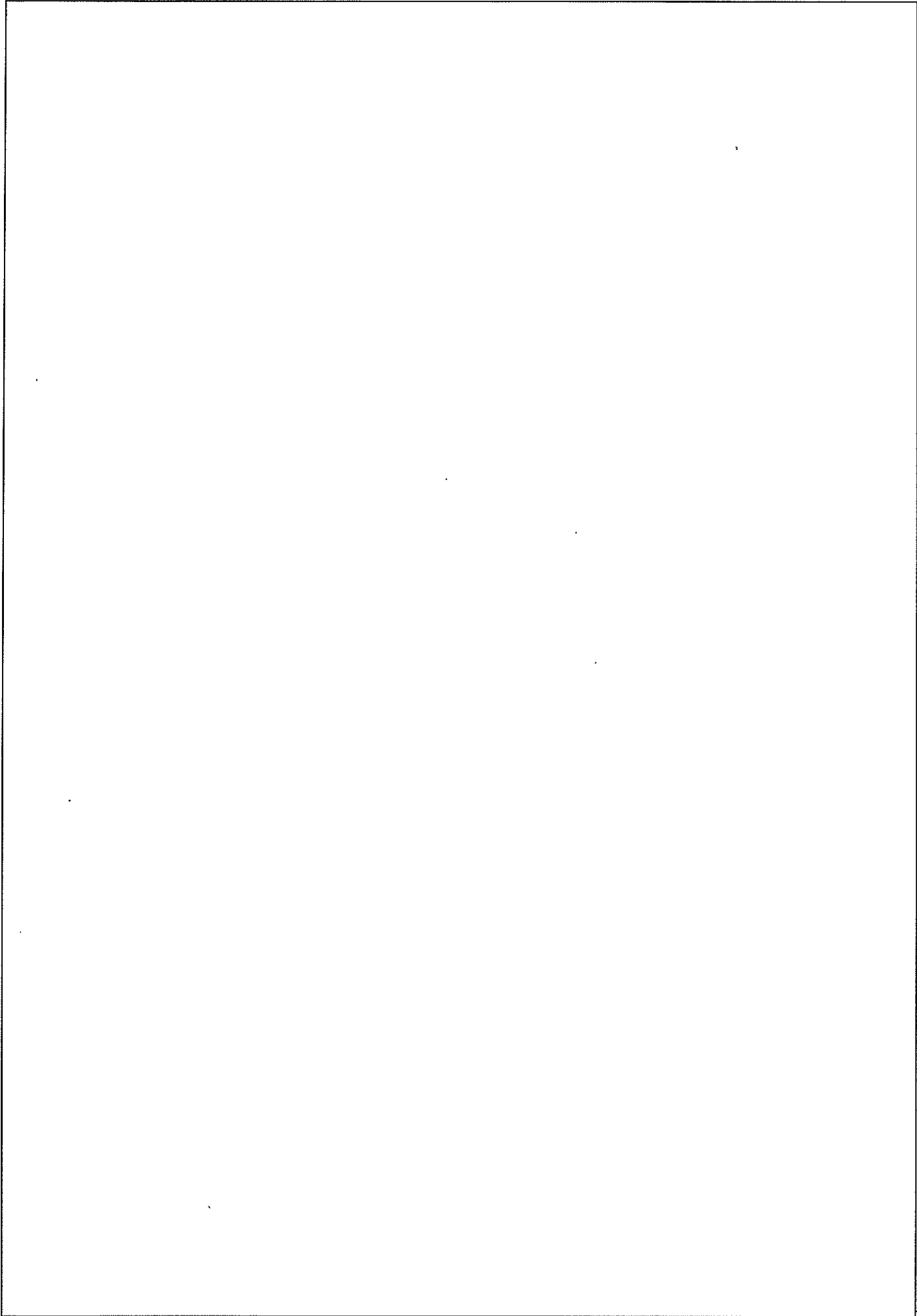
につき、原子力規制委員会に対してする審査請求に関する一切の事項

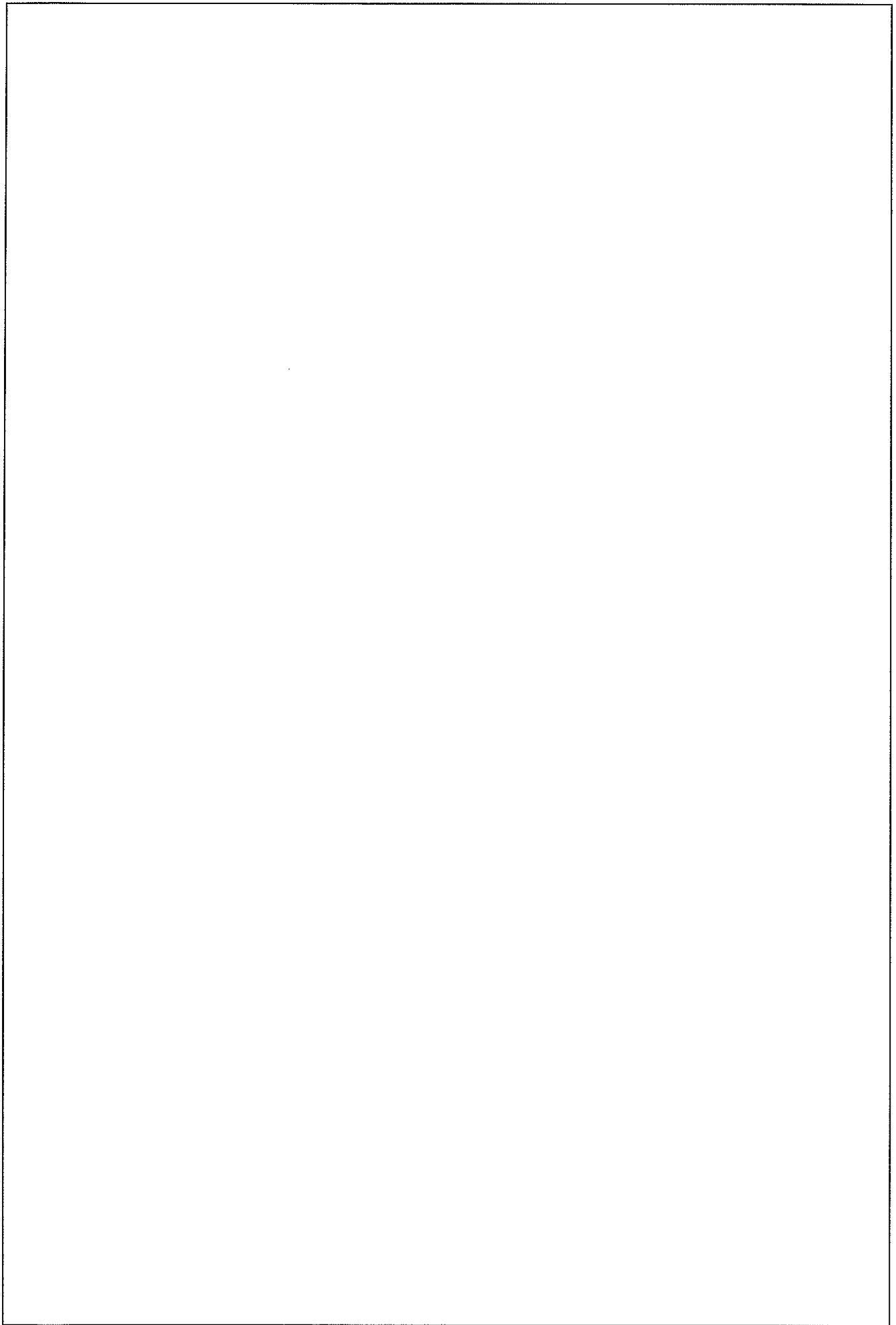
2018年（平成30年）12月3日

審査請求人







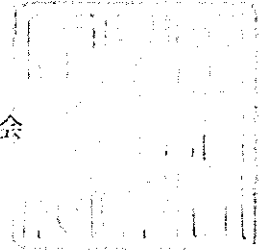


原規規発第1908023号

令和元年8月2日

審査請求人

原子力規制委員会



弁明書の送付及び反論書等の提出について

平成30年11月7日付けで原子力規制委員会が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の3第2項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所の運転期間延長認可に対し、平成31年2月6日付けで貴殿らから提出された審査請求について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する第29条第5項の規定により、別添のとおり弁明書(副本)を送付します。

また、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する第30条第1項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面(反論書)を提出する場合及び同法第32条第1項の規定により証拠書類又は証拠物を提出する場合には、令和元年9月2日までに、それぞれ提出してください。

弁 明 書

原子力規制委員会

平成30年9月26日付けで原子力規制委員会が行った核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第43条の3の8第1項の規定に基づく日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更許可及び同年10月18日付けで原子力規制委員会が行った同法第43条の3の9第1項の規定に基づく同発電所の工事計画認可に対し、同年11月27日付けで審査請求人総代 から提出された審査請求について、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第3項において読み替えて適用する第29条第2項の規定により、下記のとおり弁明する。

記

1 処分の内容

(1) 東海第二発電所の設置変更許可について

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更(発電用原子炉施設の変更)について(平成30年9月26日原規規発第1809264号)に記載のとおり。

(2) 東海第二発電所の工事計画認可について

東海第二発電所の工事の計画の認可について(平成30年10月18日原規規発第1810181号)に記載のとおり。

2 処分の理由

(1) 東海第二発電所の設置変更許可について

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書(発電用原子炉施設の変更)の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規定する許可の基準への適合について(平成30年9月26日原子力規制委員会)に記載のとおり。

(2) 東海第二発電所の工事計画認可について

日本原子力発電株式会社東海第二発電所の工事の計画の技術基準規則等への適合性に関する審査結果(平成30年10月18日原規規発第1810181号)に記載のとおり。

反論書

2019年（令和元年）10月24日

原子力規制委員会御中

審査請求人 総代

原子力規制委員会が令和元年8月2日付け原規規発第1908022号及び原規規発第1908023号で発出した弁明書に対して、行政不服審査法第30条第1項の既定により下記の通り反論する。

記

【反論の項目】

- I 弁明書に記載すべき事項が記載されていないため弁明書の再提出を求める。
- II 改正「行政不服審査法」に基づく本審査請求対応の手順とスケジュールの確認とより公正な審査体制を求める。
- III 弁明書で参照された審査書に対して追加意見を述べる。

【反論の内容】

I 弁明書の再提出を求める

弁明書の処分内容及び理由は審査請求に係わる処分内容及び理由と全く同一の内容で更に付記した事項は皆無であった。

しかし、「行政不服審査法・審査請求事務取扱マニュアル」の52ページには次の記載がある。

＜審査請求書等に処分が違法又は不当であることを理由付ける具体的な内容が記載されている場合には、処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実も、「処分内容及び理由」に含まれるものとして、記載されなければならない。＞

＜弁明書は、審査請求人及び参加人に送付され、反論書や意見書を作成する際の基礎となるものであることに照らせば、記載すべき事項が記載されていない、記載が具体性を欠くなどの形式上の不備がある場合には、該当箇所を指摘した上で、当該箇所を修正した弁明書の再提出を求める等の対応が考えられる。＞

審査請求人は、「日本原電東海第二原子力発電所の適合性審査（設置変更許可と工事計画認可）」と「同運転期間延長」への許可処分の取り消しと執行停止を求めて、昨年11月27日と本年2月6日に審査請求した。処分の詳細は以下参照。

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/RTS/300000663.html>

<https://www.nsr.go.jp/disclosure/law/RTS/300000661.html>

また、上記処分について、「審査請求書に処分が違法又は不当であることを理由付ける具体的な内容」を次のように論述した。

(1) 設置変更許可・工事計画認可(適合性)審査に対して

- 理由1 東海第二原発の危険性と原子力規制委員会の審査
- 理由2 スタビライザー耐震不合格～耐震性評価の欠落
- 理由3 情報公開の拒否～原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性
- 理由4 ケーブル・火災問題
- 理由5 津波による漂流物の問題
- 理由6 炉心安定性と原子炉停止問題
- 理由7 深層防護第5層の責任
- 理由8 東海第二原発の再稼働と日本原子力発電への資金支援
- 理由9 東海第二原発の安全性にとって東海再処理工場など周辺施設の同時被災の影響を考慮することは必須課題

(2) 運転期間延長(発電用原子炉施設の運転の期間の延長)の認可処分審査に対して

- 一 趣旨
- 二 耐震性の欠陥
- 三 老朽化にともなう事故・故障の増加
- 四 非難燃性ケーブル問題
- 五 運転延長の審査資料も「黒枠・白抜き」

したがって、これらの「具体的な内容」に対して弁明するのであれば、<処分が違法又は不当のいずれでもないことの根拠となる事実も、「処分内容及び理由」に含まれるものとして、記載されなければならない>のだが、送付された弁明書にはそれらの記載が皆無である。

そもそも、審査請求前に5回も大河原雅子衆議院議員とともに開催してきた院内ヒアリング集会で指摘してきたとおり、審査書等に重大な不備(事実認定や判断の誤り等)や欠陥(審査漏れ等)がある。処分は違法・不当との私たちの具体的な指摘(審査請求)に弁明するのであれば、各指摘に対して具体的に弁明するべきであり、あるいは少なくとも審査書の具体的記述場所を参照して弁明するべきである。

このような具体的記述が無い弁明は、処分に係わる審査書案のパブリックコメントへの対応(各意見に一言原子力規制庁がコメントを入れている)よりも不誠実である。

特に、原子力規制委員会が第3条委員会ゆえに同一組織が審査請求対応をするのであるから、より誠実で精緻な弁明をするべきである。また、改正行政不服審査法の1番の特長である「審理員による審理手続き」も「第三者機関への諮問手続の導入」も原子力規制委員会が第3条委員会であるから適用されていないことは、とても私たちに理解し難いこと

である。

また、原子力規制委員会が「有識者からなる合議制で、慎重かつ公正な判断がされることが制度上担保される」組織であるとして、法律上このように行政不服審査法の「改正」部分が有効に適用できないのであれば、なおさら個々の審査請求に対して丁寧で分かり易い対応をするべきである。

再度、各指摘項目に対して丁寧に弁明した弁明書の再提出を求める。

II 原子力規制委員会における審査請求対応の確認とより公正な審査体制を求める

昨年11月及び本年2月に提出した審査請求について、3か月以上たな晒しされ、やっと連絡が入って原子力規制庁が提示した日程に合わせて予約した6月19日の意見陳述会は原子力規制庁の都合で延期された。その後8月22日に総務省と原子力規制庁への院内ヒアリング集会を実施して、我々のみならず他の人たちの審査請求においても、連名者の記名・押捺を厳しく要求し内規を公表しない、などあまりに原子力規制庁の対応が不適切であることを指摘した。そして、その後メールにより審査請求の手続きについて確認してきた。思い起こせばこの1年近くの間、担当窓口は山田さん、島田さん、秦野さんと次々入れ替わった。

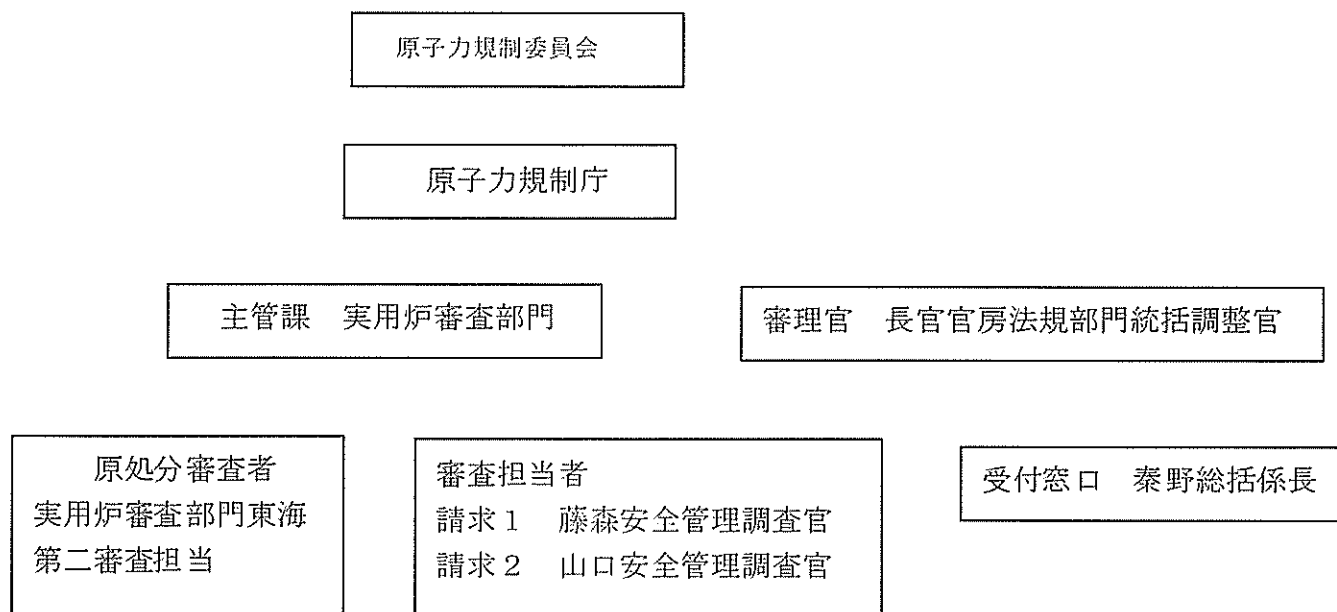
我々の要望に応じて、原子力規制庁が8月29日付けで「原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する規程」を規制委サイトにアップした。ところが、新行政不服審査法の特徴を記した総務省リーフレット（1 審理員による第三者期間への諮問手続き、2 審理手続きの充実、3 審理の迅速性の確保）や上記マニュアルと、原子力規制庁内規との関係も、第3条委員会ゆえの他組織との違いも、非常に分かりにくい。

これらについて、メールで担当窓口から何度か回答をいただき、やっとその姿が明らかになってきた。

以下が私たちの理解である。

1 原子力規制委員会の審査請求体制

何度かの問合せにより私たちが理解した審査請求（不服申立て）体制は次の様である。



上図の理解で良いか、確認願いたい。また、必要ならば補足願いたい。

2 審査請求の概略手順

これまでの進行及び問合せにより、私たちは今後の進行を次の様だと理解した。

- (1) 審査請求受付
- (2) 弁明書の提出（原子力規制庁＝>審査請求総代）
- (3) 反論書の提出（総代＝>原子力規制庁）
- (4) 意見陳述会（審査請求者＝>審理官、審査担当者、原処分審査者）
- (5) 審理手続き終結
- (6) 裁決書作成（審理官と審査担当者）
- (7) 裁決（原子力規制委員会）

以上について、確認し、過不足があれば修正・補足願いたい。

3 原子力規制委員会の審査請求体制の問題点

以上の確認の上で、第3条委員会である原子力規制委員会の審査請求体制について意見を述べる。

- (1) 原子力規制委員会の委員が不適切

総務省によれば、「三条委員会である原子力規制委員会は、有識者からなる合議制で、慎重かつ公正な判断がされるものと制度上担保される」とされる。しかしながら、5人の委員のうち4人は、原子力の分野で仕事をしてきた人で、「公正な判断」ができるとは思

えない。現に、設立以来原子力規制委員会が行なってきた多くの施策、特に「新規制基準」制定とそれに基づく審査、が原子力推進側の論理による不公正なものである。

より「慎重かつ公正」な判断ができる委員の選任を望む。

(2) 審査請求実務体制が不適切

審査請求に対する実務体制は、前述のように「審理官」は原子力規制庁の長官官房法規部門統括調整官であるが、大半の実務は「主管課」である原子力規制庁内実用炉審査部門が担う。

これでは行政不服審査法の第一条目的「この法律は、行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で広く行政庁に対する不服申立てをすることができるための制度を定めることにより、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する」を果たせない。

三条委員会ゆえ法第四条に「当該処分庁等」が対応すると規定されているが、公正な手続で審査する為には、原子力規制委員会が原子力規制庁とは独立の行政組織に対応させるべきである。それが無理ならば、少なくとも、大半の実務を当該処分をした主管課「実用炉審査部門」以外の部門に対応させるべきである。

「不服申立てに関する規程」（原規法発第1908291号 原子力規制庁長官決定）の改善を求める。

(3) 不服申立てへの対応は審理官主導で

新法の「審理員」を考慮して原子力規制委員会では「審理官」の制度を規程した。しかしながら、私たち審査請求総代は提出後一年近くになっても未だに審理官とされる長官官房法規部門統括調整官とは何ら接触が無い。あらゆる確認を主管課「実用炉審査部門」の受付担当と行っており、東海第二を担当した「実用炉審査部門」の方にも情報共有している。これでは、不服申立てへの対応が公正に行えるとは思えない。

審査請求を受けた時点で早急に審理官を定め、審理官が不服申立ての窓口となり総ての不服申立て対応に応じるなどの改善を求める。

(4) 審査担当者の問題

適当性審査の審査請求の審査担当として主管課の藤森安全管理調査官が、運転延長審査の審査請求の審査担当として山口安全管理調査官が、指名された。ところが、山口安全管理調査官は、2019年1月から2月に茨城県内6カ所で行われた全住民説明会で「実用炉審査部門」の説明に中心的役割を務めた。このように処分庁の主要担当者と思われる人が不服申立て審査担当となることが適切であるとは思えない。

貴内規第3条で、「不服申立てに係る処分等に関し公正な判断をすることができる」と認める職員のうちから、審理官を指名する」と規程しているのであるから、審理官を補佐する役割を担うであろう審査担当は、少なくとも東海第二の審査に携わっていない者を選ぶべきだ。

公正性の確認の為にも、二人の安全管理調査官の過去の担当歴を教えていただき、東海

第二の審査に携わって、いざ少しでも公正な判断をできる方を審査担当して頂きたい。

(5) 裁決について

旧法による審査請求（不服申立て）においては、意見陳述をしてから半年以上何らの連絡も無く、その間に当該原発が再稼働され、その後更に時を経てから裁決書が原子力規制委員会定例会議で確認され、総代宛に「棄却」の決定書が送られてきた。全く公正性も迅速性も感じられない三条委員会の対応であった。

今後は、審理の公正性と審理の迅速性の為に審理官からの毎月の経過報告をお願いしたい。更に、裁決結果について私たちが説明を受ける場を設けて頂きたい。

以上、多忙な原子力規制庁の皆さんには大変かも知れないが、新たな行政不服審査法に基づき、「有識者が合理的判断をする」はずの独立三条委員会が公正で迅速な不服申立て対応審査を実現して頂くことを切に願います。

Ⅲ 弁明書で参照された審査書に対する追加意見

各審査について反論する。

Ⅲ-1 設置変更許可・工事計画認可（適合性）審査に対して

理由1 東海第二原発の危険性と原子力規制委員会の審査

具体的には以下の各論において指摘するが、東海第二は人口密集地帯に建つ第二世代の原発である。この型式は日本では沸騰水型軽水炉としては東海第二しか残っていない。

リスクの大きな原発を、UPZ人口94万人にも達する地点に立地していることだけでも、大きな問題であったのに、さらにこれを20年間延長運転を認めるなど、言語道断というほかない。

立地住民の多くは再稼働に反対であり、世論調査でも常に反対は過半数を超え賛成は四分一にも達しない。

日本原子力発電（以下日本原電）の姿勢も、極めて横暴であり、対話にさえ応じようとしなない。

対話を重視しない企業風土は、特に住民に対して重大な影響を与える原子力を扱う企業としては失格である。

理由2 スタビライザー耐震不合格～耐震性評価の欠落

耐震性についての疑問は多々あるが、明らかに原子炉等規制法に反する代表格としてスタビライザーの耐震性欠陥について審査請求をしている。ところが、これについての具体的な弁明は一切なされていない。

スタビライザーとは圧力容器と格納容器の変位を押さえるためにある水平方向支持装置である。

これが破損すると圧力容器が変位し、制御棒の挿入性に重大な危険性があると

共に、接続配管の損傷による冷却材喪失にもつながる。しかも原子炉等設置時に想定されていた再循環系配管の破断に留まらず、原子炉に冷却剤を注入するECCS系配管の損傷も想定される。これは「過酷事故を起こさせない」対策が機能しないことを意味する。

スタビライザーの脆弱性については、審査書は具体的に何も述べていない。一方、審査書にある評価結果に基づけば、基準地震動に対する評価でスタビライザーは1.2倍（限界値48回に対して発生値40回の繰り返し疲労）であるとしている。これは基準地震動の揺れに対し1.2倍（回）以上の力が掛かるか、二度以上基準地震動の揺れに遭遇したら越える値であることについて、規制庁に質問を発したところ、二回以上、基準地震動を越える揺れに襲われることはないとは回答した。これは驚くべき非科学的態度である。また、大河原議員への文書回答では「なお、疲労評価で使用する設計疲労曲線は十分な余裕を有しており、疲労評価値が1を超える力がはたらいた場合でも、直ちに当該部位が損傷するわけではありません。」などと審査当局とは考えられない回答をしている。これについても一切弁明が成されていない。

理由3 情報公開の拒否～原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性

情報公開を拒否している態度は、例えば「白抜き黒枠」に見られる事業者提出書類について見られる。これについては審査書には何ら記載はないから、弁明は一切されていない。

「商業秘密」「核物質防護」が理由としておきながら、ある書類のバージョンが変わると、公表していた部分が消されることも見受けられ、その基準が恣意的かつ適当なものであることが分かる。このような文書作成態度の事業者に対して、規制庁は一切行政指導もしないのか。大河原議員への文書回答では「事業者から提示される資料においてマスキング箇所がある場合には、規制庁から事業者に対して、その妥当性について可能な限り指摘を行っています」などとしているが、ヒアリングでは「速やかに公開する為にマスキングが多いまま公開した」などと回答している。では、マスキングされた文書の妥当性は確認しているのかいないのか。到底信用できないので、マスキングを入れたり外したりする基準についての回答と、釈明を求める。

また、一切マスキングされていない文書の公開を求める。

理由4 ケーブル・火災問題

審査書に記載されているのは、「非難燃性ケーブルでも防火シートにくるむなどすれば、難燃性ケーブルと同等以上の難燃性能を有する」とする事業者の申請であり「その成立性を実証試験により確認するとしている。」と記載されているだけである。

「また、難燃ケーブルとすべき、複合体から安全機能を有する機器等に接続する非難燃ケーブル及び放射線モニタケーブルは、それ単体では延焼を確実に防止できないものの、電線管に収納し、電線管外部からの酸素の供給防止のため、両端を難燃性の耐熱シール材で処置する設計とすることにより、十分な保安水準が確保されることを確認した。」（審査書100ページ）と記載されているが、燃

焼は止められないと解することが出来るので、非難燃性ケーブルが難燃性ケーブルの性能の「同等以上の難燃性能を有する」などとはあり得ないことである。撤回すべきだ。

この文脈では、実証試験で確認をしたことが全てであるが、電力中央研究所の実証試験では着火後にハロゲン消火器が作動して火災を消している。つまりケーブルの非燃焼性を試験しているのではなくハロゲン消火器が作動して消火に成功することを試験している。消火設備が作動しないで燃焼を止めることが出来るかは実証試験のテーマではないので、この実証試験には意味がない。

これらについても弁明書には一切記載がない。

理由 5 津波による漂流物の問題

津波による漂流物問題は、規制庁により一切まともな審査がされていない。

ヒアリングにおいて規制庁は、津波に伴う漂流物について「津波警報等発表時に緊急退避するため漂流物とならない。」と決めつけているが、これは「本発電所敷地内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船等」に限られており、全船舶の沖合退避訓練をしているわけでもなく、船舶を動かせる乗員がいない状態も想定しておらず、実際には期待できないことは明らかである。

大型船舶がコントロールを失う事態は、今年の台風 21 号における関西空港橋へのタンカー衝突事故で台風でも起こりえることが実証されている。このときには乗員も乗っており、回避行動を取っていたがそれでも衝突は避けられなかった。

また、東日本大震災においても数多くの船舶がコントロール不能に陥り、一部は座礁、擱坐している。これらについてももっと真剣に審査をすべきである。

理由 6 炉心安定性と原子炉停止問題

原子炉停止系に損傷が生じれば、原子炉を止められない事態となることは、これまで十分に議論されてこなかった。設計段階でも原子炉停止不能という事態は想定されていないため（最大価値制御棒 1 本の挿入失敗のみ解析）、原子炉停止不能を規制基準に含んでいなかった。

福島第一原発では原子炉の停止は出来たことから、十分な対策が準備されていない。

東海第二でも結局ほう酸注入系統だけで原子炉を止めることが期待されているが、たった一本のほう酸注入系統が、地震時に維持できると決めつけて良いわけがない。（ただし制御棒駆動系からも入るとされているが具体的には記載がない）。

原子炉停止系が機能せず、ほう酸注入にも失敗した段階での原子炉停止を達成する方法と手順を事業者策定させなければならないが、それについて検討をさせない理由は何か。見解を問う。

理由 7 深層防護第 5 層の責任

原発の過酷事故により周辺住民に重大な影響を与えないように、原子力防災体制の確立は大前提となる。

東海第二原発が運転を開始して 40 年。その間に東海村では JCO 臨界被曝事故や再処理工場のアスファルト固化処理施設の爆発火災事故など、周辺で住民に重大な影響を与える、または与えかねない事故を繰り返してきた。東日本大震災

においても東海第二原発に地震と津波が襲い、外部電源と非常用電源設備の一部が使用不能となった。これらが全部使えなくなっていれば、原子力災害特別措置法に基づき住民避難が発令される可能性もあったが、地震と津波により大混乱に陥っていた周辺地域で、避難行動が十分可能であったかどうかについてすら、規制委員会による検証作業は行われていない。

つまり、東海第二原発の原子力防災体制については、全て周辺自治体と原子力災害対策本部（内閣府）に丸投げしている。しかも原子力災害対策本部は自ら責任を持って防災体制を構築するのではなく、「内閣府原子力防災担当では、地域防災計画（原子力災害対策編）を作成する都道府県及び市町村に対する支援を行っている」に過ぎない。

地方自治体の原子力災害対策は現在も策定中であり、その実効性も疑問視されている。日本原電は「周辺公衆が放射性物質により被ばくに至る事態はおよそ考えられない」と裁判で主張している。（2019年2月14日日本原電の準備書面）これは、事実上防災体制は必要ないとする主張であり、規制基準の考えにも適合していない。このような会社が原発を動かすなど、およそ許されるはずはない。これについての規制庁の見解を問う。

また、原子力防災体制を規制基準に含めないことは、規制委設置法第一条の「目的」の「国民の生命、健康及び財産の保護を目的とする」としていることに対し原子力防災体制に責任を負っていないから、欠陥規制であることを述べており、これについて一切の弁明はされていない。

弁明書では、審査請求に対しては認可審査書の通りとしかされていないが、認可審査書には原子力防災のことは一切言及はない。

理由8 東海第二原発の再稼働と日本原子力発電への資金支援

日本原電への資金支援については、現在に至るも東電、東北電など東海第二の電力を受電する会社からの表明は具体化されていない。さらに東電は『我々はお客様に低廉で安定かつCO2の少ない電気というものをお届けするというのが使命であると考えております。東海第二がそうした電源として耐えうるのかどうかということにつきまして、市場の価格の見通しであるとか、再稼働に必要な安全対策工事の見通し、工事期間であるとか、工事費であるとか、特定重大事故対処等施設設置の見通し、あわせて、さらに地元のご理解を条件に、こういったものを総合的に検討しておると、こういう状況でございます。』と、7月16日の定例記者会見で述べており、これに照らせば地元同意もない段階で資金支援をすることは出来ないはずである。

資金支援がなければ経理的基礎はないが、審査書では、わずかに東電と東北電の文書で「資金支援を行う意向を表明した書面を提出した。」だけで経理的基礎があるとの判断をしていることは規制機関として責任放棄である。東電は福島第一原発の廃炉にも重大な責任があり、規制委は東電が廃炉工程において十分な対応をしていないことを再三にわたって指摘し、最近ではデブリ取り出しや排気筒解体においても取り組みに問題があることを指摘している。このうえ東海第二への2200億円以上の資金支援を認めることは、さらに経営基盤を揺るがし、廃

炉事業に支障を来すこととなるのは避けられない。

更田豊志規制委員長は7月17日に定例会見で「東京電力が、明確な表明をして（東海第二原発に）支援を行わないということになれば、これはしかるべき対処が必要になるだろうと思います」と答えている。

このしかるべき対処は、経理的基礎の不存在による審査書の取り消し、許可処分を取り消しになると考えて良いか。見解を問う。

また、そのことを決めるべき時期に到達していると思われるが記者会見から既に三ヶ月も経過しており、日本原電に対してどのような働きかけを行っているのかを明らかにしていただきたい。

理由9 東海第二原発の安全性にとって東海再処理工場など周辺施設の同時被災の影響を考慮することは必須課題

東海第二原発の周辺に立地する原子力施設、特に再処理工場との同時被災については、一切審査書に記載はない。これもまた、弁明されていない事項である。

日本原子力研究開発機構は10月7日に高レベルガラス固化体製造ラインにおいて「流下ノズルが取り付けられているインナーケーシングの熱膨張及び収縮の過程により塑性変形を生じ、流下ノズルに傾きが生じ、加熱コイルに接触することにより漏電リレーが作動」との報告書を規制庁に提出している。コイルが偏ってしまったことで、流下ノズルとコイルが接触し漏電が発生しているのならば、改修は極めて困難であり、12.5年としている高レベルガラス固化体の製造完了時期は大幅に後ろ倒しとなり、再処理工場の安全性確保は当面確保できる見通しが立たなくなったことになる。

再稼働時点から東海再処理工場の高レベル廃液の未処理期間が長期にわたり重なった場合、両方被災の危険性は更に高まることとなる。本来ならば東海再処理工場の危険性を考慮し、その間は再稼働は出来ないこととすべきところ、そういった配慮さえなされていない。これは極めて異常なことである。

Ⅲ-2 運転期間延長（発電用原子炉施設の運転の期間の延長）の認可処分審査に対して

一 趣旨。

日本原電東海第二原発は2018年11月27日に40年を迎えた老朽（高経年化）原発である。

改正原子炉等規制法（2012年12月改正）では、それまで明記されていなかった原発の運転期間が決められ、「発電用原子炉設置者が発電用原子炉を運転できる期間は、使用前検査に合格した日から起算して40年とする。」とされた。ただし、この運転期間はその満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、1回に限り、20年を超えない期間であって政令で定める期間を限度として延長することができることとされた。

この老朽原発の運転延長については、原子炉等規制法の改正を進めた当時は、

「例外中の例外」（細野豪志原発担当相）とされた。さらに当時の規制委員会の田中俊一委員長も延長は「相当困難」としていた。

ところが、関西電力高浜原発1号機、2号機、美浜原発3号機と、延長申請された3基とも相次いで許可され、4基目となった東海第二原発も許可されるに至り、申請さえすればオートメーションに許可される運用となっているのではないかと疑われる。

報道でも、朝日新聞は11月8日付の紙面で「人口が密集し事故時の避難が難しい首都圏の老朽原発を、原則を超えて長く動かす正当な理由は見当たらない」としたうえで、「運転期間の『40年ルール』は、設計が古い原発の退場を促すための規制で、東京電力福島第一原発の事故後に強化された安全対策の柱の一つだ。規制委が認めれば20年の延長もできるが、導入時、政府は『極めて限定的なケース』と説明した」と指摘している。東京新聞は「東海第二はさらに例外、あるいは特別だ」として、福島第1と同型のBWRであること、大震災で実際に津波の被害に遭って外部交流電源と非常用電源の一部を失ったことなどを挙げ、「（大震災での）強い揺れによる原子炉への影響も、本当はないのかどうか、不安が残る」と指摘している。

二 耐震性の欠陥

78年の建設当時、現在の基準地震動に相当する「設計用限界地震」の想定は、わずか270ガルであった。その後暫時引き上げられ、2016年には基準地震動は1009ガルへと引き上げられている。

これに伴い耐震評価が進められたが、基準が上がっているのに一部の耐震強化しかしていないため、耐震評価基準と実際に生ずる応力値の間が接近し、部分的には逆転するようになる。その顕著な例が格納容器スタビライザーであり、これについては補強も改良もされておらず、基準地震動発生応力値の1.2倍程度の強度しかないことは事業者の計算書でも明らかである。

これに対して規制委は、基準の1を越えているから合格としているが、僅かでも超えれば良いというものではない。

もともとこの場所は事業者によると、基準地震動600ガルの段階で「1.73倍の余裕がある」などとしていたところだが、基準地震動を引き上げた結果、余裕を食い潰す結果となった。一方、規制庁の審査書11ページには「低サイクル疲労の評価」として「運転開始後60年時点の期間において、運転開始から評価実施日までの過渡回数の発生頻度の1.5倍以上の値を設定していること」としているが、これに反している。なお、スタビライザーは「ブラントの起動及び停止時等の過渡時に温度、圧力及び流量変化の影響を受ける機器の部位」であることは明白である。だからこそシアラグを介して格納容器に取り付けているのである。この点について弁明書には一切の記述はなく、当然審査書にも記載はないので弁明はされていない。

また、原発全体の耐震性についても、基準地震動の大幅な引き上げに伴い、従来は基準内に収まっていたところも、余裕を大きく失った場所もあると思われるので、経年劣化と同様に全体の評価を見直すべきである。

三 老朽化にともなう事故・故障の増加

原発が経年劣化に伴い、トラブルが増加する傾向にあることは否定しがたいと思われるが、これについては高経年評価には特に記載がない。

様々な部位の積み上げが全体の健全性を確保することにはならない。システム全体の健全性は、例えば急激な劣化による損傷の発生を考慮してもなお、他の部位が十分に強度を有しているから補完できるような場合も含まれる。言い換えるならば、全てが基準ギリギリになっていたのでは全体のシステムの健全性確保はできないということだ。

また、シュラウドの健全性については、他の原発には見られない問題が生じている。維持基準に基づけば、現在ひび割れが発生しているシュラウドについても監視しながら運転継続は可能との判断かも知れないが、それ自体の問題も大きいし、運転延長審査において導入すべきことではない。検査できる範囲であらゆる欠陥を排してもなお、高経年化による潜在的劣化はあり得るものとして対策をしておくべきところ（それを保守的評価というはずだ）欠陥の存在が確認されているのに、それを残したままで運転延長を認めるなど、到底考えられないことである。

少なくともシュラウドの交換により欠陥のない状態で稼働させることを指示すべきではないか。見解を問う。

四 非難燃性ケーブル問題

ケーブルの耐用年数は30年ほどとされているが、このまま再稼働をすれば二倍の期間使われることになる。これについては高経年化評価の手法についての記述があるが、劣化した場合、交換が可能なのかについての評価はされていない。実際に20年運転延長をした後に取替を実施すると読めるが（審査書18ページ）、これらケーブルについては再稼働前に交換を指示しない理由が分からない。あらかじめ運転延長中に絶縁低下が見込まれるケーブルの使用を容認することは、あってはならない。この点について見解を問う。

五 運転延長の審査資料も「黒枠・白抜き」

情報を公開しないで「原子力安全文化の構築」はできない。原子力規制委員会は「原子力安全文化に関する宣言」という文書を発表し、「原子力の利用に当たって最も優先されるべきは安全である。」と宣言している。その中で「リスクの程度を考慮した意思決定」として「その判断について確かな根拠のもと論理的に説明する責任を負う。」と定めている。

審査書に対する異議申立を含めて、これまでに何度も「その根拠は」と問い続けた。しかし、最初の壁は「白抜き黒枠」など文書非公開の実態だった。

これは明らかに安全文化の醸成を阻害する行為であり、繰り返し指摘しており、全ての情報を公開し、自らの審査内容が真に「その判断について確かな根拠」があることを証明し説明する責任がある。

このことについて見解を問う。

以上

口頭意見陳述の資料について
(東海第二適合性審査への審査請求)

2019年11月25日

(審査庁) 原子力規制委員会 御中

請求申立人 総代



A 審査請求の概要

一 審査請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

別紙参照

二 審査請求に係る処分の内容

東海第二発電所の発電用原子炉の設置変更（発電用原子炉施設の変更）の許可処分（平成30年9月26日、原規規発第1809264号）

および

東海第二原子力発電所の工事の計画の認可処分（平成30年10月18日、原規規発第1810181号）

三 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

設置変更許可処分 2018年（平成30年）9月26日

工事計画認可処分 2018年（平成30年）10月18日

四 審査請求の趣旨及び理由

「二記載の設置変更許可処分を取り消す」との決定を求める。

「二記載の工事計画認可処分を取り消す」との決定を求める。

五 処分庁の教示の有無及びその内容

原子力規制庁法規部門の担当に、行政不服審査法の改定内容など審査手続きについて教示を得た。

六 審査請求の年月日

2018年11月26日（?）

七 口頭意見陳述会の開催

行政不服審査法第31条の規定に基づいて、口頭意見陳述を求める。

この口頭意見陳述の実施において、本来原子力規制委員会が開催すべきであった公聴会に近づけるため、異議申立人以外にも公開し取材を許可することを求める。

八 執行停止の申立て

本件処分は上述のとおり不当な行政処分であるため、本件審査請求とともに、行政不服審査法第25条の規定により、本件処分（設置変更許可、工事計画認可）の執行停止を申し立てる。

本件においては、早急に審理し、審理が終わるまでは東海第二原子力発電所の再稼働・運転延長の為の工事をしないように強く求める。

なお、「国民」でも「私人」でもない防衛省が行政不服審査法に基づいて沖縄県の埋立承認撤回の執行停止を申し立てた折には、国交相がわずか5日間で執行停止を決定した。本申立は当該処分庁と審査庁とが同一であるから、数日で審査・決定できると考える。早急（遅くとも2018年中）に決定することを強く要請する。

以上

B 審査請求時の主要提出物

- (1) 審査請求書 全22ページ
- (2) 審査請求申立人一覧 総代3名、連名77名、連名団体2団体
- (3) 総代互選書
- (4) 代表者資格証明書

C 反論書

原子力規制委員会からの弁明書（2019年8月5日付、1ページ）に対する反論
全12ページ（終わりの2ページは運転期間延長審査への反論）

D 質問事項

I 第3条委員会である原子力規制委員会の弁明書のあり方について

II 改正「行政不服審査法」における第3条委員会である原子力規制委員会の公正な審査請求対応の実現について

III 審査請求に関して

III-1 適合性審査

「理由2 スタビライザー耐震不合格～耐震性評価の欠落」に関して

スタビライザーの脆弱性については、審査書は具体的に何も述べていない。一方、審査書にある評価結果に基づけば、基準地震動に対する評価でスタビライザーは1.2倍（限界値48回に対して発生値40回の繰り返し疲労）であるとしている。これは基準地震動の揺れに対し1.2倍以上の力が掛かるか、二度以上基準地震動の揺れに遭遇したら越える値である。基準地震動の1.2倍しか耐久性のない装置で原子炉圧力容器と格納容器を支えることの異常さを何度も指摘してきたが、まともな回答は一度もない。さらに「なお、疲労評価で使用される設計疲労曲線は十分な余裕を有しており、疲労評価値が1を超える力がはたらいた場合でも、直ちに当該部位が損傷するわけではありません。」

などと大河原雅子議員に文書で回答している。これは規制当局が基準を下回るぜうじゃくな設備であっても容認していると取るほかない回答である。このような姿勢で審査を行っているのか。回答していただきたい。

「理由3 情報公開の拒否～原子力規制委員会設置法と国会決議に関する違法性」について

情報公開を拒否している態度は、例えば「白抜き黒枠」に見られる事業者提出書類について見られる。これについては審査書には何ら記載はないから、弁明は一切されていない。

「商業秘密」「核物質防護」が理由と回答しながら、ある書類のバージョンが変わると、公表していた部分が消されることも見受けられ、その基準が恣意的かつ適当なものであるとしか思われない。

マスキングを入れたり外したりする基準についての回答と、釈明を求める。

また、一切マスキングされていない文書の公開を求める。

「理由4 ケーブル・火災問題」について

審査書に記載されているのは、「非難燃性ケーブルでも防火シートにくるむなどすれば、難燃性ケーブルと同等以上の難燃性能を有する」とする事業者の申請であり「その成立性を実証試験により確認するとしている。」と記載されているだけである。

「また、難燃ケーブルとすべき、複合体から安全機能を有する機器等に接続する非難燃ケーブル及び放射線モニタケーブルは、それ単体では延焼を確実に防止できないものの、電線管に収納し、電線管外部からの酸素の供給防止のため、両端を難燃性の耐熱シール材で処置する設計とすることにより、十分な保安水準が

確保されることを確認した。」（審査書100ページ）と記載されているが、燃焼は止められないと解することが出来るので、非難燃性ケーブルが難燃性ケーブルの性能の「同等以上の難燃性能を有する」などとはあり得ないことである。撤回すべきだ。

この文脈では、実証試験で確認をしたことが全てであるが、電力中央研究所の実証試験では着火後にハロゲン消火器が作動して火災を消している。つまりケーブルの非燃焼性を試験しているのではなくハロゲン消火器が作動して消火に成功することを試験している。消火設備が作動しないで燃焼を止めることが出来るか、は実証試験のテーマではないので、意味がない。

これらについても弁明書には一切記載がない。

「理由5 津波による漂流物の問題」について

津波による漂流物問題は、規制庁により一切まともな審査がされていない。

ヒアリングにおいて規制庁は、津波に伴う漂流物について「津波警報等発表時に緊急退避するため漂流物とならない。」と決めつけているが、これは「本発電所敷地内の物揚岸壁に停泊する燃料等輸送船等」に限られており、全船舶の沖合退避訓練を想定しているわけでもなく、船舶を動かせる乗員がいない状態も想定しておらず、実際には期待できないことは明らかである。これについて全船舶が原発に接近しない確たる証明はなされたのかを問う。

「理由6 炉心安定性と原子炉停止問題」について

原子炉停止系が機能せず、ほう酸注入にも失敗した段階での原子炉停止を達成する方法と手順を事業者に策定させなければならないが、それについて検討をさせない理由は何かを問う。

「理由7 深層防護第5層の責任」について

そもそも審査書には防災体制について明記されていない。審査書に書かれていないことを弁明書として送ってくる理由が分からないので、それについてまず問う。

地方自治体の原子力災害対策は現在も策定中であり、その実効性も疑問視されている。これに対して日本原電は「周辺公衆が放射性物質により被ばくに至る事態はおよそ考えられない」と裁判で主張している。（2019年2月14日日本原電の準備書面）これは、事実上防災体制は必要ないとする主張であり、規制基準の考えにも適合していない。このような会社が原発を動かすなど、およそ許されるはずはない。この日本原電の主張についての規制庁の見解を問う。

「理由8 東海第二原発の再稼働と日本原子力発電への資金支援」について

日本原電への資金支援については、東電などが総額3500億円の資金支援をすることを明らかにしたと10月18日に報道されたが、東電は資金支援の総額も、東電の割り当て分もいくらかになるのか一切明らかにしていない。

規模もさることながら、資金の裏付け、つまり原資も明らかにしていない。

これらについて、規制委員会は東京電力等から具体的な資金計画について説明を受けているのか。その事実関係について問う。

「理由9 東海第二原発の安全性にとって東海再処理工場など周辺施設の同時被

災」について

東海第二原発の周辺に立地する原子力施設、特に再処理工場との同時被災については、一切審査書に記載はない。これもまた、弁明されていない事項である。

日本原子力研究開発機構は10月7日に高レベルガラス固化体製造ラインにおいて「流下ノズルが取り付けられているインナーケーシングの熱膨張及び収縮の過程により塑性変形を生じ、流下ノズルに傾きが生じ、加熱コイルに接触することにより漏電リレーが作動」との報告書を規制庁に提出している。コイルが偏ってしまったことで、流下ノズルとコイルが接触し漏電が発生しているのならば、改修は極めて困難であり、12.5年としている高レベルガラス固化体の製造完了時期は大幅に後ろ倒しとなり、再処理工場の安全性確保は当面確保できる見通しが立たなくなったことになる。

再稼働時点から東海再処理工場の高レベル廃液の未処理期間が長期にわたり重なった場合、両方被災の危険性は更に高まることとなる。本来ならば東海再処理工場の危険性を考慮し、その間は再稼働は出来ないこととすべきところ、そういった配慮さえなされていない。これは極めて異常なことである。

東海再処理工場で起きたトラブルは東海第二原発の再稼働に重大な影響を与えるものとするが如何か、見解を問う。

E 追加意見

【連名者 】

(1) 所内電源等の、重要機器に給電する電源などは、本来十分に防護され、高い残存性、独立性が保たれる必要があるにもかかわらず、現状はそうならない件を指摘し、迅速な改善と、「改善完了」「耐性試験」「独立性試験」等を、「公開実験」し、その結果も公表すること。

特に、「高エネルギーアーク」損傷の対策が、電技基準とうの改正に盛り込まれておらず、法的な担保手段が取られていないこと。

(2) 津波発生時の施設への「漂流物」「漂流船舶」への対策が全く実効性が無いまま放置されていること。

(3) 移動電源車の地震・津波に対する残存性の低さが放置されている点。
資料に例示されている電源車は、重心が高い設計であり、低重心設計はほぼ不可能であり、地震振動で「横転」し、使用不能となる点。

(4) 移動電源車および、固定式非常用発電機の燃料供給手段が、不確実である。

道路破損時に、石油精製施設等から、出荷・輸送不可能なことは、実例（根岸製油所積み出し設備破損・道路大敗）があり、首都圏車両が長期間燃料不足となった。

1. 【高エネルギーアーク損傷対策の問題点】

原子力規制企画課の資料（*1a）（*1b）では、「高エネルギーアーク損傷」による「爆発」と「爆発による飛散物」と「火災」とについて、「2011年3月の東北地方太平洋沖地震で発生した東北電力女川原

子力発電所 1 号機の高圧電源盤火災による損傷状況」と、資料 (*2) の調査・実験結果「アークエネルギーとアーク継続時間との関係は電気盤、印加電圧及び短絡電流が異なっても、アーク継続時間とアークエネルギーとの間に比例関係が認められる」から、対策案をあげている。

そこでは「配電盤火災発生条件」「高圧配電盤火災発生条件」は、各発生時熱量が「26.3-28.6[MJ]」「42.6-52.9[MJ]」であるとして、それを根拠に「これらの試験結果から、アーク継続時間を短くしアークエネルギーを小さくすることで、アーク火災の発生を抑制できる可能性があると考えられる」(*1a 2頁)と対策を考えている。

(「火災発生抑制の可能性」であり、(「火災発生防止の手段」ではないことに特に注意。「この手段のみでは防止不可能」であり、「他の対策の実施が前提」となっているが、同資料では具体策は述べられていない。)

具体的には、「異常・故障発生時の過大電流」を、現行の主としてアナログ判定式(整定時間1.7秒)の「過電流リレー」を、デジタル判定式の「過電流リレー」(整定時間0.8秒)に装換することで、「高エネルギーアーク発生時の『遮断時間』」を短く(1.7→0.8秒)することが可能になれば、爆発・飛散・火災が回避できる、としている。

2. 【アーク電流検出のジレンマ】

しかし、各種機器の「正常時の最大電流(通常は起動時)」と、「異常時(高エネルギーアーク発生時等)の過大電流」を「(過電流リレー独自で)自動的に瞬時に区別可能」な場合のみに限られる。

「整定曲線」を高感度に設定すれば、起動時電流で誤動作してしまい、かといってやや低感度に設定すれば、「異常時(高エネルギーアーク発生時等)の過大電流」を検出・遮断するまでの時間が延び、その間に「防ぐべき事象(爆発・飛散・火災)」が発生・進展・波及してしまう。

3. 【本質安全の思考を採用すべき】

本来は、消防法上の炭鉱・爆発物・可燃物扱い所等で採用されている「妨爆」(*3)や、労働安全衛生法・労働安全基準法及び各施行令が定める「本質安全」(*4)が、満たされていることが大前提であり、それらが「本質的に担保された上での更なる補強策」として、「追加安全策」が取られるのが本筋である。

だが、資料に述べられている安全策は、「過電流リレーの装換」による「遮断時間短縮による爆発・火災抑制の可能性」が主であり、「アーク発生から遮断迄の『時間短縮』」に抑制策のほぼ全てがかかっている。この方策は、遮断までの時間が僅か(0.9秒)でも伸びれば、当該アーク発生盤が爆発・火災発生・波及し、破綻する。

しかし本来必要なのは、

(a)開閉器・遮断機等が、それ自身「高エネルギーアーク発生を防止する構造」(高度に困難な課題だが)であることがまず必要。

(b)「アーク耐性(不燃・耐熔融・高閉じ込め性・耐火性・耐爆性)を高める」こと。

盤自身が「アーク・高温・火炎・爆圧の閉じ込め性能」を十分に有していなくてはならない。筐体の板厚の増加や、耐熱性増加(インコネルや耐熱タイルも検討すべき)、扉とかんぬき(デッドボルト、ラッチ)の強度も格段に高めないと爆圧で扉が開いてしまう。また、爆圧を安全な方向(隣接盤等の無い方向等)に逃がし減圧する為に「ラプチャーディスク(鏡板)」も必要になるかもしれない。

他に、(c)「隣接電源盤他への事故波及防止(隔壁・アーマー・隔離距離・別位置設置等)」が「大前提」として必要である。

そのためには、(d)ケーブルダクト経由の火災拡大防止も必要になる。ケーブル不燃化はむろん、ケーブルとダクトの貫通部隔壁穴との「隙間」を耐火材で充填したり、ダクトに不活性ガス充填等も検討すべき。

もし、(a)(b)(c)(d)と(e)当該設備・機器の技術基準の改正等が、過電流リレ装換による「時短」対策と「同時に」なされないのならば、「過電源リレーをアナログ式からデジタル式に装換」という安易な小手先の変更のみで「安全性が高められた」とは到底考えられない。

4. 【早急に実施すべき事項】

よって、以下7項目を早急に実施すべきである。

(a) 盤内機器を「アーク発生防止構造」とすること。

(b) 盤のアーク耐性（不燃・耐溶融・高閉じ込め性・耐火性・耐爆性）を高めること。

(c) 隣接電源盤他への事故波及防止措置（隔壁・アーマー・隔離距離・別位置設置等）の強化。

(d) ケーブルダクト経由の火災拡大防止。

(e) 法令・基準改正 当該設備・機器及び設置・運用・保守点検に関する技術基準等の改正。

・電技基準改正、及び関連するJIS法改正。

・核原料物質、核原料物質原子炉規制に関する法律の改正

・同施行令の改正

(f) 上記(a)-(e)に突効性を保たせるために、監督官庁は、事業者・従事者等への「関連する指導・教育」を迅速に開始し、長期に渡り高品質に維持すること。

(g) また、現職・学生が学ぶ内容も「安全側思考」「最悪例想定」「フェイルセーフ」「安全工学」「災害防止」「労働安全」「公衆安全」(*5)「疫学的思考」「災害事例学習」「失敗学」(*6)等が早期に身に付くようなカリキュラム・大学教科書・高専／工業高／専門学校教科書等となるよう、「指導・指針作成・啓発」すること。省庁横断的課題である。→経産省・文科省・厚労省・環境省

5. 【資料】

*1a: 資料6-1 高エネルギーアーク損傷 (HEAF) 事象について 平成28年8月5日 原子力規制企画課

5. 今後の規制対応 (案) (抜粋)

HEAF 事象が保安電源設備、特に非常系M/C内の遮断器で発生した場合、<アーク放電による爆発>と<その後発生する火災>により、<隣接する遮断器も破損>し、<配電盤の連結された1群のM/Cすべてが損傷する可能性>がある。

このように1つの共通要因故障により複数の安全系機器が動作不能に陥ることは、たとえ同じ系統内であったとしてもその発生を抑制すべき*であり、原子力規制庁としては、規制基準等の見直しによって安全を確保することが望ましい。従って、HEAFを「要対応技術情報」とし、必要な規制対応を行っていくものとする。

<https://www.nsr.go.jp/data/000160077.pdf>

*1b:

平成28年8月5日 原子力規制企画課

1. はじめに 高エネルギーアーク損傷 (HEAF: High Energy Arcing Fault) (以下「HEAF」という。)とは、遮断器や開閉器などの通電された導体間、または通電された部品とアースの間に大電流のアーク放電が発生し、熱、光、金属の蒸発及び圧力上昇を伴って、急激なエネルギーの放出が起こる事象として特徴付けられる爆発性の電気故障である。

HEAF の第一段階では、爆発により機器の破壊、変形、給電機器のトリップ等が起こることに加え、破壊された部品の飛び散りなどが発生する場合がある。また、HEAFの第二段階では、アーク放電に起因する熱の影響により機器等が高温になり火災が発生する場合がある（以下、この段階の火災を「アーク火災」と称する）。国内の原子力発電所では、これまでに4件の火災を伴うHEAFが発生している。その一例として、2011年 3月の東北地方太平洋沖地震で発生した東北電力女川原子力発電所 1号機（以下「女川 1号機」という。）の高圧電源盤火災による損傷状況を図-1に示す。

女川1号機では、常用設備 6-1Aユニットにおいて、異なる 2 台の高圧電源盤でアーク放電が発生し、連結する 10 台の高圧電源盤にケーブルダクトを通じて損傷が広がった。このアーク放電とその後の火災によって安全系の残留熱除去系のポンプが一時停止するという二次的な事象も発生し（後略）

<http://www.nsr.go.jp/data/000173087.pdf>

*2: 高エネルギーアーク損傷(HEAF)に関する分析(原子力規制庁 技術報告書 NTEC-2016-1002)」

<https://www.nsr.go.jp/activity/anzen/seika/index.html>

*3: 「防爆」とは、具体的にどういう意味ですか？

“防爆”とは、可燃性のガス・蒸気・粉塵による火災や爆発を防止することで、爆発から防ぐことではありません。

爆発・火災は可燃性ガスや可燃性の液体蒸気が大気に放出され、空気（酸素）と混合し、爆発性雰囲気形成されたときに、爆発を起こすのに十分なエネルギーの点火源が同時に共存したときに発生すると考えられています。

防爆電気機器は、電気設備が可燃性のガス・蒸気・粉塵に対して火災や爆発の点火源（電氣的火花や発火高温）とならないようにした電気機器のことです。

https://www.systemgear.com/prd/boubaku/faq/answer_01.html

*4: 本質安全とは（安全性設計-1）

自動機や工作機械などの機械系の安全については、JISハンドブック（72）で「機械安全」として規定があります。以降では、機械類の安全設計について解説します。

(1) 機械の本質安全化

機械の本質安全化とは次の3項目を含む対処策といえる。

- 1) 安全設計が機械設備に内蔵され、または組み込まれている。
- 2) 機械装置の操作や取扱いを誤っても、事故や災害に繋がらないように、フールプルーフ機能を有している。
- 3) 機械設備や部品が破損や故障しても安全側に作動するようフェールセーフ機能を有している。

(2) 機械設計者の本質的安全設計方策

・事故などのリスクを減らす方策としては、a) 機械設計者が行う安全設計方策、b) 使用者が行う方策の2つがあります。

・ a) の機械設計者の安全設計方策は次のような内容です。

- 1) 本質的安全設計方策<下記>
- 2) 安全防護および付加保護方策
- 3) 使用上の情報

・ b) の使用者の方策は、下記などがあります。

- 1) 安全向上組織

5) 保護具の使用

6) 訓練

https://jp.misumi-ec.com/tech-info/categories/machine_design/md01/c1524.html

*5: (以下は「公衆災害」の定義例。「災害」定義から、「公衆をそれら災害に遭遇『させない』こと」を「公衆安全」と考えるなら、以下定義が役立つ。)

建設工事公衆災害防止対策要綱土木工事編 第1章総則

第1 目的 この要綱は、土木工事の施工に当たって、当該工事の関係者以外の第三者（以下「公衆」という。）に対する生命、身体及び財産に関する危害並びに迷惑（以下「公衆災害」という。）を防止するために必要な計画、設計及び施工の基準を示し、もって土木工事の安全な施工の確保に寄与することを目的とする。

<http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/jikogaiyou/kensetsukoujikousyuusaigaiboushi.pdf>

*6: wikiより抜粋

失敗学とは、起こってしまった失敗に対し、責任追及のみに終始せず、（物理的・個人的な）直接原因と（背景的・組織的な）根幹原因を究明する学問のことである。

概要 失敗に学び、同じ愚を繰り返さないようにするためには、どうすればよいか、を考える。さらに、こうして得られた知識を社会に広め、他でも似たような失敗を起こさないように考える。すなわち、以下3点が失敗学の核となる。

原因究明 (CA: Cause Analysis)

失敗防止 (FP: Failure Prevention)

知識配布 (KD: Knowledge Distribution)

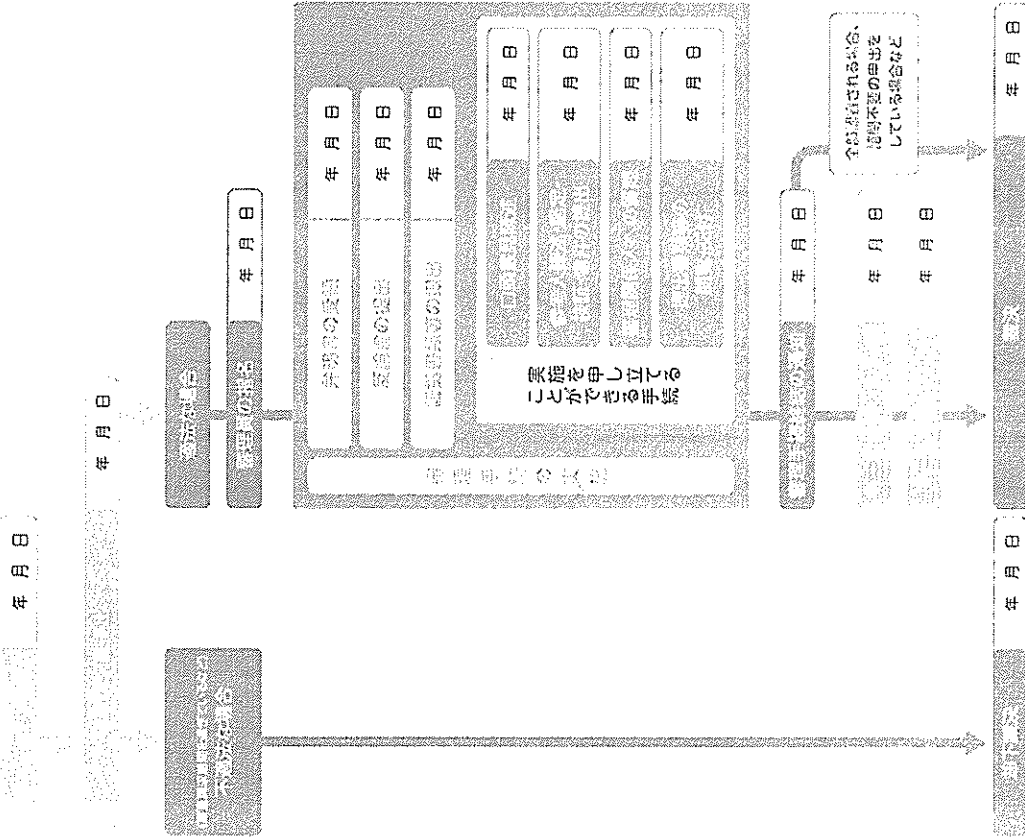
安全工学などとも関係するが、工学・経営学などを網羅的に含んだ概念である。

提唱者は『失敗学のすすめ』（2005年4月、講談社）の著者・畑村洋太郎。失敗学の命名は立花隆。畑村を会長に、特定非営利活動法人・失敗学会が2002年に設立された。

以上

審理手続の一般的な流れ

※あくまで一般的に想定される審査請求人からみた審理手続の流れであり、実際は、趣々の条件の内容などにより変わります。



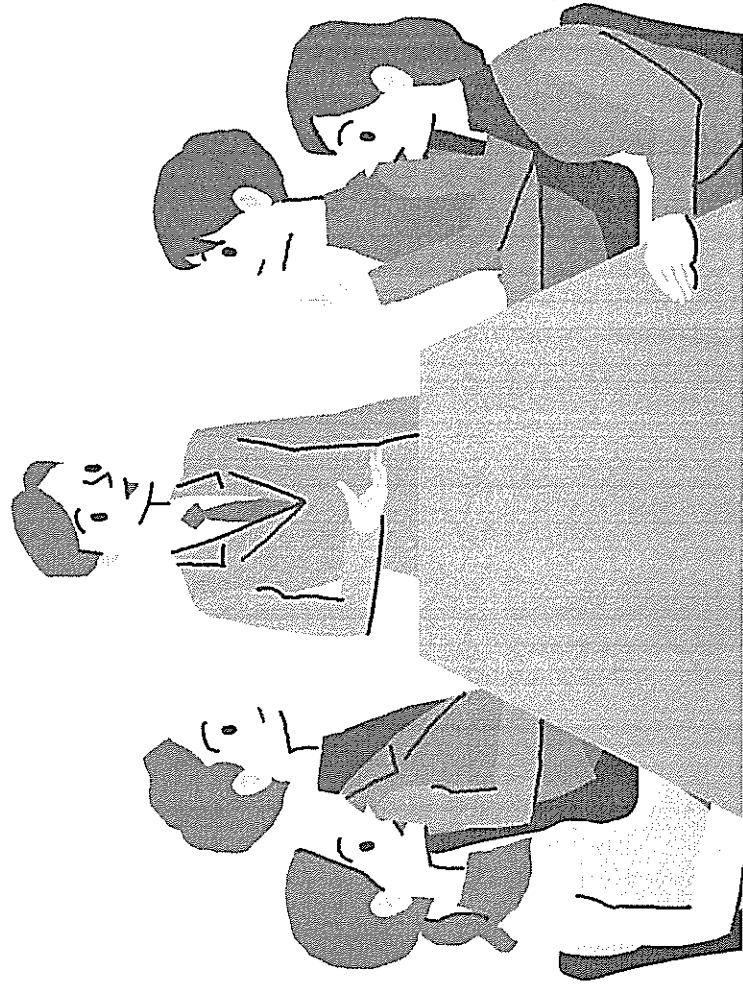
本リーフレットや行政不服審査法の考え方などに関するお問合せは、
総務省行政管理局行政手続室にどうぞ

☎ 03-5253-5111

新たな行政不服審査法が スタートしました!!

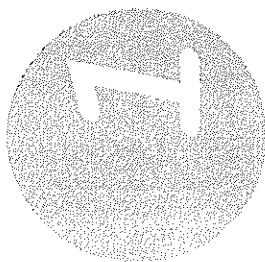
改正行政不服審査法（平成26年法律第68号）が、
平成28年4月1日から施行されました。

処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てることができる制度（不服申立制度。国・地方に共通）が、公正性の向上、使いやすさの向上等の観点から、約50年ぶりに抜本的に見直されました。平成28年4月1日以降にされた処分に対する不服申立てから、新しい不服申立制度が適用されます。

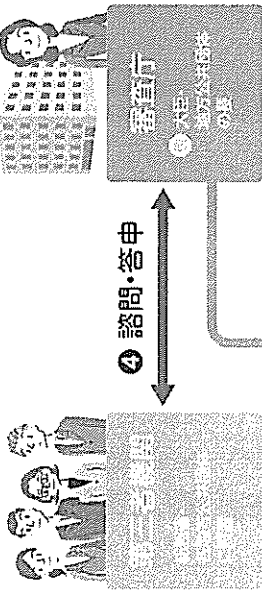


総務省行政管理局

審理員による審理手続 第三者機関への 諮問手続の導入



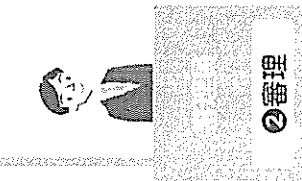
審理の公正性・透明性を高めるため、処分に際さない職員（審理員）が、不服申立て（審査請求）の審理手続を行うとともに、裁決の客観性・公正性を高めるため、有識者からなる第三者機関が審査庁（大臣や地方公共団体の長等）の判断をチェックする仕組みが導入されました。



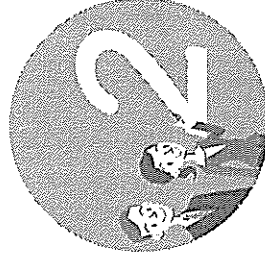
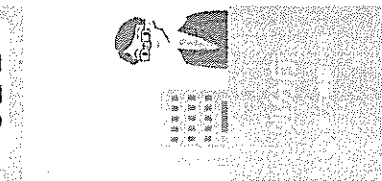
⑤ 審理員意見書
(裁決の原案)

④ 諮問・答申

③ 裁決

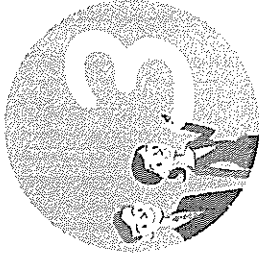


① 主張・証拠提出
審査請求人は、
審査書類の複製・写しの
交付の求めが可能



- ① 行政の処分に対し不服を申し立てる
いふことも期間（審査請求期間）の経過後
- ② 審査意見書提出に当たって処分を不服とする旨を認めるなど理由を記載
- ③ 提出書類等の開示の請求を提出するとしても、手続の交付も可能に

- ④ 審査期間の経過後
- ⑤ 審査期間の経過後
- ⑥ 審査期間の経過後

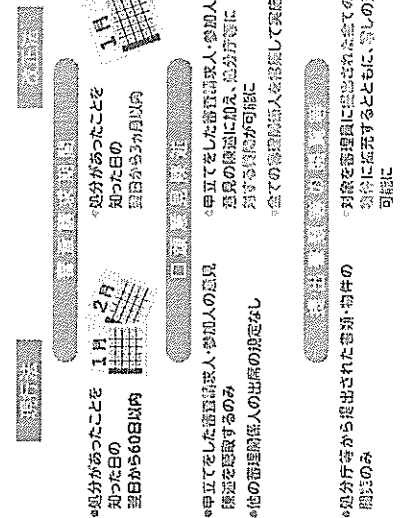


- ⑦ 審査期間の経過後
- ⑧ 審査期間の経過後
- ⑨ 審査期間の経過後

- ⑩ 審査期間の経過後
- ⑪ 審査期間の経過後
- ⑫ 審査期間の経過後

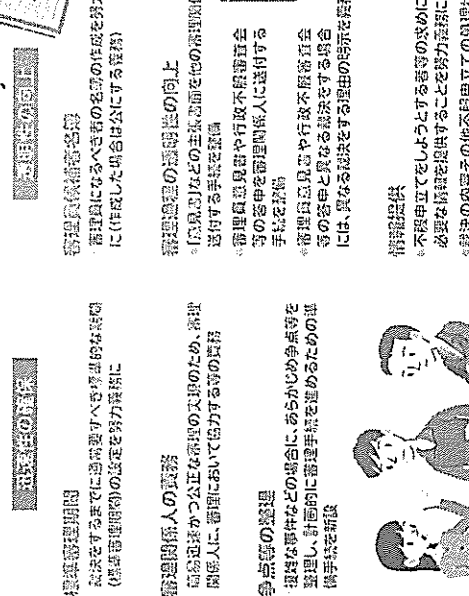
審理手続の充実等

不服申立ての種類が原則として「審査請求」に一元化されました。また、不服を申し立てた者（審査請求人）が適切な主張・反論を行えるよう、その手続が充実・拡大されました。



審理の迅速性の確保等

争点等の整理のための手続の新設や、標準審査期間の設定・審理員候補者名簿の作成（努力義務）などにより、審理の迅速性の確保や、透明性の向上が図られました。



- ⑬ 審査期間の経過後
- ⑭ 審査期間の経過後
- ⑮ 審査期間の経過後

- ⑯ 審査期間の経過後
- ⑰ 審査期間の経過後
- ⑱ 審査期間の経過後

- ⑲ 審査期間の経過後
- ⑳ 審査期間の経過後
- ㉑ 審査期間の経過後

- ㉒ 審査期間の経過後
- ㉓ 審査期間の経過後
- ㉔ 審査期間の経過後

- ㉕ 審査期間の経過後
- ㉖ 審査期間の経過後
- ㉗ 審査期間の経過後

- ㉘ 審査期間の経過後
- ㉙ 審査期間の経過後
- ㉚ 審査期間の経過後

- ㉛ 審査期間の経過後
- ㉜ 審査期間の経過後
- ㉝ 審査期間の経過後

- ㉞ 審査期間の経過後
- ㉟ 審査期間の経過後
- ㊱ 審査期間の経過後

原子力規制委員会に対する不服申立てに関する審理要領（原規総発第 1511271 号）の全部を次のように改正する。

令和元年 8 月 2 9 日

原子力規制庁長官 荻野 徹

原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する規程

（目的）

第 1 条 この規程は、行政不服審査法（平成 2 6 年法律第 6 8 号。以下「法」という。）の規定による原子力規制委員会の処分又は不作為（以下「処分等」という。）についての不服申立てに関する事務に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程における用語は、法において使用する用語の例による。ただし、「課等」とは、原子力規制委員会組織規則（平成 2 4 年原子力規制委員会規則第 1 号）に規定する課及びこれに準ずる組織として原子力規制庁組織細則（原規総発第 120919002 号）別表第 2 に定める内部組織をいう。

（審理官の指名等）

第 3 条 原子力規制庁長官は、原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する事務のうち、審理に関するものを補佐させるため、当該事務について必要な知識経験を有し、かつ、不服申立てに係る処分等に関し公正な判断をすることができることを認める職員のうちから、審理官を指名するものとする。

2 審理官は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する法第 5 0 条第 1 項に規定する裁決書（以下「裁決書」という。）の案の審査に関すること。

二 原子力規制委員会の会議における裁決書の案の内容その他必要な事項に関する説明等に関すること。

3 審理官は、前項第 2 号の事務を遂行するに当たっては、不服申立てに係る処分等を主管する課等（以下「主管課等」という。）の長又は当該処分等に関係する事務を所管する課等（以下「関係課等」という。）の長に対し、原子力規制委員会の会議に出席させ、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(不服申立てに関する事務等)

第4条 原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する事務のうち別表に掲げるものは、主管課等において行うものとする。

2 主管課等の長は、別表の14の項及び18の項から21の項までの事務の欄に掲げる事務をその職員に行わせる場合にあつては、主管課等の職員の中から当該事務を担当する者を指名するものとする。ただし、法第9条第2項各号に掲げる者を指名してはならない。

3 主管課等の長は、第1項の事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係課等の長に対し、必要な協力を求めることができる。

4 関係課等の長は、前項の規定による主管課等の長の求めがあつたときは、その職員に第1項の事務を補助させるものとする。ただし、法第9条第2項各号に掲げる者に別表の14の項及び18の項から21の項までの事務の欄に掲げる事務を補助させてはならない。

附 則

1 この規程は、令和元年9月1日から施行する。

2 原子力規制委員会の処分等についての不服申立てであつて、法の施行前にされた原子力規制委員会の処分又は同法の施行前にされた申請に係る原子力規制委員会の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

項	事務	関係条項
1	総代の互選の命令に関する事務	法（法第9条第3項の規定により読み替えて適用することとされている規定にあっては、同項の規定による読替え後のものとする。以下この表において同じ。） 第11条第2項
2	利害関係人の参加に関する事務	法第13条第1項及び第2項
3	行政庁が裁決をする権限を有しなくなった場合の措置に関する事務	法第14条
4	審理手続の承継に関する事務	法第15条第3項及び第6項
5	標準審理期間の設定等に関する事務	法第16条
6	審査請求書の提出に関する事務	法第19条
7	口頭による審査請求に関する事務	法第20条
8	審査請求書の補正に関する事務	法第23条
9	執行停止に関する事務	法第25条第2項及び第4項から第7項まで
10	執行停止の取消しに関する事務	法第26条
11	審査請求の取下げに関する事務	法第27条
12	弁明書の提出に関する事務	法第29条第2項から第5項まで
13	反論書等の提出に関する事務	法第30条
14	口頭意見陳述に関する事務（次の項に掲げるものを除く。）	法第31条
15	審査請求に係る事件に関する質問への回答に関する事務	法第31条第5項
16	証拠書類等の提出に関する事務	法第32条
17	物件の提出要求に関する事務	法第33条
18	参考人の陳述及び鑑定の要求に関する事務	法第34条
19	検証に関する事務	法第35条
20	審理関係人への質問に関する事務	法第36条
21	審理手続の申立てに関する意見の聴取に関する事務	法第37条
22	審査請求人等による提出書類等の閲覧等に関する事務	法第38条第1項から第5項まで
23	審理手続の併合又は分離に関する事務	法第39条

24	審理手続の終結に関する事務	法第41条
25	裁決書の起案及び決裁並びに送付等に関する事務	法第44条から第53条まで
26	不服申立てをすべき行政庁等の教示に関する事務	法第82条
27	情報の提供に関する事務	法第84条
28	公表に関する事務	法第85条
29	前各項に掲げるもののほか、原子力規制委員会の処分等についての不服申立てに関する事務（第3条第2項に掲げるもの及び委員会の所掌事務に関する不服申立てに関する事務の総括に関するものを除く。）	
備考 法第22条第1項の送付及び通知に係る事務は、原子力規制庁長官官房法規部門において行うものとする。		

東海第二発電所の設置変更の許可及び工事の計画の
認可に対する審査請求に係る口頭意見陳述会

令和元年11月25日（月）

原子力規制委員会

東海第二発電所の設置変更の許可及び工事の計画の認可に対する審査請求に係る

口頭意見陳述会

議事録

1. 日時

令和元年11月25日(月) 13:30～15:09

2. 場所











原子力規制委員会 13階 会議室C

3. 出席者

原子力規制庁

藤森 昭裕	実用炉審査部門	安全管理調査官
奈野ひかり	実用炉審査部門	総括係長
宮本 健治	実用炉審査部門	主任安全審査官
津金 秀樹	実用炉審査部門	主任安全審査官
黒川陽一郎	法規部門	統括調整官
松岡 賢	法規部門	総括係長

審査請求人

	審査請求人	総代(意見陳述者)
	審査請求人	総代(意見陳述者)
	審査請求人	総代(意見陳述者)
	共同審査請求人	
	共同審査請求人	
	共同審査請求人	
	共同審査請求人	
	共同審査請求人	
	共同審査請求人	
	共同審査請求人	



共同審査請求人



共同審査請求人

4. 議題

- (1) 口頭意見陳述会の運営に関する説明
- (2) 審査請求人 意見陳述
- (3) 質疑応答

5. 議事録

○藤森安全管理調査官 定刻になりましたので、これより審査請求人総代から申し立てのあった口頭意見陳述会を開催いたします。

私は、原子力規制庁の藤森昭裕と申します。本口頭意見陳述の聴取者を務めます。

最初に、本口頭意見陳述会の趣旨を申し上げます。

平成30年9月26日に、原子力規制委員会は、日本原子力発電株式会社に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の8第1項の規定に基づきまして、同社東海第二発電所の設置変更の許可をいたしました。

また、平成30年10月18日に、同社に対し、同法第43条の3の9第1項の規定に基づき、同発電所の工事計画の認可をいたしました。

これらについて審査請求人総代から当委員会に対し、平成30年11月27日に、行政不服審査法第2条の規定に基づき審査請求がなされたものであります。

本口頭意見陳述は、審査請求人総代から、同法第9条第3項により読み替えて適用する第31条第1項の規定に基づき、口頭意見陳述に関する申し立てがあったことを踏まえ、審査請求人総代に口頭で意見を述べる機会を与えるものでございます。

それでは、審査庁である本口頭意見陳述の聴取者を紹介いたします。

まず、私でございますが、原子力規制庁実用炉審査部門安全管理調査官の藤森です。

○秦野総括係長 原子力規制庁実用炉審査部門総括係長の秦野ひかりです。

○藤森安全管理調査官 また、当委員会の不服申し立てに関する事務の総括を行う長官官房法規部門の職員として、黒川統括調整官と松岡係長が同席いたします。

次に、処分庁として本審査請求の原処分に関与した者として出席する職員から自己紹介をお願いいたします。

○宮本主任安全審査官 私は原子力規制庁実用炉審査部門主任安全審査官の宮本健治です。よろしくお願ひします。

○津金主任安全審査官 同じく主任安全審査官、津金といいます。よろしくお願ひします。

○■■■■氏 もう一回、お名前を。

○津金主任安全審査官 津金秀樹といいます。

○■■■■氏 津金。

○津金主任安全審査官 津金といいます。

○藤森安全管理調査官 議事の進行に当たりまして、出席者に対し、注意を申し上げます。まず、処分庁への質問を含め、意見の陳述は必ず氏名を述べた後に開始するようにお願いいたします。

処分庁への質問を含め、口頭意見陳述は、今回の審査請求に係る事件についてのみ行ってください。

意見陳述者のする陳述が事件に関係のない事項にわたる場合や、その他相当でない場合は、これを制限する場合があります。

口頭意見陳述中は、審査請求人総代以外の方の発言は認めませんので、必ず総代を通じて発言してください。

口頭意見陳述中は、意見陳述者以外の発言は認められません。

また、その他議事進行に支障を来す場合には退場を求めます。そのような場合には我々の指示に従ってください。

本日の口頭意見陳述においては、録画や生中継については御遠慮ください。

今回の口頭意見陳述会は、事前に通知しているとおり、概ね1時間半程度の予定を組んでおります。議事の進行上、まず、意見陳述者から意見を陳述していただき、続けて、事前に提出のあった質問について処分庁から回答をお願いいたします。その後、審査請求人総代から処分庁への追加質問がありましたら、お願いいたします。なお、本口頭意見陳述会が時間内に終了するよう、御協力のほどお願いいたします。

それでは、意見の陳述を開始してください。

○■■■■氏 総代の一人、■■■■です。

あと総代2人がここにおります。発言のときに話してもらいます。

私たち、この審査請求、東海第二の適合性審査に対する審査請求を約80名で提出しております。連名者が80名、それと再稼働阻止全国ネットワークという市民団体と、とめよ

う！東海第二首都圏連絡会という団体、この2団体も連名しております。再稼働阻止全国ネットワークは、全国の原発立地の人たちと連携して再稼働を阻止するべく集まっている団体です。ですから、全国の声がここに来ているということをお伝えしておきます。それから、とめよう！東海第二首都圏連絡会は、主として首都の人、それからあと茨城の方もたくさん入っておられます。ですから東京も30km圏ですけれども、それと茨城の人も入っているということをお伝えしておきます。

さて、意見陳述なんですけど、最初に何度か事務の方とやりとりしたんですけども、先ほどもおっしゃいましたが、総代だけしか発言してはいけないということについては、何度もそれはおかしいんじゃないですかという話をしています。できれば、1人、既に資料として提出していますが、意見を出している人がいるんです。その人は私たちのコントロールのもとで発言するということを了解いただきたいんです。10分以内で抑えますので、それを了解していただけないでしょうか。

秦野さん、御存じですよ。資料をお送りしているということは。

○黒川統括調整官 まず意見を聞いた上で、時間の関係もありますので、まず普通の意見陳述をいただいて、質問いただいた部分を回答して、その後、時間を見つつ、また、基本的には総代限りということだと思えますけど、まずちょっとそこまで進めてからということだと思えます。

○■■■■氏 わかりました。

何度もお話ししたんですけど、前に何度かこういう会に出たことがあるんです。そのときには総代以外の人でも発言を許されたんです。私が総代じゃない、ただの連名者として発言したことも何度もあります。ですから、そういう意味で、改正された後にそういうふうに制限されるというのは、私たちとしては非常におかしいと思っています。

じゃあ、今おっしゃったような形で進めたいと思います。

それでは、質問事項という形でお渡ししている資料、この資料ですよ。後ろから3番目ぐらいの資料です。そこに従ってやりますが、先ほどおっしゃったように、我々総代の意見陳述をしてからというお話でしたが、総代それぞれが質問を出していますので、意見陳述しながら質問に答えていただくような形で進めたいと思います。

それで、質問事項の1、第三条委員会である原子力規制委員会の弁明書のあり方について。

これはもう何度もお話ししたんですけど、弁明書に中身の無いものがずっと来ていて、1

ページだけなのがある。これについての回答をお願いします。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁の藤森でございます。

最初に申し上げましたとおり、最初に意見陳述をしていただきまして、最後に我々のほうから回答という形にさせていただきたいんですけども。

○■■■■氏 そうですか。それじゃあ、1-1と2について簡単に、ちょっと時間が過ぎてしまいましたが、話します。

この1と2です。まず1番、両審査請求への原子力規制委員会からの弁明書は、「審査書に記載のとおり」と記載した1ページのみでした。私たちが審査書に対して具体的、技術的に記載した指摘に対してまともに答えていません。ですから、このような誠意のない、不親切

な、かつ技術的議論から逃げる弁明書を出し、私たちの数度の再提出の要求にも答えなかったのです。これについて、これ逐次でいいですよ、大きな質問1として。

○藤森安全管理調査官 一応、全部。

○■■■■氏 全部やってからですか。

○藤森安全管理調査官 いただいた後、まとめて。

○■■■■氏 はい。

2番です。行政不服審査時における第三条委員会ということで、この規制委員会はそういうふうになっている中での仕組みなんですけど、非常にいろいろな問題があると私たちは考えております。

まず、今日25日ですけども、私たちが提出したのは今年の11月27日なんです。迅速にというのは、この改正行政不服審査法の売りになっているはずなんですけど、あまりにも遅いということ、まず指摘しておきます。もう一つの運転延長審査についても10カ月もたっているという状態です。

その間に皆さんは、原子力規制庁の人たちは、地元住民説明会とか特定重大事故対処の申請を受けたりとか、それから東電の支援について、また実際に東電が決定するまでになったとか、いろんなことがどんどん進んでしまっているわけです。これでは私たちの審査請求の効果が出ません。そういう意味で、迅速にということが非常に問題だと思っています。

ちなみに提出資料には入れなかったんですけど、過去に異議申し立てした幾つもの例があるんですけど、どれも審査請求を出してから1年以上経過して、そして再稼働が終わってか

ら、再稼働が始まってから棄却決定が返ってくるという、そういう状態です。

それは川内について3項目あります。それで一つ、例えば川内原発の保安規定処分については、処分が出たのが平成27年5月です。異議申し立てがその7月なんですが、棄却決定が何と今年の11月、今月に来ました。こんなものもあります。ほかにも、玄海についてもまだ今29年の処分に対して出しているんですけど、それがまだ決定も何もしていない。弁明書がつい今年に来たという、そんな状態です。あまりにもずさんな対応だと私たちは思っています。

それから、第三条委員会の原子力規制委員会の審査体制には問題があります。まず、有識者が慎重かつ公正な判断とありますが、私たちは原子力規制委員の5人のうち4人が原子力で仕事をしてきた方で、あまりにもアンバランスだと考えています。

それから、審理体制については、今もお話がありましたように、審理員が一番審査をする、裁判長に相当する人だと私たちは考えているんですが、それが代わりに審理官が定められているはずなんですが、その審理官がなかなか私たちの前には出てこなかったということ。今日は、今、藤森さんが審理官ということですか。

○黒川統括調整官 これだけお答えします。一応、私が。

○■■■■氏 いいです、ごめんなさい。それで次に行きます。

中身のない弁明書は、さっき言いました。

それから、審理対応が悪くなっている点があります。先ほど言いました、総代にしかしゃべらさない、それから、時間がたくさんかかっている。それから、後で記者会見というのがありましたけども、これもえらく制約を受けました。それから、審理構成者の公正性について若干の疑問があります。藤森さんが今審理官ということですが、実際に東海の審査に対応されていなかったのかどうか、後でお聞かせいただきたいと思っています。

それから、最後に沖縄の県の処分の問題と、この原子力規制委員会の審査対応とが、あまりにもギャップがあるということを伝えておきます。去年の10月に行われた行政不服審査法に基づく辺野古の埋め立てについて、沖縄県の処分に対して、私人ではない沖縄防衛局長が審査請求して、国交大臣が審査を受けて判断すると、それが数週間で行われました。三つの組織をまたがっているのにこれぐらいでできたんだから、原子力規制委員会の審査請求ももっと早くできるんじゃないかというふうに考えております。

最後に、参議院総務委員会での附帯決議を資料につけていますが、国民の権利、利益の救済を図り、客観的かつ公正な審理手続を一層充実することなどにより、制度本来の目的

が最大限発揮できるよう、制度改正後の実施状況を踏まえつつ、今後とも不断の見直しを行うことと書いてあります。あまりにもひどい今の対応ですので、もっともっと改善していただきたいと考えています。

私の陳述は以上です。

○■■■■氏 総代の■■■■です。

まず、今回の審査請求については、もっといろいろなことが疑問として発生をしていたんですが、できるだけ時間を節約するために、特徴的なところだけ抜き出しています。

このほかにも、例えば耐震性の評価の前提となるところの地震想定など、あと火山想定でかなり問題となるところがあると思われたところは残念ながら含んでいませんが、まず、理由として挙げている耐震性の問題の中で、個別具体的にスタビライザの耐震不合格というところについて述べたいと思うんですが、こちらのプロジェクタで見ていただくとわかるとおり、その手前のところで発生応力値とそれから評価基準値の部分があって、そのところはもうとっくに不合格というか、超えてしまっていますから外して、その次の段階のところ、耐震強度については許容応力状態4Asのところ、要は何回震えたときに、何回発生回数があつたときに許容回数が何回かという、この割り算をしているだけなんです。0.834というのは、要は49分の48というだけのことですけれども、これでいくと、基準地震動において発生する4Asを超える応力値は40回、それに対してシアラグのところについてスタビライザの基準となるP8点では1.2倍の裕度というか余裕があるという評価になっているかと思われませんが、これで私は過去のヒアリングの中で、2回以上基準地震動が来たり、あるいは20%以上の力がかかれば超えてしまうではないかということ指摘をしたんですけれども、そもそも論として、この1.2倍ということ自体が、スタビライザ自身が保安規定変更申請における内規違反になっているのではないかというところは、次の60年延長申請のところ、述べているわけですが、この手前のところの1.2倍というのが、あまりにも要するにぎりぎり過ぎるということで、国会議員を通じて質問したところ、1を超える力が働いたとしても直ちに壊れるものではないというような、そういう回答になっているわけです。

そもそも審査というのは、1を超えたらアウトというだけではなくて、十分な余力がなければだめというふうにするべきところであって、1を超えたらすぐに壊れないから、1を超えてもいいとは言っていないけれども、1.2でも大丈夫だという趣旨のことだろうと思いますが、そういう回答をしてきていると、これではそもそも審査の姿勢としておかしい

のではないかということ指摘しています。

この評価基準値1.2倍というところでは、基準地震動に対してのスタビライザの48回に対して発生値40回という、この評価自身、超えてしまえば破損する、破損した場合どうなるのかという、こちらの問いについてはやはりちゃんと答えていただきたいということは述べておきたいと思います。すなわち1を超えて、さらに壊れた、つまりスタビライザが破損したという状況において、その応力状況で壊れているわけですから、当然スタットボルトなどに繰り返し大きな応力疲労がかかり、基礎ボルト自体が破損するというような、そういう状況につながっていくであろうということを懸念しているところです。

もともとこの原発自体が建設時270Galで、そもそも今回の規制基準適合性審査の前の段階では、東海第二原発はちょうど震災のころ、600Gal評価をしていたはずなんです。そのころ日本原電は、これが1.73倍の強度がある、裕度があるということをしてきたにまでして地元で配っていたという実績があります。

ところがそれが、基準地震動がその後上がっていき、901、1009と上がっていく中で、ここが要はもたなくなっていくということだけのことだと思うんですが、そうすると、当然のことながら規制委員会としては、ここは改造するなり応力状態を改善するなりの、いわば指摘、指示をするべきではないのかというふうに思うわけです。できないところではないと思いますから、現実に柏崎刈羽原発5号機においてはこのような状況に近いことが起きていて、過去にそのスタビライザ部分の周りの改造工事を行っているという経緯があります。そのときの図面が出てきていて、それでこの場所の構造がよくわかったんですが、これが柏崎刈羽5号機の例です。内側のフィニッシュシアラグのところの上の部分、いいか悪いかは別として、実は上の部分を、梁を入れて、これが動かないようにするという改造をかけています。それ自身私は反対なんでしょうけども、しかしながら、東海第二についてはそういった対策もとっていないということはいかなることなのかというふうに思います。

続きまして、情報公開を拒否している白抜き黒枠問題ですけれども、これは極めてたくさんあり過ぎて、どこを指摘していいのかというくらいに膨大な量があるんですが、例えばこの例、これ補正書が2回、もうちょっと出ているんですが、例えばこの全く同じシアラグの部分、スタビライザの部分の補正書が8月9日版と9月13日版と出ています。この二つは内容ほとんど変わっていないんですけども、追加しているところが幾つかあったというものが9月13日版になっていて、これがrevision4だったか、そういうふうになっているんですが、これがrevisionが上がったものが全部白抜きになっているんです。つまり、過去

は公表していたけれども、今回は公表しませんというわけです。

一体これは何事なのかということです。この図に至っては全く消えてしまっています。この文字列は私が入れたので、もともと書いてあるわけではありませんが、単なる白枠では何だかわからないので、一月ほど前まで公開していた図を非公開にする理由、これについて規制庁は一体何と答えているのかということなんですけども、これについては矛盾した回答をしています。

例えばマスキングの箇所も含めて確認をされていて、速やかに公開するために、たくさんマスキングしたものをそのまま公開していると。すなわち精査していないというような趣旨のことを文書で回答してきているわけなんですけども、現実には、このような形で、とてもじゃないですけど、精査したとは思えないような結果で出てきているわけです。

結局、規制委員会は、この事業者から出てきている文書を精査して公表しているのか、そのまま事業者の言ったとおり丸々公表しているのか、どちらの回答もされているので、一体どっちが本当なんだということをまず確認をした上で、さらにその問題点ということで公開しないことの問題を指摘したいと思います。

全ての情報は極力公開をするべきであると。今回、さらに特重施設についての審査会合も開かれていて、既に何度か進んでいるんですけども、その特重施設の審査会合に至っては、図面はほとんど、全くといっていいほど出てきておりませんので、私たちは全く判断つかない状態になっていますから、これからも情報公開全くしていかないとすれば、例えば特重施設がないと原子力発電所は停止をするというような決定を規制委員会はしているわけですが、例えばその後、特重施設ができましたということで、その運転の再開を多分許可するだろうと思われそうですけれども、東海第二の場合も今後、その9月24日になされているという特重施設の審査会合の終わった後には、建設にかかり、それが完成すれば、さらに2度目の再稼働Goというんですか、許可というものが出ていく可能性があるわけなんですけれども、その中で何を議論していたのかが全くといっていいほどわからない。

今のところは、まだ審査請求を出しているものは特重じゃないですから、安全対策施設もある程度わかりますけれども、それでもこれだけ白抜き黒枠で、例えばP8というのほどこだわったのかということは、実はこの図面を見て初めてわかったわけです。この図面が出てこなかったら、多分私はP8というものはいまだに知らなかったです。この図面が出てきたのが唯一1回だけ出てきた、このP8というところが。2度目の図面では出てきておりません。というふうに、本当に厳しいところはどこなのかということすら隠されていたのでは、

特重施設の審査だって信頼できないということになるということを描きおきたいと思
います。

それから、ケーブルの火災問題についてですけれども、審査書の中には非常に恐ろしい
ことが書いてありまして、「非難燃性ケーブルが難燃性ケーブルの性能の同等以上の難燃
性能を有する」ということが書いてあります。科学的にはこれはあり得ないでしょう。じ
ゃあ、何のための難燃性ケーブルなんだということになりますね。非難燃性ケーブルをシ
ートを巻いたぐらいで難燃性ケーブルよりも同等以上の性能を有することができるんだっ
たら、誰もわざわざ莫大な費用をかけて交換などしません。そんな審査書を書いているこ
と自体が異常だと思って、一体その根拠はどこにあるのかと思って探してみたところ、こ
れは実証試験だということになっているんです。

実証実験は、電力中央研究所の試験結果が電力中央研究所のWEBページに公表されてい
ましたので、見ました。そうしたら、やっている実験研究というのは、着火させた後にハ
ロゲン消火器が作動して火災を消しているんです。あの実験は何かと言えば、火がついた
けれども自動消火装置が作動して消火に成功したという実験じゃないですか。ケーブルが
燃えるか燃えないかじゃなくて、燃えた後の消火の性能を実験しているだけであって、ケ
ーブルそのものの難燃性の問題は全くどうでもよいというような、逆に言えば、燃えるか
ら消火装置が働くのであって、難燃性ケーブルであればあの実験は意味がないというこ
とになりますので、難燃性ケーブルと非難燃性ケーブルの性能比較には全くなっていないで
す。そのような実証実験を行ったからというので同等以上の性能を有するなどというあり
得ない結論を出して、それで今回のこの審査合格としているというのは、私にはほとんど
理解ができない。

それでこれを見ていただくと、こういうふうにシートを張るらしいんですね。ぐるぐる
巻きにするというように。これで見るとケーブルとシートは接触していないかのように見
えるんですけれども、実際にはこういった構造物をファイアーストッパーの中に入れてケ
ーブルを巻くというだけではなくて、こんなもの全部、原発の中にこれだけしかないわけ
がないわけであって、ケーブル自体に難燃性の防火シートを巻いているところがあるはず
なんです。

そういう加工をやるとういうことになるかというのと、ケーブルの表面とシートの間で
摩擦が発生して引っ張られることになります。そうするとケーブルの被覆が引っ張られて
亀裂が生じる場合があります。ケーブルの抜き差し工事をやって、ケーブルを破断させた

というケースが実際に原発の中で起きています。そういうようなことが、切れてしまえば当然交換せざるを得ないわけですが、切れていない状態で、すなわちケーブルの被覆に亀裂が入った状態そのまま敷設されれば、その部分で結露などが生じ、水分が中に侵入すれば、たちまちのうちにケーブルは腐食します。腐食したところで抵抗値が大きくなり、それが動力系のケーブルなら、間違いなく発火します。

そういうような事故は一般の産業においても日常茶飯事のように起きていて、これは原発の中でそういうことが起こり得るという加工を、わざわざ難燃化工事の中で行ってしまっているという、そういう現象ではないかと危惧をしています。

だから、あえて言うならば、非難燃性ケーブルに変えないで、難燃性ケーブルをぐるぐるのシート巻きにしたことによって火災原因をもう一つ作り上げていると言うに等しいような現象になっているのではないかと懸念をしているところです。

そういったことがさっきの文書の中には書いていないですけども、そういうことも含めて考えられるわけで、本当に燃やした上でケーブルの性能試験をやったとはとても言えないような電中研の実験をもってこの審査書100ページの記載が成立しているということは、とてもじゃないですけど認めがたいことであるということをお伝えしておきたいと思っておりますので、この辺についてはきちんと答えていただきたいと思っております。

それから、津波による漂流物問題というところですけども、これは何度も変な議論になっちゃいましたけども、津波警報が出れば全ての船は岸壁から避難するので漂流物になり得ないとか、あるいは、海の上を流れる津波流は、解析の結果、それによって大型船舶が流されるような可能性はないとか、そういうことを指摘されました。ところが、実際に審査書の前のところ、原電が出してきた資料を見ると、白抜き黒枠なわけです。これで一体何を判断せよというのかということなんです。何でこれが漂流物の評価計算結果が秘密とされなければいけないのか、もうまさに意味がわかりません。

さらに言うと、津波警報が発令されたら全ての船が港から逃げるから漂流物になり得ないということではなくて、審査書をよく見ると、津波警報が発生した場合は、本発電所に係留をしている核燃料輸送船等が避難するだけなんです。その核燃料輸送船には必ず乗員が乗っているから、津波警報が出れば避難できるということをお伝えを、なぜか拡大解釈をして、周辺船舶全てが逃げるかのようなヒアリングの上ではそういう回答をされて、これは嘘じゃないかということで、その点についても船舶を動かせる乗員がいない状態も想定していないところで、基準の審査としては、その次の段階のリスクも評価をしなければいけない

はずの審査としては失格であろうというふうに考えます。それによって使用済燃料輸送船などが漂流船舶となって津波に押し流されてくるということも評価して初めて今回の重大事故対象施設として防潮堤等が機能するかどうかの本当の評価になるというふうに思っています。

私の部分の最後ですが、炉心安定性と原子炉停止問題なんですけれども、原子炉の内部で燃料が暴走状態になり、それで炉心損傷を起こすという可能性について、初めて公に評価結果を出したということは、ある種の進歩だろうと思いますけれども、その後がいかんです。その後は、ホウ酸を注入して燃料を未臨界に持っていくということなんですけど、多重性がないもので、そういうことが可能なのか。

そもそも原子炉が停止できない状態になっているということは、制御棒駆動系の配管自体が破壊されるような、かなり重大な地震による損傷が発生していると想定するのが常識的ですから、そうすると、原子炉を停止することはできない状態で、さらに追加でホウ酸を注入して原子炉を臨界未満にするということになった場合、このような脆弱な構造のホウ酸注入系配管1本に頼って、それが達成できるとするのは、あまりにも楽観的にすぎるのではないかというふうに思うわけです。

もう一つ別に、制御棒駆動系からホウ酸を注入することは可能だということは、どこかに書いてあったんですけども、そのときには、しかしながら制御棒が駆動できないわけですから、制御棒駆動系配管への注水自体もできなくなっている可能性が高いわけで、そうすると、できない装置を使ってホウ酸を注入することはできない。それだけのことです。

できることはほかにもいろいろあるわけです。例えば高圧注入系のノズルを使って、別途高い位置についているホウ酸注入系の配管から、それこそ特重施設や、あるいは重大事故対象施設の対策でつけられるような可動式可搬型のポンプなどを使って、上からノズルに対してホウ酸注入系をバイパスして注水するということが理屈の上では考えられます。上から入れると効果が非常に薄いので、かなりの量を入れないと、多分ホウ酸だけで未臨界にするには時間がかかるだろうとは思いますが、何の手も打たないよりはよほどましということ。

もう一つは、給水系の配管ならばもう少し早いだろうとか、そういう多重性を持たせてさまざまなラインを使って、あらゆる方法からホウ酸を注入するくらいのことをやらなければだめなんじゃないですかというような話をしたところが、それは規制委員会としては要求していないと。事業者が自主的にやるというのならば、他との干渉がなければ認めま

すという程度のことしか言っていないんです。炉心が暴走状態になって停止ができないという、かなり過酷な事故の状況の中において、それを収束させるためにホウ酸を注入するということは、福島第一原発事故でも結局かなり難しかった現象ですから、それをあらかじめ準備をしておくというのは当然必要なのではないかとこのことを指摘しておきたいと思います。

以上で終わります。

○ 〇〇氏 続きまして、総代の〇〇です。

〇〇総代が冒頭に申したように、極めて大きなとか、各種の論点がある中、私どもの審査請求においては、一応、理由の9までの9点にとりあえず絞って審査請求を行っておりますので、そのうちの最後のほうの三つの項目について、私のほうから、審査請求そのものを弁明でも答えていただけていないので、改めて確認しながら追加的な意見の表明をしたいというふうに思います。

まず、理由の7という形で申した、それは深層防護第5層の責任というふうに章タイトルをさせていただいておりますが、まず、先ほど藤森さんのほうから釘を刺されていたような、この審査請求の範囲以外のものであれば、止めるというようなこと。ある意味では、そもそもこの深層防護第5層が新規規制基準、規制委員会が審査をしないことになっていて、そのこと自体が極めておかしいと、法的にもおかしいということの立場に立っておりますけれども、ということで無視をしかねないわけですが、まずもって原子力基本法もそうです。

原子炉等規制法の中でも、その第一条の目的において住民に対する安全性の確保というようなことが、そもそもこの技術的な部分とか経理的基礎に、ある意味では法の明文規定としては絞り込んではいますけれども、そもそも法の目的は、そういう安全の最終的な確保ということであるわけであるので、そういう意味において、このIAEAの言い方、深層防護、または多重防護の第5層という意味が避難問題なんかも含めた原子炉、そして敷地の境界外での安全の確保というのも大きな規制基準で審査されるべきことであり、ここでの論点だというふうに思っています。

なぜならば、原発の過酷事故により周辺住民に重大な影響が起り得ると、そうならない程度で済むならばそれは結構なわけですが、既に日本においては事故など起きないと言いつつきたそれが、8年、9年前になる、2011年3月11日の東電福島第一原発事故により、明らかに大きな原発事故を起こした。そして、そのことによって、いまだに帰ることがか

なわない人、半ば事実上永遠に故郷を捨てざるを得ない、そういう避難者というか被害者も生み出す原子力被ばく事故を起こしたという、その事実をもって、このことは明らかだと思えます。であればこそ、その後、原子力規制委員会、そしてその事務局としての原子力規制庁が発足をし、規制安全と、それからその推進というか、それを明確に分けるという形になって今に至っているというふうに思えます。

しかし、残念ながら、その原炉法のつくりそのものが、この第5層に当たる部分について不明確にしている。ただし、原子力規制委員会において、この原子力災害防止のための原子力防災対策指針をつくることにはなっており、現に原子力規制委員会、規制庁の職員の手作業によって、災害対策指針というのを、原子力規制委員会、規制庁がつくっているという事実。

そしてまた、20年前のJCOの事故の後、防災対策基本法の特別法として、原子力災害について発足した、いわゆる原災法、原子力災害対策特別措置法の原子力災害における特殊規定において、例えば原子力防災専門官制度とか、いわゆるオフサイトセンターと呼ばれるような一つのハード施設もつくられ、今言いましたように原子力防災対策専門官、当初は経産省と文科省に置かれたわけですがけれども、ちょっとここも曖昧というか、説明があれですがけれども、現時点ではそれらも含めて原子力規制庁、原子力規制委員会が所管をしていると。

ある部分に、災害対策については内閣府に置かれているのもあるにせよ、実際には原子力規制庁の職員が併任辞令で作業に当たったり、実態として、原子力災害、防災対策自体、原子力規制委員会、規制庁の所管といってもいいことにもなっている。ただそこは法のつくりが曖昧な形になっていて、この第5層は災害対策基本法に基づいて、現場市町村の問題だと。国としては内閣府の原子力災害会議が、一応総括的には所管するというつくりだということで、一見、新規制基準とは無関係だと言いつかれてこられていますがけれども、そもそもそうではない、そうあってはならないということを押さえたいというふうに思えます。

実態として、この東海第二原発の変更許可に関してと言っているわけですので、特に東海第二の立地の特殊性というものを問題にする場合に、若干の人口の減少はありましたけれども、30km圏内で94万人、5km圏内で当初8万、今少し減って7万台ですがけれども、その人口が密集する、そして東京首都圏、この地点、ここから行っても115km程度しか離れていない、こういう人口密集地帯につくってしまった、その原発だということ、であればこ

そ、他のサイト以上にこの避難の問題、原子力防災の機能をさせるということの難しさがある。しかし、こういったことについて、そのサイトの特殊性など、規制の中でしんしゃくするということが全く行われていないということを指摘しなければいけない。法に不備があるにせよ、実際としての規制が規制足り得るためには全く不完全だというふうには言わなければならないというふうに思います。

もう1点、理由の8として、東海第二原発の再稼働と日本原子力発電への資金支援について、いわゆる経理的基礎の問題ということによって言っていることについて触れていきたいと思います。

この経理的基礎については、原炉法の明文規定においても、技術的な問題とは別に経理的基礎を審査するとなり、現に東海第二の許可に至る審査過程でも、例えば今からちょうど2年ほど前になりますけれども、この経理的基礎が極めて不十分だと、これは事業会社の日本原電の弱さということもあるにせよですけれども、そもそも他の、事故を起こした東電はともかくとしても、関電や中部電力などのような、電力、総合的にいろんな他のエネルギー部分をやっている中に原発が一部含まれるというものとは全く違って、原子力専門の、しかも小売をしない卸売会社ということからしているところの、極めて特殊な経理的基礎が問題にされざるを得ないという解釈なことであるということに、当然に規制委員の皆さんも注目をされた。

そしてかつ、当時、規制委員会に出された時点での最初のはちょっとわかりませんが、審査の最終段階で1,740億円の対策工事費が必要だとされたわけですが、審査が始まった時点での茨城県当局に対する説明などでは780億円と言われていて、その後、規制委員会の審査の過程で、防潮堤一つとっても不十分な申請者側のものに対するある種厳しい審査の結果として、対策工事費用も高まっていったわけですが、そのような中で、ある意味ではその1,740億ですら、それで済むんだろうかという規制委員の心配もあって、上振れというような言葉が規制委員会の議事録にも残されていると思いますけれども、そういう心配も一つはしたこと。

そして、これについて自己資金では賄えないということが審査で説明されたがゆえに、結果としてこの経理的基礎を審査の上ののせて、オーケーを出すためにということで、昨年3月31日付だったかと思いますが、受電会社である東京電力並びに東北電力からの「支援をする意向」という、紙1枚のものが原電から規制委員会には提出をされ、それらを受けて、しかしそれにもかかわらず、特に東電からの支援というものは、東電が福

島事故の当事者であり、国においても8兆円とか、今それが22兆円、実際の民間の試算では70兆、80兆にもなるというような事故対策で損害賠償請求などを多く抱えた会社であり、かつ実際的にも東電自体はもう破産会社のようなものの中で、原賠機構を通じて国からの担保も入れていることによって、一種の半国有化とでもいうような、そういう会社である東京電力がこの日本原電に支援することについて、規制委員会としても適切かということ悩んだ。

その結果が、今年の7月4日でしたか、許可の前の審査書案の審査の段階において、経産大臣からの念書を取りつけなければということで、結果的には、それは経産大臣からはそのようなものはお構いなしというものが出来、そして昨年6月26日の正式許可に至ったわけですけども、これらの経緯からいっても、そもそもこの経理的基礎の大枠自体、特に東京電力からの多大な支援ということの合法性というか、正当性ということについて、規制委員会自体が問題にしてきたということ一つとったにもかかわらず、最後それをお構いなしとして許可したということに、極めて無理な、違法な解釈があると言わざるを得ないというふうに思います。

そして、このことについては、これもその後の1年間の間に、ある意味では結果としては先月、10月28日に、東京電力は取締役会において、ようやくに正式に前払い金を出すという形で、2,200億円を拠出するということを正式に決定をした。しかし、この1年間、それが正式には決められない形で来たことが一つ。

そして、もう一つの大きなものは、東京電力が2,200億という前提は、特重施設の問題がまた出てきますけれども、3,500億円の特重施設を含めた安全対策費に今はなっていると。一応3,500億から610億とされている、この特重施設に対する費用ももっと上振れをして、審査終了後には1,000億になるのではなかろうかと、九電や関電の実態からいくと思われませんが、とりあえず610億だとしても、それを引いた1,740億からの差し引きの1,150億程度は、既に上振れをしていると。

これは規制庁、規制委員会としては現時点ではあずかり知らないとおっしゃるのかもしれませんが、報道もされ、誰も否定をしていない、そのようなものに総額が変わってきてしまっている。にもかかわらず、現時点では1,740億に対しての経理的基礎の確認をしたにとどまっているのではないだろうか。この辺については、ぜひ反論なり、技術的なその後のあれがあるならば御説明していただきたい。

私たちの主張としては、そもそも前提が崩れているので、少なくともこの経理的基礎に

については再審査をするべきだし、ある種の技術的な点ではバックフィットというようなことで、耐震問題などについても幾つか同意で始めている部分はあるわけですが、この東海第二原発については、まさに経理的基礎に関して、バックフィットの公的考え方を準用して、審査のやり直しがなされるべきだというふうに思っています。

続いて、理由の第9ということで、東海第二原発の安全性にとって、東海再処理工場など周辺施設の同時被災の影響を考慮することは必須の課題である。にもかかわらず、それがそうなされていないということ指摘させていただきました。これに関しても、この1年というか、許可決定をした直前から今に至る過程での変化を問題にしなければならないと思います。

すなわち、昨年9月26日にこの東海第二原発の最終的な許可を出した規制委員会の定例委員会の第2議題として、東海第二原発の許可はなされました。

その日の第1議題に、この問題に関わる周辺原子力施設との関係についての考え方の整理という、昨年の7月辺りから、この東海原発と2.8kmと呼ばれていますが、よりもより直近にある原子力研究開発機構の研究炉の審査との関連の中で、その問題が浮上されたというふうに思われますし、少なくとも7月4日にこの東海第二原発の許可についての一定の審査書案が開示され、パブリックコメントを国民的に求めた中でも、相当多数の国民の意見から、この周辺との関連の問題が審査されていないことの不当性、問題点が指摘されたということに影響されたのかとは思いますが、結果として、このことについての問題点の整理、考え方の整理が出てきたのは、この許可を出した同じ規制委員会の、その場の単に一つ手前の議題で決まったと。そして、しかもそれが最終的に発効されたのは11月に至ってだったと思います。

すなわち今回の許可は、この問題について規制委員会として一定の考え方の整理の上で正当になされたものではないということが手続の問題として言わざるを得ません。

そして、ただ、その後の更田さんの説明その他の中では、工学的な観点から、東海第二原発と東海再処理工場、止まって、もう廃止措置に向かっているものであることは間違いありませんけれども、その2.8kmという距離自体が、問題にしないで済むだけの距離の距離があるというようなことで言い募られていらっしゃるかもしれませんが、本当の意味で審査がなされていないということが改めて指摘されなければいけないと思います。

その上で、その後の規制委員会の、東海第二ではなく、原子力研究開発機構のこの東海事業所、具体的には再処理施設の廃止に至る、しかし新基準に基づく審査がなされてきて、

最近に至るもまだ審査中であるわけですが、その過程で、昨年6月に第1段階で出されたこの再処理工場についての津波、それから基準地震動などの基準とされた津波については、14mでしたか、この東海第二が規制委員会の審査で、最終的に私たちからすると低目のところで抑えられているという感じもいたしますが、とにかく17.1mとした、それとは違うダブルスタンダードな数字がこの再処理については出されていて、2.8kmといえどもその間に山があるとか、全く立地が違っているような環境条件があるならいざ知らず、実質的には同じようなものであり、特に再処理施設のある部分というのは、この東海原発よりも海拔よりは低いというような事情の中で、そもそも東海再処理工場のほうについての、新規制基準の考え方による安全性の確保がなされていない、そういったものであるにもかかわらず影響がないとしていることについて、極めて不当だと言わざるを得ません。

そして、特にこの東海再処理に関しては、まだ国内で致命的な事故というのまでは起きてはいないわけですが、あの9年前の3.11においても、福島事故が一番大きな問題だったんで、東海原発の事故というか被災も、この再処理の被災も、その影に隠れてしまっていますけれども、外部電源の喪失した中で、実際には30数時間冷却がなされていない限り、高レベル放射性廃液、それからまだ、プルトニウムについて当時は廃液というか、液体の形で貯蔵されていた、それらが冷却がなされなければ、35時間とかそういったところで沸騰する爆発。そのようなものになったときに放出される放射性物質の総量というのは、ある意味では原発一つなどに比べられないものであるという、その危険性について、運転中ではないからというようなことで、そもそも規制委員会自身が過小評価をしている。

その結果として、この東海第二原発の近接地にそれらがあり、運転は止まったとはいえ、現時点においても360m³程度の高レベル放射性廃液が、ガラス固化をしようとはしているにしても、それがうまくいかずに、できないまま残っているということの危険性について無視をしているというか、少なくともこの審査の中でそのことについて正當に全く触れていないということを問題にしていかなければいけない。

そして、繰り返しになりますが、規制委員会自身がその後の東海第二に限らず、全体の審査の中でこの問題についても触れてこざるを得なくなっている。しかし、昨年9月26日の時点での考え方だけで、とにかくこの許可をおろしてしまっている。これまたある種のバックフィットの考え方に基づいて、再審査がなされるべきだというふうに思います。

とりあえず以上とします。

○氏 以上、意見陳述をさせていただきました。

いただいた弁明書に対する反論書ということで、こちらにも資料も出しています。ただ時間の関係で省略していますが、これもぜひ御覧いただいて、審査をお願いしたいと思えます。

それでは、質疑に入ってよろしいでしょうか。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁の藤森でございます。

続きまして、今説明いただいた、事前にいただいた質問について、我々のほうから回答をさせていただければと思います。

○■■■■氏 はい、お願いします。

○藤森安全管理調査官 まず、我々の立場なんですけれども、こちらの立て札にありますとおり、審査庁という立場で出席させていただいております。規制委員会は三条委員会でございますので、審理員というよりは審査庁という形での立場で、今回意見を聴取させていただいているところでございます。

その上で、私がこの処分に関わったかどうかという御質問があったと思いますけれども、そちらにつきましては、私自身は平成30年の12月にこの実用炉審査部門に異動になってまいりましたので、本件処分については関わってございません。

○秦野総括係長 同じく審査庁の立場で出席しております秦野です。

私も、今年の8月1日付で実用炉審査部門に異動となりましたので、本件許認可処分には関わっておりません。

ほか、審査庁に向けた質問も一部いただいておりますので、そちらにつきましては私どもから回答させていただきます。

まず、一つ目の第三条委員会である原子力規制委員会の弁明書のあり方についてですが、弁明書に記載すべき事項は法第29条第3項において処分内容及び理由とされており、原子力規制委員会が令和元年8月2日付、原規規発第1908022号で発出した弁明書においては、処分内容及び理由が記載されていることから、十分なものと考えています。

また、二つ目、改正行政不服審査法における第三条委員会である原子力規制委員会の公正な審査請求対応の実現についてですが、こちらにつきましても、法の規定にのっとり、適正に審査請求に関する事務を進めていければと思います。

こちらからは以上です。

○黒川統括調整官 私も一言。

今日、法規部門から2人出ています。2人の立場をちょっと御紹介しておきますと、先ほ

ど審理官という話がありましたけど、一応、私、審理官も兼ねていまして、今回ここで出席したのは、いろいろ不服審査制度の規制庁における運用に対する御質問があったので、そういう立場で出ていまして、審理官というのは、またちょっと別の仕事をする人間なんですけど、たまたま同一人物なので、一応、審理官と同一人物の私が出ていますということだけ、一応、今日、申し上げておきます。ということです。

あと、審査請求に対応の時間がかかっているという話があったと思いますが、特に時間、いつまでにやらなきゃいかんという期限が定まっているわけではないわけなので、別にルールがどうこうという話にはならないと思うんですけど、もちろん早くというのは当然、不服審査法上の趣旨ですので、できるだけ早くやらなきゃいかんというのは、我々もちろんと思っただけで、幾つか何年という単位でかかっていた部分もありましたので、ちょっと迅速にやりましょうということで、改めてちゃんと制度全体を統括する我々と、担当の原課との間で相談しながらやらせていただいていますので、ルールどうこうという話ではないですけども、迅速に今後もやっていきたいというふうに考えています。

○■■■■氏 全部ですか。

○藤森安全管理調査官 じゃあ、そうしましょうか。

まず、我々のほうから全て回答させていただきますので、処分庁のほうから次は回答させていただきます。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

それでは、事前にいただいた質問に対する回答を行いたいと思います。

まず質問を私のほうで読んで、担当のほうで回答していきたいと考えています。

まず初めに、スタビライザの耐震不合格、耐震性評価の欠落に関して。

スタビライザの脆弱性については、審査書は具体的に何も述べていない。一方、審査書にある評価結果に基づけば、基準地震動に対する評価でスタビライザは1.2倍（限界値48回に対して発生値40回の繰り返し疲労）であるとしている。これは基準地震動の揺れに対し1.2倍以上の力がかかるか、2度以上の基準地震動の揺れに遭遇したら超える値である。基準地震動の1.2倍しか耐久性のない装置で、原子炉圧力容器と格納容器を支えることの異常さを何度も指摘してきたが、まともな回答は一度もない。

さらに、「なお、疲労評価で使用する設計疲労曲線は十分な余裕を有しており、疲労評価値が1を超える力が働いた場合でも、直ちに当該部位が損傷するわけではありません」などと、大河原雅子議員に文書で回答している。これは規制当局が基準を下回る脆弱な設

備であっても容認しているとするほかない回答である。このような姿勢で審査を行っているのか、回答していただきたい。

○津金主任安全審査官 原子力規制庁、津金です。

この点に関して御回答いたします。

原子力規制委員会は、耐震重要施設Sクラスの施設については、基準地震動による地震力に対して、その安全性が損なわれない施設とするため、設置変更許可申請書の設計方針に基づくとともに、耐震工事審査ガイドを踏まえ、工事計画認可において実績のある原子力発電所耐震設計技術指針JEAG4601等の規格及び基準等に基づく手法を適用して、当該施設の機能を維持する設計とすることを確認しています。

このうち強度評価における許容限界については、安全上適切と認められる規格及び基準等に基づき、施設の機能を維持又は構造強度を確保できる設定としていることを確認しており、原子炉圧力容器スタビライザについても確認しています。

申請者は、本申請において、原子力施設の耐震性についてJEAG4601等に基づき評価を実施しています。JEAG4601等では、一次+二次応力が判断基準を満足しない場合は、疲労評価をすることとなっており、原子炉圧力容器スタビライザはこれに該当することから、疲労評価を行った結果、疲労評価の許容値Iを下回ることを確認しています。

原子力規制委員会は、当該疲労評価結果が許容値を満足していることを確認したことから、原子炉等規制法に基づき、本申請を認可しました。

なお、想定を超えるような大規模な自然災害等により、原子炉施設の大規模な損壊が発生した場合でも、炉心の著しい損傷等を緩和するための体制、手順等が整備されることを確認しています。

以上です。

○宮本主任安全審査官 規制庁、宮本です。

次に、情報公開の拒否、原子力委員会設置法と国会決議に関する違法性について。

情報公開を拒否している態度は、例えば白抜き黒抜きに見られる事業者提出書類について見られる。これについては審査書に何ら記載はないから、弁明は一切されていない。商業秘密、核物質防護が理由と回答しながら、ある書類のバージョンが変わると公表していた部分が消されることも見受けられ、その基準が恣意的かつ適当なものであるとしか思われない。マスキングを入れたり外したりする基準についての回答と釈明を求める。また、一切マスキングされていない文書の公開を求める。

回答です。

審査資料等については、公にすることにより、法人の競争上の正当な利益を害するおそれがあること等から、公開できない部分についてはマスキングをした上で、ホームページで公開しています。事業者から提示される資料においては、マスキング箇所がある場合には、規制庁から事業者に対して、その範囲が妥当なものになるよう指摘を行ってきております。なお、審査において当然ながらマスキングの部分についても確認しております。

ケーブル火災問題について。

審査書に記載されているものは、非難燃ケーブルでも防火シートをくるむなどすれば、難燃性ケーブルと同等以上の難燃性能を有するとする事業者の申請であり、その成立性を実証試験により確認するとしていると記載されているだけである。また、難燃ケーブルとすべき複合体から安全機能を有する機器等に接続する非難燃ケーブル及び放射線モニタケーブルは、それ単体では延焼を確実に防止できないものの、電線管に収納し、電線管外部からの酸素を供給防止するため、両端を難燃性の耐熱シール材で処置する設計とすることにより十分な保安水準が確保されることを確認したと記載されているが、燃焼は止められないと解することができるので、非難燃ケーブルが難燃性ケーブル性能の同等以上の難燃性を有するなどとはあり得ないことである。撤回すべきである。

この文脈では、実証試験で確認したことが全てであるが、電力中央研究所の実証試験では、着火後にハロゲン消火器が作動して火災を消している。つまりケーブルの非燃焼性を試験しているのではなく、ハロゲン消火器が作動して消火に成功することを試験している。消火設備が作動しないで燃焼を止めることができるかは実証試験のテーマにはないので意味がない。これらについても弁明書には一切記載がない。

回答です。

非難燃ケーブルについて、規制委員会は申請者の設計方針が、火災防護基準に規定している事項と同一でないものの、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保する設計目標（保安水準）を定めるとしており、その設計目標には外部の火災及び複合体内部からの発火を想定し、外部からの熱、火災です。及び燃焼に必要な酸素量を抑制する観点が含まれていること、この設計目標の成立性を確認する実証試験には、難燃性能の確認はもとより、非難燃ケーブルの通電性及び絶縁性並びにケーブルトレイの耐震性の確認が含まれ、さらに施工後の傷等も想定していることから、十分な保安水準が確保されたことを確認しています。

また、難燃ケーブルとすべき複合体から安全機能を有する機器等に接続する非難燃ケーブル及び放射線モニタケーブルは、それ単体では延焼を確実に防止できないものの、電線管に収納し、電線管外部からの酸素の供給防止のため、両端を難燃性の耐熱シール材で処置することにより十分な保安水準が確保されることを確認しています。

御指摘の電力中央研究所の実証試験がどのような試験のことを指しているか明確ではありませんが、ケーブルトレイ消火性の確認試験を指すのであれば、本件申請に係る複合体のケーブルに関わる実証試験ではありません。新規制基準においては、原則として安全機能を有したケーブルは難燃ケーブルを使用する旨規定されています。一方で設置許可基準規則に照らして十分な保安水準の確保が達成できる技術的な根拠が示されれば、当該規則に適用するものと判断する旨も規定されています。

申請者は、非難燃ケーブルに対して難燃ケーブルに取りかえることのほか、非難燃ケーブル及びケーブルトレイを防火シート等で覆う複合体を形成するといった対策を講じることにより、難燃ケーブルと同等の保安水準を確保するとしています。複合体については、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性を確保するとして設計目標を定めて、複合体が内部の非難燃ケーブル及びケーブルトレイへ与える化学的影響、複合体内部の熱の蓄積による非難燃ケーブルへの熱的影響を抽出し、非難燃ケーブルの通電性及び絶縁性並びにケーブルトレイの耐震性が損なわれないこと。施工時に想定される防火シートのずれ、すき間及び傷も考慮した実証試験により、成立性を確認するとして設計方針を示しており、当該方針に対する技術的妥当性や成立性について確認しています。

東海第二発電所においては、非難燃ケーブルが用いられる箇所があることから、これに対して難燃ケーブルに取りかえるほか、御指摘のとおり、取りかえの行わない非難燃ケーブルについては、ケーブルを難燃性の防火シートで覆う等の対策により、難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性能を確保するとしていることを審査において確認しております。

基準への適合性の観点からは、難燃ケーブルへの取りかえ及び難燃性の防火シートで覆う対策は先行の審査、高浜の1、2や美浜3号機での知見を踏まえ、いずれも選択肢となるものであり、事業者が基準の適合する手段で選択したものです。

複合体が難燃ケーブルを使用した場合と同等以上の難燃性を有することについては、繰り返しになりますが、外部の火災に加え、複合体内部からの発火も想定して、実証試験により事業者を確認していることを確認しています。複合体に関わる実証試験は、自己消火性

試験、耐延焼性試験等の難燃性能を確認する試験を指しており、耐延焼性試験としては防火シートの加熱試験及び遮炎性試験等が該当します。

次に、津波による漂流物の問題について。

質問は、津波による漂流物の問題は規制庁による一切まともな審査がされていない。ヒアリングにおいて、規制庁は津波に伴う漂流物について、津波警報等発表時に緊急退避するため、漂流物とならないと決めつけているが、これは本発電所敷地内の物揚げ岸壁に停泊する燃料等輸送船等に限られており、全船舶の沖合退避訓練を想定しているわけではなく、船舶を動かせる乗員がいない状態を想定しておらず、実際には期待できないことは明らかである。これについて、全船舶が原発に接近しない確たる証拠はなされたのかを問う。

回答です。

規制委員会は、漂流物による波及的影響について、申請者が荷重の組み合わせを考慮して、津波防護施設及び浸水防止設備が漂流物による波及的影響を受けないよう設計することとしており、この方針が解釈別記3の規定に適合していること及び津波ガイドを踏まえていることを確認しています。また、本発電所港湾内に停泊する燃料輸送船等については、津波襲来時に退避する手順を整備して的確に実施することにより、漂流物とならないことを確認しています。

ここで別記3についてですが、別記3では、津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において、建物、構築物及び設置物等が破損、倒壊及び漂流する可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設及び浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流物防止措置又は津波防護施設及び浸水防止設備への影響の防止措置を施すこと。

ガイドでは、津波防護施設の外側の発電所敷地内及び近傍において建物、構築物、設置物等が破損、倒壊、漂流する可能性について検討すること。上記の検討の結果、漂流物の可能性がある場合には、防潮堤等の津波防護施設、浸水防止設備に波及的影響を及ぼさないよう、漂流防止装置または津波防護施設設備への影響防止措置を施すことを記載されています。先ほど言いましたように、基準及びガイドを踏まえたものを確認しています。

審査においては、日立港、常陸那珂港に停泊中又は付近に航行中の大型船舶についても、基準津波襲来時の流速及び流向の経時変化を踏まえると、東海第二発電所に漂流してこないことを確認しております。発電所周辺を定期的に航行する定期船としては、発電所敷地北方約2.5kmに位置する茨城港日立港区に寄港する船舶、発電所敷地南方約3kmに位置する常陸那珂火力発電所に寄港する船舶があります。これらの船舶は、停泊しているときに津

波警報等が発表された場合には、荷役及び作業を中止した上で、緊急退避又は係留避泊する運用としていることから、漂流物とならないことを確認しています。仮に係留避泊時に津波の襲来を受けて漂流した場合を想定しても、津波は東方から襲来するため、係留避泊位置近傍の陸域に漂流することから、東海第二発電所には向かってこないことを確認しております。

次に、炉心安定性と原子炉停止問題について。

質問は、原子炉停止系が機能せず、ホウ酸注入にも失敗した段階で、原子炉停止を達成する方法と手順を事業者に作成させなければならないが、それについて検討させない理由は何かということです。

回答です。

新規制基準では、常設重大事故防止設備は、地震等の共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時に、その機能が損なわれないよう可能な限り多様性、独立性、位置的分散を考慮して適切な措置を講じたものであることを求めています。ほう酸水注入系は制御棒駆動機構等に対して、原子炉建屋原子炉棟内の異なる区画を設置していることにより位置的分散が図られており、異なる駆動源を用いることにより多様性を保有していることなど、地震など共通要因により同時に機能を喪失しない設計であることを確認しております。

御指摘の原子炉緊急停止系が機能せずと言われているところについてですが、緊急停止失敗時に発電用原子炉を未臨界にするための設備及び手順についてを指すのであれば、手動による代替制御棒挿入機能を用いた制御棒緊急挿入等の設備及び手順等をほう酸水注入系以外で確認しております。

次に、深層防護第5層の責任について。

そもそも審査書に防災体制について明記されていない。審査書に書かれていないことを弁明書として送ってくる理由がわからないが、それについてまず問う。

地方自治体の原子炉災害対策は現在も策定中であり、その実効性に疑問視されている。これに対して日本原電は、周辺公衆が放射性物質により被ばくに至る事態はおよそ考えられないと裁判で主張している。（2019年2月14日、日本原電の準備書面により）。

これは、事実上防災体制は必要ないとする主張であり、規制基準の考えにも適合していない。このような会社が原発を動かすなどおよそ許されるはずがない。この日本原電の主張についても規制庁の見解を問う。

先ほど述べられていたと思いますが、原子力防災については原子力災害対策特別措置法に基づき対策が講じられるもので、今回については対象外と考えております。個別の裁判における事業者の主張についても、お答えすることは差し控えます。

次に、東海第二原発の再稼働と日本原子力発電の資金支援について。

日本原電への資金支援については、東電など、総額3,500億円の資金支援をすることを明らかにしたと10月18日に報道されたが、東電は資金支援の総額も東電の割り当て分も幾らになるか一切明らかにしていない。規模もさることながら、資金の裏づけ、つまり原資も明らかにしていない。これらについて規制委員会は東京電力等から具体的な資金計画について説明を受けているのか、その事実関係について問う。

本件では東海第二に関わる日本原電に対する審査を行っているものであり、東京電力の資金計画は審査の対象ではありません。報道の事実関係についても承知していないため、回答は差し控えます。

東海第二の安全性にとって、東海再処理工場など周辺施設の同時被災について。

東海第二原発の周辺に位置する原子力施設、特に再処理工場との同時被災については一切審査書に記載されていない。これもまた弁明されていない事項である。日本原子力研究開発機構は、10月7日に高レベルガラス固化体製造ラインにおいて、流下ノズルが取り付けられているインナーケーシングの熱膨張及び収縮の過程により塑性変形を生じ、流下ノズルに傾きが生じ、加熱コイルに接触することにより、漏電リレーが作動との報告書を規制庁に提出している。

コイルが偏ってしまったことで、流下ノズルとコイルが接触し、漏電が発生しているならば、回収は極めて困難である。12.5年としている高レベルガラス固化体の製造完了時期は大幅に後ろ倒しとなる。再処理工場の安全性確保は当面確保できる見通しが立たなくなったことになる。再稼働時点から、東海再処理工場の高レベル廃液の未処理期間が長期にわたり重なった場合、両方被災の危険性はさらに高まることとなる。本来ならば東海再処理工場の危険性を考慮し、その間は再稼働はできないこととすべきところ、そういった配慮さえされていない。これは極めて異常なことである。東海再処理工場で起きたトラブルは、東海第二原発の再稼働に重大な影響を与えるものとするがいかがか、見解を問う。

回答です。

審査において考慮の対象とする周辺原子力施設は、工学的に判断しております。

東海再処理施設は廃止措置中であること、東海第二発電所とは一定の距離を有している

こと等に加え、東海第二発電所において想定している重大事故等への対策を踏まえれば、東海再処理施設の事故により、東海第二発電所が受ける影響は十分小さいと工学的に判断しております。

また、今申したとおり、これらの施設は審査において影響を考慮する施設の対象から外したため、原子力規制委員会の審査書には、東海再処理施設の事故により東海第二が受ける影響に関する記述はありません。

以上です。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁の藤森です。

以上で質問への回答は終了ということになります。

審査請求人総代から、追加で質問等ありましたらお願いいたします。

○■■■■氏 総代の■■■■です。

手続面については弁明書の問題、それから審理官の問題、それからスピードの問題、異議がありますが、これは今はもう時間がないので省略します。

○■■■■氏 まず、理由2のところ、スタビライザのところも含めた耐震性評価の欠落についてですけれども、先ほどのお答えは、結局審査書に書かれている内容の域を全く出でなくて、同じことの繰り返しになってしまっている。

私が聞きたかったのは、そもそもこれくらいぎりぎりの値になってしまったのは、基準地震動を引き上げていった結果によるものであって、結局、工学的にこの値でもつのか、もたないのかではなくて、リスクが大きいものについては、あらかじめそれを回避するような対策をとるのが常道ではないのかと。1.2倍などというぎりぎりではなくて、もっと大きな余裕をとる必要があるのではないかと。それは日本原電も1.73倍の時代には堂々とこの数値を出して、これだけ余裕がありますなどという対応をしていたにもかかわらず、今回はこういう数値は全く出さないわけです。そういった意味で、実際には電力事業者についても、ここの部分が十分な強度を持っているとは思っていないだろうと思います。

それからもう一つ聞いているのは、1を超える力が働いたらどうなるのかということを知ったところ、今の話ですと、それは特重施設の対策の中で重大事故の対処能力の中で評価しているかのように聞こえたんですが、それはそれでいいんですか。

○津金主任安全審査官 原子力規制庁、津金です。

ただいまの質問ですけれども、特重施設で審査しているというわけではなくて、先ほどお答えしたのは、大規模損壊が起きた場合でも十分な対応をとれるという意味で、仮に壊

れてしまった場合でも、事象を収束させるための体制とか手順が整理されているということで説明しております。

以上です。

○■■■■氏 体制や手順が整理されているというのは、どこに書いてあるんですか。

○津金主任安全審査官 規制庁、津金です。

これについては大規模損壊のところの審査書の中であったと思いますので、当該箇所については後ほどお答えしたいと思います。

以上です。

○■■■■氏 わかりました。

その次に、マスキングのことについては、要は、同じ書類のバージョンが変わったら消えてしまうとか、理由がないマスキングではないのかということについては、何でもかんでも商業秘密や核物質防護ということを言われてしまうと、こちらはもちろんわからない話なんです。

なので、こちらが要求しているのは、それぞれのマスキングをしているなら、しているなりの理由が明らかになっているのか、実際には明らかになっていないわけですけども、それを明らかにしてほしいということと、そうである文書とそうでない文書が混在しているということについての説明と、それから実際にマスキングをする必要がないものについては、規制庁側からマスキングを外した文書を再度公開をすることを求めているということです。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

先ほどの繰り返しになりますが。

○■■■■氏 繰り返しなら言わなくていいです。

○宮本主任安全審査官 お答えします。公にすることにより法人の競争上の正当な利益を害するおそれがあること等から、公開できないものについてはマスキングした上でホームページに公開していますということが回答になります。

○■■■■氏 そうすると、仮に規制庁がその後に審査をして、これは事業者側のマスキングとして理由がないとして外して公表するという、そういう経路はないということですか。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

仮定の話で言われても我々としては回答できないんですが、基本的に、先ほど言いましたように、マスキングについては、我々のほうからも妥当であるかどうかというのは確認

はしているというのが現状です。

○■■■■氏 妥当であるかどうかを確認して、具体的にこれは妥当ではないから外しましたというものが実際にあるんですか。

○宮本主任安全審査官 恐らくですけど、御指摘のバージョンが変わると公表していた部分が消される部分については、審査の過程によって詳細な記載を行ったためにマスキングが必要になったというふうに我々としては認識しています。事業者においてバージョンが変更された際に、適正化が図られたものであると思っておりますが、当然事業者から提出される資料は膨大な量であり、全てのマスキング箇所を規制庁が結果的に精査しているというものではありません。

○■■■■氏 だとすると、先ほどと話が変わってくるんで、そこは、マスキングについて業者に指導しているのか、確認をしているのか、していないのか、ちょっと整理して教えてください。

○宮本主任安全審査官 できる範囲で確認しているということです。

○■■■■氏 何割ですか。

○宮本主任安全審査官 規制庁、宮本です。

割合としては、今答えることはできません。

○■■■■氏 後ほどでもいいです、これ。

それから、ケーブル火災については、先ほどの話ですと、ひっかかっているのは、「同等以上の難燃性能を有する」という表現が、「同等以上」というのはどういう意味なのかということがわからないんです。

例えば、燃えるケーブルと燃えないケーブルがそこにあった場合、火をつければ燃えるケーブルは燃えるけど、燃えないケーブルはなかなか燃えないというだけのことだと思っておりますから、それは明らかに難燃性能を有するというレベルで評価をするならば、一方はないわけで、一方はあるわけです。それにシートを巻いたからといって燃えなくなるわけではなくて、ただ内部の燃焼しにくくなるとか、あるいは燃えたとしてもほかのところに燃え移らないとか、そういったレベルの話であって、同等以上の性能とはどういう定義なのか、明らかにしてください。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

先ほど何割かという話があったと思うんですけど、分母をどこに持っていくかによって我々としては回答できないところもありますので、それについて何割というのは恐らく回

答できないかなと考えております。

○■■■■氏 今のはケーブルの答えですか。

○宮本主任安全審査官 違います。

○■■■■氏 マスキングですよ。

○宮本主任安全審査官 先ほどのマスキングの話を中心にさせていただきました。

○■■■■氏 わかりました。

○■■■■氏 聞いている問題じゃない。

○■■■■氏 次に、ケーブルの話。

○宮本主任安全審査官 ケーブルの話については、先ほど回答で言っていますけれども、難燃性能を何で見ているかということ、自己消火性試験と耐延焼性試験等の難燃性能と同等の試験で、実施結果を確認しているということになります。

○■■■■氏 だからそうやって実証試験をやった結果、非難燃性ケーブルと難燃性ケーブルでは、燃焼速度や他への着火性能などが、非難燃性のほうが難燃性よりも上回るということがあり得るんですか。「同等以上」と言っているんで、「同等」ならわかるんですよ。「同等以上」と言っているんです。それがわからんと言っているんです。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

「同等以上」と言っているのは、難燃性ケーブルについては、自己消火性と耐延焼性になりますけれども、「同等以上」と言っているのは、当然ながらプラスアルファとして、先ほど言いましたように、複合体については化学的影響、絶縁性、あとケーブルトレイの耐震性等も含めて確認しているということになります。その中には施工時に想定される防火シートのずれとか、すき間の傷も考慮した実証試験も含まれているので、「同等以上」という表現をしております。

○■■■■氏 その同等と言っている評価は、シートを巻く前の非難燃性ケーブルとシートを巻いた後の非難燃性ケーブルを比べているんですか。それとも、本来ならば難燃性ケーブルで施工するべきところに、非難燃性ケーブルにシートを巻いた状態で、非難燃性ケーブルと難燃性ケーブルを比較して、非難燃性ケーブルのほうが同等以上だと言っているんですか。

○宮本主任安全審査官 規制庁の宮本です。

後者だと考えています。

○■■■■氏 だとすると、今度は科学的にあり得ないです。そこから先は議論になっちゃい

ますから、とりあえず次に行きます。どうぞ。

○■■■■氏 総代の■■■■です。

時間もないのであれなんです、3点伺った中で、災害対策第5層に関しては、それは原子力災害対策特別措置法の範囲だから、一切審査もしていないし、何も答えられないというお話だったんですが、それならばということで伺いますが、どこでそのことについての、要するに一国民、一市民として、そういう部分の問題について規制庁は関係ないとすれば、どこが何を判断をするのか、そしてこのような行政不服審査をするにはどこに対してやればいいのか、教えてください。

それから二つ目の経理的基礎のことについては、別のところで規制庁の職員とお話しさせていただきましたけれども、廃棄物の処理及び清掃に関する法律という法律があって、この同法第8条の2第1項第3号においては、「施設の設置及び維持管理を的確にかつ継続して行うに足りる経理的基礎を有すること」というのが、この廃掃法では明文化されていません。

ここでは原炉法が問題ですので、原炉法のほうでは、この施設の維持管理について明文規定で触れていないことは承知の上ですが、ただ、なぜ原炉法のほうでは、設置のところだけを経理的基礎を見ているのかということについて、ある意味ではこれは経産省の問題になりますが、電力事業法で今まで包括的原備方式というようなことで、一旦できたものは、電力事業者がしっかりとした必要な経費がかかれば、それは電気料金に乗せることができるという仕組みでやってきた中、ある意味では設置のところだけをこの規制法で審査をすればいいという法のつくりになっているのではなかろうかと考えられるところ、電力事業法では来年の4月以降、包括原備方式がそうではなくなるという中で、事後の健全な維持管理というのを規制委員会が見ていないとすれば、一体どこがどうするんだという問題について、私ども東海第二原発の差し止め訴訟において、水戸地裁に司法判断をこの件については仰ぎつつあるところ、現時点ではほかでも判例的には確立されていませんけれども、どう考えるのか。

このことについては、ある意味で今回の許可認可とは別の保安規定の中で見ていくんだという考え方もあり、その後の検査の中で問題が起きようであれば、事後的に対応するから、その維持管理についても見るんだという規制庁職員からのお話もあるんですけども、それでは結果として事故が起きてしまったからということにもなるんであって、この法が本来予定している経理的基礎というのは、明文規定上現在の電力事業では設置の際だ

けかもしれないんだけど、維持管理についてまでしっかりと見ていくということを考えなければ嘘であって、そのことについてはいかなる釈明があるのかということは聞きたいと思っています。

それから三つ目の点については、先ほど工学的な観点から、2.8km離れているようなことを主たる理由として影響がないというふうに判断をしたから触れなかったんだということですけども、その再処理施設の後のものについても、今まさに規制委員会自身が審査をしている過程で極めて問題だ、やばいということが出されてきている中、シンプルに言えば、例えば17mの津波が直近で襲来した場合に、東海第二は保てるかもしれないけれども、再処理のほうはアウトになって、そこで甚大な被害が起こり得る。そのような場合、5kmの区域を再処理工場も指定しているわけですから、東海第二からも撤退をすると。1週間ぐらい閉じこもって安全管理をすることはできるかもしれませんが、そのようなことだけで済ませられるものではなくて、工学的にその影響のなさも判断したということ自体は、極めて後づけのというか、ほとんど内容のある審査じゃないと思いますが、いかがですか。

○藤森安全管理調査官 原子力規制庁、藤森です。

最初の一つ目の質問につきましては、本件処分の範囲外だと考えてございますので、二つ目、三つ目について、処分庁から回答は可能でしょうか。

○■■■■氏 健全な維持管理ということも範囲の外なんですか。

○宮本主任安全審査官 原子力規制庁の宮本です。

経理的基礎についての御質問です。経理的基礎についての審査は、炉規法の規定に基づき、申請者がその審査内容に関わる工事に要する資金を調達できる見込みがあるかを確認して、経理的基礎に関わる認可の基準の適合性を判断するものですので、設置許可では見込みの判断をしておるのが現状です。

あともう一つは東海再処理の問題ですけど、これちょっと回答が繰り返しになってしまいますけども、審査においては考慮の対象として周辺原子力施設を工学的に判断しているというのが答えになります。

以上です。

○■■■■氏 ちょっといいですか。総代の■■■■です。

この議論は聞いていてよくわかるように、今、宮本さんと津金さんがお答えになる。先ほど長々と質問と回答を答えられましたけど、それを弁明書に載せておけばいいんですよ。

そうしたらこんなに1時間半でも、もう少し有効な質疑ができたんです。そこがおかしいんです。それはもう一度言うておきます。私の手続的な問題で、この弁明書がなかったことによって、1時間半のうちの30分ぐらい、そういった質疑で、答えを紙でもらってれば、我々もまた追加質問いっぱいできたということをおきます。

それから、これも終わってしまうとあれなんで、藤森さんは審査官なんですか。審理官。

○藤森安全管理調査官 審査庁という立場。

○■■■■氏 審査庁という立場で。

○黒川統括調整官 一応審理官は私、黒川が審理官です。

○■■■■氏 黒川さんが審理官ですか。

○黒川統括調整官 審理官です。はい。

○■■■■氏 じゃあ、主としていろんな問題を、次あるかどうかわかりませんが、本来なら私たちは審理官と話をするというふうに、審理員ですね、普通の審査では。

○黒川統括調整官 そこがちょっと。

そのままでいいです。ごめんなさい。

不服審査法に基づく審理員と、規制庁における審理官は、ちょっと業務の中身が異なっていて、基本的に規制庁における審理官の役回りは、審査庁が決定書の案をつくったものを審査すると。さらにそれを委員会の場で説明するという役回りでありまして、直接請求人の方と相対するという、不服審査法に基づく審理員の役割は担っていない。そういう。

○■■■■氏 わかりました。内規のそういう、それらしいことは書いてあったのはわかりませんが、それ自身が私は問題だと思っております。

それと最後に、マスクングの問題もさっき■■■■さんから何度も指摘しましたし、院内ヒアリング集会で何度も何度も毎回私たちが言っていることですが、マスクング部があることによって、技術的な議論がちゃんとできない。そういう部分も今も見えたと思います。ですからあなた方、弁明書は出さない、マスクングはする、このようにして大事な部分を隠しているということを、もう一回強調しておきます。

○藤森安全管理調査官 回答は。

○■■■■氏 回答は終わったんですか。

○藤森安全管理調査官 はい。

○■■■■氏 あと最後に一つというふうに言っていましたけど、■■■■さんが今連名で書いて

いる分があるんです。これは次の運転延長のときに、少し時間を見てやらせてもらおうと思います。いいでしょうか。

○藤森安全管理調査官 運転延長のほうにつきましては、これからこの後予定されているかと思いますが、基本的には審査請求人の発言は認められておらず、総代からの発言が制度上の決められていることですので、またその時間があるって、可能であればということになるかと思いますが、すみません、ちょっとまた別の対応になりますので。

○■■■■氏 じゃあ一応、■■■■さんが書いていることを、タイトルだけ読み上げておきます。

1番、高エネルギーアーク損傷対策の問題点。

2番、アーク電流検出のジレンマ。

3番、本質安全の思考を採用すべき。

4番、早急に実施すべき事項。

あとは資料です。

そういったことで意見がありましたが、ちょっと時間切れということと、総代にしかしゃべらせないということで、今回は断念します。

○藤森安全管理調査官 それでは、お時間を過ぎておりますので、これをもちまして日本原子力発電株式会社東海第二発電所の設置変更の許可及び工事計画の認可に係る審査請求人総代から申し立てのあった口頭意見陳述会を終了いたします。

10分間休憩をとった後、同社東海第二発電所の運転延長の認可に係る審査請求人総代から申し立てのありました口頭意見陳述会を行いますので、関係者は御出席のほどお願いいたします。

以上です。

審査請求人

「東海第二発電所の設置変更の許可及び工事の計画の認可に対する審査請求に係る
口頭意見陳述会」における質問に対する回答について

令和元年11月25日に開催した東海第二発電所の設置変更の許可及び工事の計画の
認可に対する審査請求に係る口頭意見陳述会における御質問について、下記のとおり御
回答します。

「想定を超えるような大規模な自然災害等により原子炉施設の大規模な損壊が発
生した場合でも、炉心の著しい損傷等を緩和するための体制・手順等が整備されるこ
とを確認しています。」と説明があったが、その記載は審査書のどこにあるのか。

- 日本原子力発電株式会社東海第二発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電
用原子炉施設の変更）の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に規
定する許可の基準への適合について 【添付】日本原子力発電株式会社東海第二発電
所の発電用原子炉設置変更許可申請書（発電用原子炉施設の変更）に関する審査書（核
原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の6第1項第2号
（技術的能力に係るもの）、第3号及び第4号関連）

P. 479

V 大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対
応（重大事故等防止技術的能力基準2.1関係）
に記載されています。

URL : <https://www.nsr.go.jp/data/000246729.pdf>

原子力規制委員会原子力規制庁
原子力規制部審査グループ 実用炉審査部門
東海第二発電所設置変更許可及び工事計画認可処分担当